

杉並区保健福祉計画（地域福祉分野）

杉並区地域福祉推進計画

令和 5（2023）年度～令和 9（2027）年度

杉 並 区

目次

新たな保健福祉分野の計画の策定に当たって

| | |
|---------------------|---|
| 1 基本構想等の策定 | 3 |
| 2 保健福祉分野の計画の統合・再編 | 4 |
| 3 保健福祉分野全体を貫く基本理念 | 7 |
| 4 計画推進の方向性 | 8 |
| 5 分野横断的に共通した取組等について | 8 |

第1章 総論

| | |
|--------------------|----|
| 1 杉並区地域福祉推進計画策定の趣旨 | 11 |
| 2 計画の位置付け等 | 13 |
| 3 計画の期間 | 15 |

第2章 区を取り巻く状況

| | |
|-----------------|----|
| 1 地域福祉における社会の動向 | 19 |
| 2 区の地域福祉を取り巻く現状 | 22 |
| 3 これまでの区の実施と課題 | 28 |

第3章 計画の内容

| | |
|----------------------------------|-----------|
| 1 施策の体系 | 32 |
| 2 施策別の計画内容 | |
| 施策1 地域における支え合い・助け合いの取組の充実 | 36 |
| 【1】地域における支え合い・助け合いの推進 | 38 |
| 【2】地域の見守り体制の充実 | 42 |
| 【3】地域活動団体等との協働 | 44 |
| 【4】災害時における地域の支え合いの推進 | 46 |

目次

| | |
|------------------------------------|-----------|
| 施策2 自立し安心して暮らし続けられる支援の推進 | 52 |
| 【1】 成年後見制度等の利用促進 【杉並区成年後見制度利用促進計画】 | 54 |
| 【2】 権利擁護の仕組みの充実と虐待防止 | 60 |
| 【3】 身近な相談体制の充実 | 62 |
| 【4】 包括的相談支援体制の構築 | 64 |
| 【5】 生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実 | 67 |
| 【6】 生活保護受給者等の支援 | 72 |
| 【7】 住宅確保要配慮者等の居住支援 | 74 |
| 【8】 再犯防止等の推進 | 76 |
| 【9】 移動のための支援の充実 | 80 |
| | |
| 施策3 地域福祉の基盤整備 | 82 |
| 【1】 気軽に集い交流できる場の充実 | 84 |
| 【2】 情報発信の強化及び情報格差の解消 | 88 |
| 【3】 地域福祉の担い手の育成・支援 | 91 |
| 【4】 保健福祉サービスの質の向上 | 94 |
| 【5】 ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 | 97 |

第4章 計画の推進に当たって

| | |
|------------|-----|
| 計画の推進に当たって | 101 |
|------------|-----|

資料編

| | |
|--------------------------|--|
| 1 保健福祉施策において分野横断的に実施する事業 | |
|--------------------------|--|

新たな保健福祉分野の計画の 策定に当たって

新たな保健福祉分野の計画の策定に当たって

区ではこの間、保健福祉分野の課題を解決するため、保健・福祉・医療の各施策における取組の基本的な方向性や、事業の体系等を明らかにした「杉並区保健福祉計画」を策定し、これに基づき、区の保健福祉施策を総合的に推進してきました。

このたび、区の新たな基本構想が策定されたことや、これまでの保健福祉計画における課題を踏まえ、保健福祉分野全体の計画体系を再編した、新たな計画として策定します。

1 基本構想等の策定

(1) 杉並区基本構想の策定

○区では、今後の社会経済環境の変化を見据え、実効性や実現可能性を確保することを念頭に置き、概ね10年程度の杉並区の将来を展望する羅針盤として、「杉並区基本構想」を令和3（2021）年10月に策定しました。

区が目指すまちの姿

みどり豊かな 住まいのみやこ

○基本構想では、8つの分野ごとの将来像を掲げ、「健康・医療分野」「福祉・地域共生分野」「子ども分野」における将来像を以下のとおり描いています。

健康・医療分野における将来像

「人生100年時代」を自分らしく健やかに生きることができるまち

福祉・地域共生分野における将来像

すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち

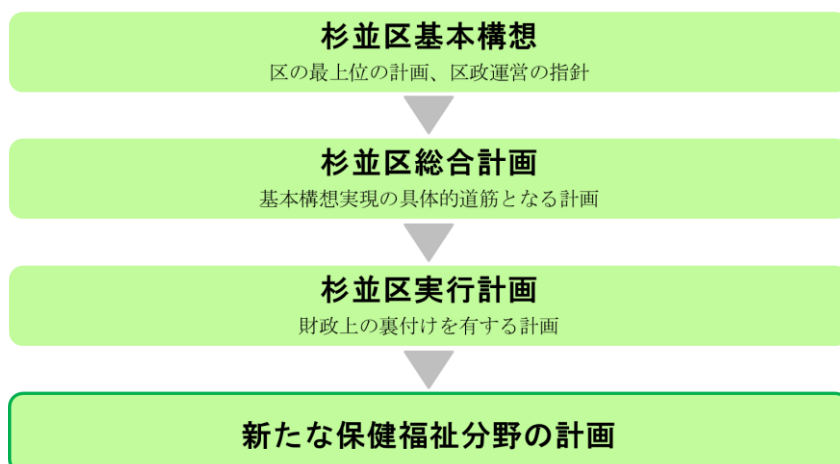
子ども分野における将来像

すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち

(2) 杉並区総合計画・実行計画の策定

○区は、基本構想の実現を目指すための具体的な道筋として、令和4（2022）年度を始期とする新たな杉並区総合計画・杉並区実行計画を策定し、分野ごとの施策を定めるとともに、各施策に掲げる目標を達成するための取組・事業を計画化しました。

計画の位置付け



2 保健福祉分野の計画の統合・再編

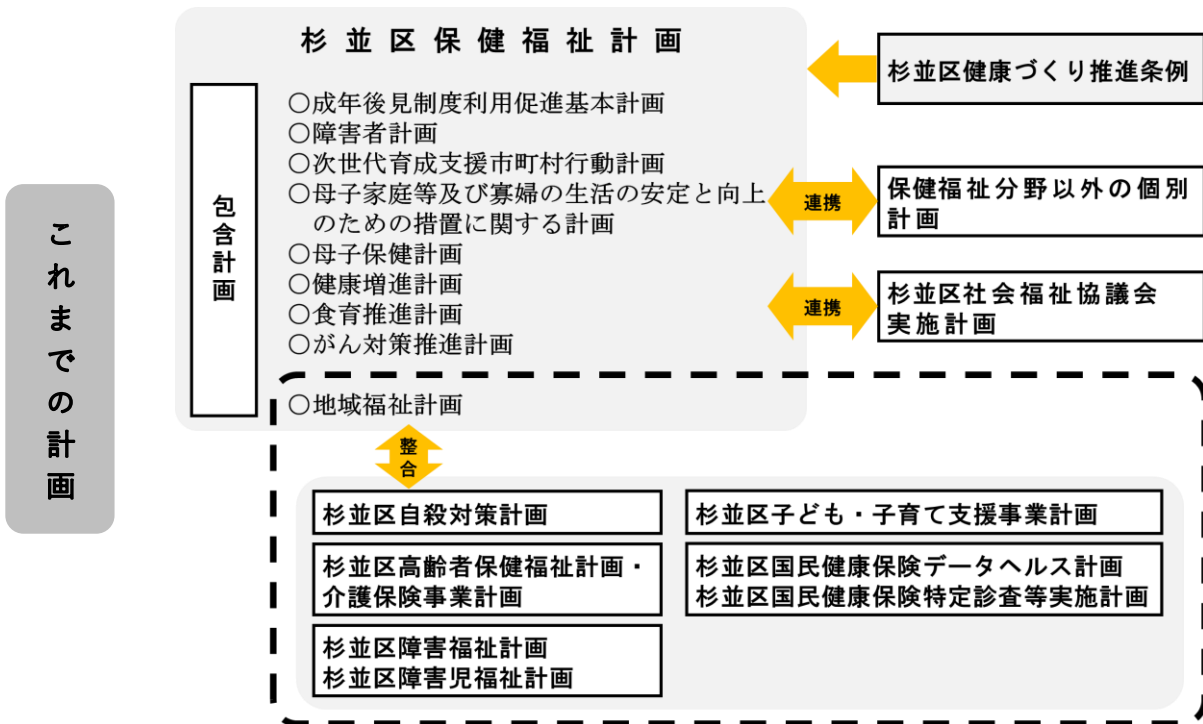
(1) これまでの保健福祉計画における課題

- 急速に進む少子高齢化や核家族化、ライフスタイルの多様化などにより、保健福祉の各分野（地域福祉・障害者・高齢者・子ども家庭・健康医療）において取り組む領域が拡大していることから、保健福祉施策全体を網羅した一体的な計画として示すことが難しくなっています。
- また、保健福祉の各分野に関連する法令等に基づき、保健福祉計画とは別に策定している個別の計画があることに加え、それらの計画期間は根拠となる法令等によって様々であるため、分野ごとの取組内容の全体像がわかりにくいという課題もありました。
- 一方、地域住民の抱える生活課題は、一つの分野だけでは対応しきれない複雑かつ複合的なものとなっており、複数の分野が連携して対応する必要があります。

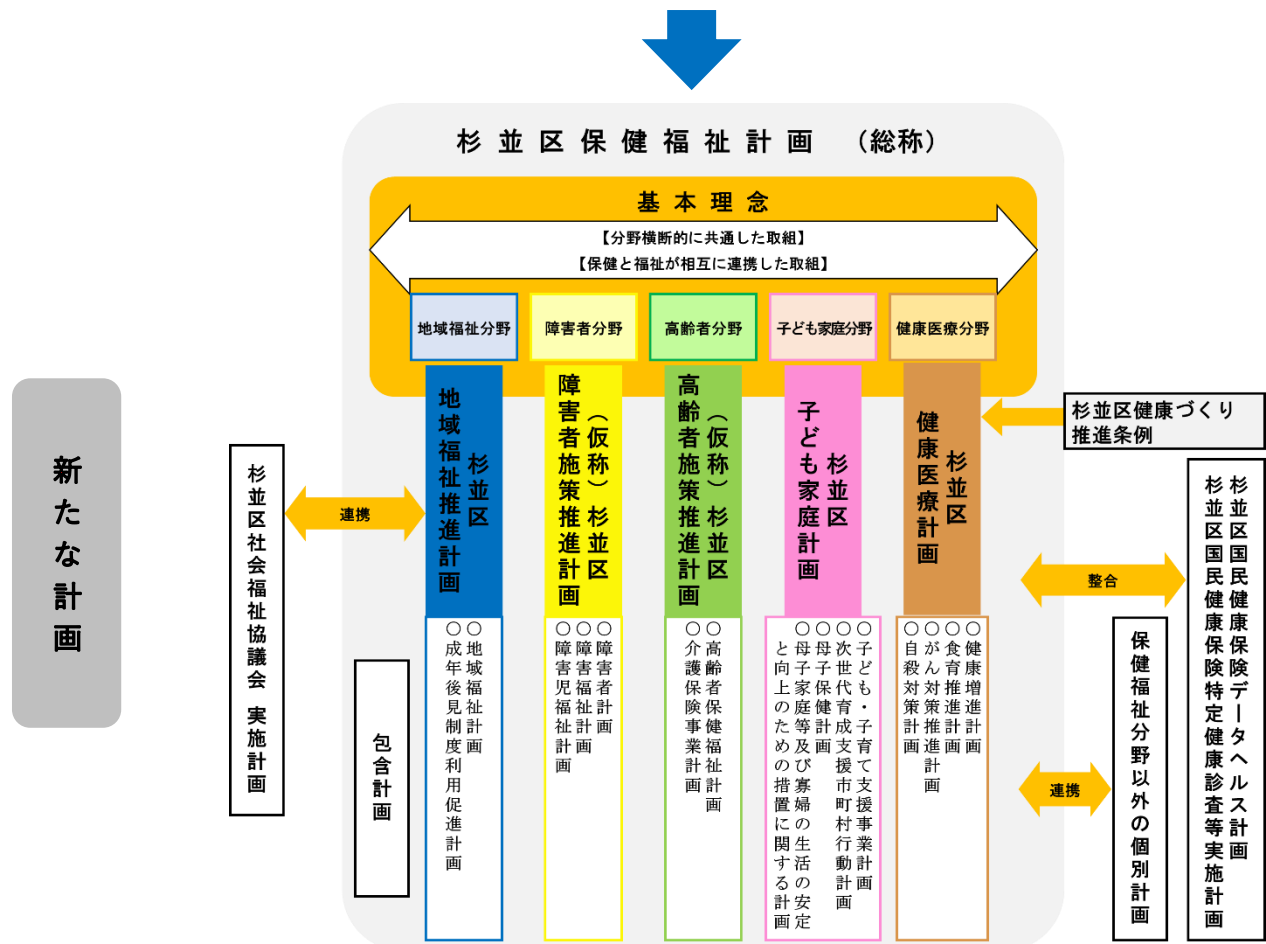
(2) 新たな計画策定の基本的な考え方

- こうした課題を踏まえ、新たに策定する計画は、分野ごとの取組を把握しやすくするため、法令等に基づく計画を中心に、各分野別（地域福祉・障害者・高齢者・子ども家庭・健康医療の5分野）の体系ごとに統合・再編しました。
- また、区の保健福祉施策を一体的に進めていくため、統合・再編した各分野別の計画には、保健福祉分野全体を貫く基本理念や計画推進の方向性などを共通に示すとともに、分野横断的に共通した取組や保健と福祉が連携した取組の一覧を地域福祉推進計画の中に明記し、各取組の概要については、それぞれの分野別計画の中で明らかにしました。
- なお、保健福祉の各分野別計画の計画期間は、法令等で定められた計画における計画期間と整合を図ることとします。
- 再編した分野別の計画をまとめて「杉並区保健福祉計画」と総称します。

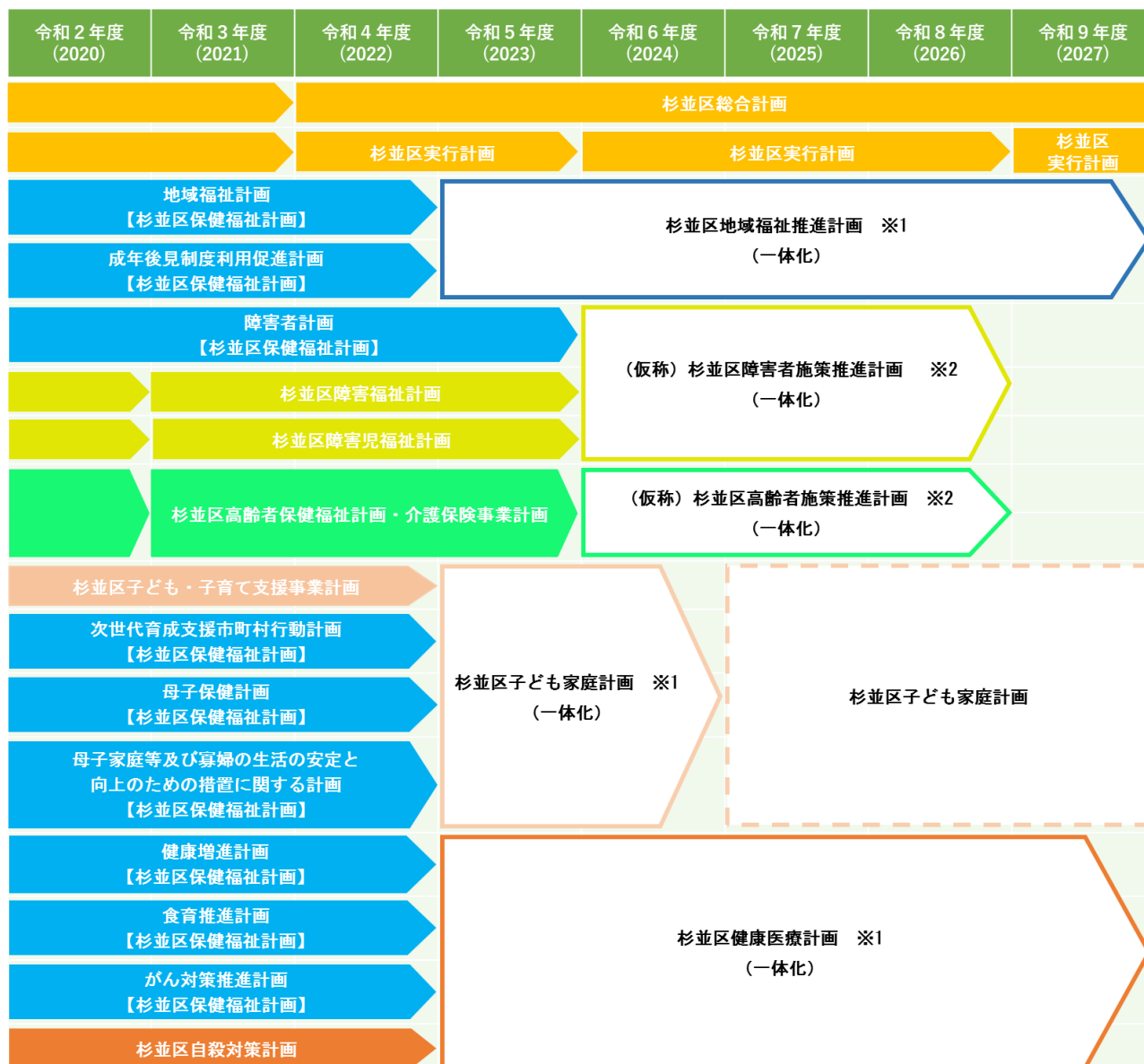
計画体系図の比較



分野ごとの取組を把握しやすくし、関連する計画を包含した計画に統合・再編



保健福祉の各分野計画の計画期間



※1 令和5(2023)年度は、杉並区地域福祉推進計画・杉並区子ども家庭計画・杉並区健康医療計画を策定します。

※2 (仮称) 杉並区障害者施策推進計画及び(仮称) 杉並区高齢者施策推進計画については、法令等で定める現在の障害福祉計画・障害児福祉計画及び介護保険事業計画の計画終期が令和5(2023)年度末であることに加え、国において関連計画等の作成に向けた議論や見直し検討が既に行われていることを踏まえ、令和6(2024)年度を始期とする計画を策定します。

3 保健福祉分野全体を貫く基本理念

杉並区基本構想に掲げる区が目指すまちの姿「みどり豊かな住まいのみやこ」の実現に向けて、保健福祉分野の取組を推進するに当たり、次の基本理念を掲げます。

(1) 人間性の尊重

日常生活のあらゆる場面で、個人の尊厳や権利が冒されることなく、自己の意思に基づく選択や決定ができるよう、区民一人ひとりの人間性が尊重されることを何よりも優先します。

(2) 自立の促進

すべての区民が、持てる能力を発揮しながら、主体的に社会参加し、自分らしく安心した生活を営むことができるよう、一人ひとりの自立に向けた取組をサポートしていきます。

(3) 予防の重視

誰もが安心して健やかに暮らせるよう、病気やけが、身体機能の低下や生活困難、感染症等の健康危機^{*1}などを軽減する予防の取組を重視します。

(4) 支え合いの醸成

様々な価値観を互いに認め合い、支え・支えられることができるよう、世代や属性を超えた多様な交流ができる環境を整え、誰もが暮らしやすい地域社会を築いていきます。

(5) 孤立の防止

必要な人が必要なときに、人・活動・組織とつながることができるよう、多様な主体が参画、連携し、孤立させない仕組みを整えていきます。

*1 健康危機：食中毒、感染症、飲料水、毒物劇物、医薬品その他何らかの原因により、住民の生命と健康の安全が脅かされる事態

4 計画推進の方向性

- 保健福祉施策に関連する組織間の更なる連携強化と計画化した取組の進行管理を行うため、庁内に「保健福祉施策推進連絡会議」を設置し、計画の推進を図っていきます。
- また、分野横断的な課題への対応について、関連する組織間の連絡と調整を綿密に図り、課題解決に向けて取り組んでいきます。

5 分野横断的に共通した取組等について

- 各分野（地域福祉・障害者・高齢者・子ども家庭・健康医療）の制度やサービス提供だけでは解決が難しい課題、支援対象を世帯と捉えた複合的な課題を解決するために、相談支援機関を中心とした各分野による連携をより一層強化した取組が必要です。
- また、保健と福祉が相互に連携した取組やライフステージ^{*2}に応じた保健福祉のサービス展開などについても、各分野が横断的に連携して対応することが重要です。
- こうした分野横断的に取り組むべき事業等については、地域福祉推進計画の中で「保健福祉施策において分野横断的に実施する事業」（巻末資料）として明らかにするとともに、「4 計画推進の方向性」で示したとおり、組織間の更なる連携強化を図っていきます。
- さらに、各分野別計画において、地域や関係団体と連携して課題解決に取り組み、分野や組織を超えた切れ目のない取組をきめ細やかに推進することで、子どもから高齢者まで安心して健やかに暮らし続けられる杉並区を目指します。

*2 ライフステージ：乳児期、幼児期、児童期、青年期、壮年期、老齢期など、人が生まれてから亡くなるまでの生活環境の段階のこと

第1章

総論

1 杉並区地域福祉推進計画策定の趣旨

(1) 計画策定の経緯

- 急速な少子高齢化や核家族化の進行、ライフスタイルの多様化などにより、社会構造が大きく変化していることに伴い、8050問題^{*3}やダブルケア^{*4}といった複雑化・複合化した問題を抱える区民が増加し、制度や分野ごとの福祉サービスでは対応が困難な課題が顕在化しています。
- さらに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大は、人々の働き方や暮らし方に大きな影響を及ぼすとともに、地域の集まりやイベントの延期や中止が余儀なくされ、地域のつながりの希薄化に拍車をかけ、社会的孤立^{*5}や生活困窮等といった問題がより一層深刻化しています。
- これまで区では、「地域福祉」「障害者」「高齢者」「子ども家庭」「健康医療」の分野別の法定計画等を包含し、保健福祉施策全体を網羅した計画として「杉並区保健福祉計画」を策定していましたが、前述の「新たな保健福祉分野の計画の策定に当たって」で示したとおり、保健福祉の各分野が取り組む領域が拡大し、かつ計画期間も異なることから、保健福祉施策全体を網羅した一体的な計画として示すことが困難になっています。
- こうした区民や区を取り巻く環境の変化に的確に対応するため、法令等に基づく計画を中心に、保健福祉の各分野別の体系ごとに統合・再編を行うこととし、地域福祉分野の計画については「杉並区地域福祉推進計画」（以下「本計画」という。）として新たに策定することとしました。

*3 8050問題：高齢者の親とひきこもりの50代の子の世帯等が、支援につながらないまま孤立する問題

*4 ダブルケア：子育てと親の介護を同時に抱えている状態

*5 社会的孤立：家族や地域社会との交流が、客観的にみて著しく乏しい状態

(2) 杉並区基本構想で示す将来像と取組の方向性

○令和3（2021）年10月に策定した杉並区基本構想では、分野ごとの将来像を掲げるとともに、実現するための取組の方向性を示しています。

福祉・地域共生分野における将来像

■すべての人が認め合い、支え・支えられながら共生するまち

福祉・地域共生分野における取組の方向性

1 互いを理解し、認め合い、支え・支えられながら暮らすことができる社会をつくる

- 国籍や性別、年齢の違いや障害の有無、性的指向や性自認等に関わらず、お互いを理解し合うための機会や場所を身近な地域につくることなどを通じ、誰一人として取り残されることのない共生社会をつくりまします。
- 地域の中に、ボランティアや趣味の活動などの様々な社会参加活動の選択肢が用意され、そこに参加する区民がそれぞれの力を発揮できる環境を整備するなど、共助の活動を支援し、地域で支え合うまちづくりを進めます。

2 地域に多様な社会基盤が整い、自分らしく歳を重ねることができるまちをつくる

- 「人生100年時代」に自分らしく歳を重ね、人生の最終段階まで住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、多様な福祉基盤を整えていきます。
- 一人ひとりに合った就労や社会参加の選択肢を幅広く提供し、高齢者や障害者を含め、誰もが役割を持って社会に参加できる環境をつくりまします。

3 多種多様なつながり方をつくり、孤立させないまちをつくる

- 地域の中で孤立しないように、必要なときには、ICT^{*6}を活用するなど多様なスタイルで、地域社会とつながれる仕組みを構築します。
- 公的な介護の充実を図るとともに、これによらず家族や関係者を個別に支えている人（ケアラー）が孤立したり、将来の選択肢を奪われたりすることがない社会をつくりまします。

*6 ICT：Information and Communication Technology の略。コンピュータやネットワークに関連する分野の技術・産業・設備・サービスなどの総称で、情報共有、伝達するための技術

2 計画の位置付け等

(1) 計画の位置付け

- 本計画は、杉並区基本構想が目指す「福祉・地域共生分野」における将来像の実現に向けて、杉並区総合計画・実行計画との整合を図った上で、区の地域福祉施策を総合的に展開していくための基本的な方向性と取組を示した、保健福祉計画を構成する地域福祉分野の計画として策定します。
- 本計画は、社会福祉法第107条第1項の規定に基づく「市町村地域福祉計画」に位置付けます。
- 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項の規定に基づく「当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」を包含します。
- 「あなたの力（チカラ）をつなげる共助のまちづくり」を基本目標に掲げ、区の地域福祉の推進に大きな役割を担っている杉並区社会福祉協議会が策定する「杉並区社会福祉協議会 実施計画」と連携を図っていきます。

杉並区地域福祉推進計画に包含する計画と根拠法令

| 計画名 | 包含する計画 | 根拠法令 |
|-------------|--------------|---------------------------|
| 杉並区地域福祉推進計画 | 地域福祉計画 | 社会福祉法第107条第1項 |
| | 成年後見制度利用促進計画 | 成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項 |

包含計画の根拠法令

<地域福祉計画の位置付け(抜粋)>

社会福祉法 第107条第1項(市町村地域福祉計画)

市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 二 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 三 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 四 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 五 包括的な支援体制の整備に関する事項

<成年後見制度利用促進計画の位置付け(抜粋)>

成年後見制度の利用の促進に関する法律 第14条(市町村の講ずる措置)

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

杉並区社会福祉協議会の役割及び連携

杉並区社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設置された社会福祉法人で、会員制度に支えられた民間団体として、地域福祉課題に取り組んでいます。

「ささえあう地域づくりが仕事です」を理念に掲げるとともに、「あなたの力(チカラ)をつなげる共助のまちづくり」を基本目標に、地域住民や関係機関と共に地域の共助力の向上を目指して地域福祉の推進に取り組んでいます。

主な取組は、区民の地域福祉活動の支援やボランティア活動の推進、地域福祉における権利擁護等に関する相談や高齢者をはじめ地域のあらゆる福祉活動の相談対応などです。また、災害時には災害ボランティアセンターを立ち上げて運営する役割も担っています。

また、杉並区社会福祉協議会が、令和5(2023)年度に策定する予定の「(仮)地域福祉活動計画」は、本計画と車の両輪のように緊密な連携を図り、区民とともに地域福祉関係者・関係団体などの様々な活動主体と協働して、着実に地域福祉を進めていきます。

(2) 計画策定の考え方

- 今回策定する本計画では、区の地域福祉施策を推進するための各福祉分野に共通する主な事業や取組を網羅的に示すとともに、地域共生社会^{*7}の実現に向けた地域福祉分野における事業の方向性や、優先的に推進する取組を提示しています。
- また、杉並区基本構想の策定に向けて設置された「杉並区基本構想審議会」において、その審議過程で出された具体的な提案をまとめた「基本構想に基づく具体的な取組の実施に当たって一提言一」や審議会での議論等を踏まえ、地域福祉分野に属する事項をできる限り計画に反映させています。
- 本計画には、現在の行政計画では実施規模等が確定していないものが含まれていますが、今後、行政計画の改定時や予算の中に位置付けて、取組等を推進していきます。

3 計画の期間

- 本計画の期間は、令和5（2023）年度から令和9（2027）年度までの5年間とします。
- なお、上位計画の改定、社会経済環境の大きな変化や国の方針策定・変更など、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合には、必要に応じて見直しを行います。

^{*7} 地域共生社会：制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

第2章

区を取り巻く状況

1 地域福祉における社会の動向

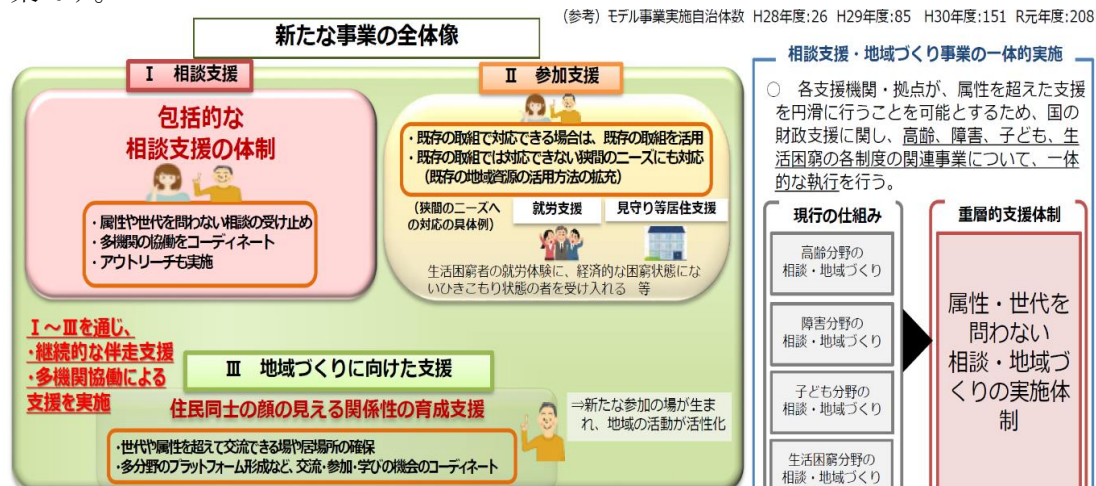
(1) 社会福祉法の改正

- 近年、国は「地域共生社会の実現」に向け、数回に及ぶ社会福祉法の改正を行ってきました。平成29（2017）年6月の改正では、区市町村による地域福祉計画の策定が努力義務化されるとともに、複合化した地域生活課題に対応する包括的な支援体制の整備についての取組が追加されました。
- さらに、令和2（2020）年6月の改正では、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制の構築を推進するため、新たに「重層的支援体制整備事業」が創設されました。この事業では、「相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の3つの支援が相互に重なり合いながら、区市町村全体の体制として本人・世帯に寄り添い、伴走する支援体制を構築・強化するものと示されています。
- 区では今後、複合的課題等を抱えた区民や世帯に寄り添った支援策を強化するため、重層的支援体制整備事業の実施に向けて、関係組織間で検討を進めていきます。

コラム 重層的支援体制整備事業

重層的支援体制整備事業は、社会福祉法に基づき、区市町村において対象者の世代や分野を問わない相談支援、社会参加の実現にむけた支援、地域で住民同士が交流する場や居場所、地域のネットワークづくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備することを目的としています。

具体的には、①属性を問わない相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を柱として、これらの3つの支援を一層効果的・円滑に実施するために、④アウトリーチ^{*8}等を通じた継続的支援、⑤多機関協働による支援を新たな機能として強化し、①から⑤までの支援を一体的に実施する事業です。



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。
 (ア) 狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する
 (イ) 地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる
 (ウ) 災害時の円滑な対応にもつながる

*8 アウトリーチ：支援が必要であるにもかかわらず、届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報、支援を届けること

(2) 成年後見制度の利用促進に向けた取組

- 国は、成年後見制度が、認知症や知的障害、その他の精神上の障害等があることにより、財産の管理や日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うための重要な手段であるにもかかわらず、利用者が制度を利用するメリットを実感できず、必要な人に制度が十分に利用されていないことから、平成28（2016）年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」を制定し、施行しました。
- この法律には、国は成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画を定めることが明記されており、これに基づき国は平成29（2017）年3月に「第一期成年後見制度利用促進基本計画」を策定しました。また、令和4（2022）年3月には「第二期成年後見制度利用促進基本計画」を策定し、第一期計画で浮き彫りになった課題に対応した具体的な利用促進策を掲げています。
- 区は、本計画に「成年後見制度利用促進計画」を内包することとし、国の第二期計画を踏まえた成年後見制度の利用促進に向けた事業を位置付け、具体的に取組内容等を示しています。

(3) 東京都地域福祉支援計画の策定

- 東京都は、都、区市町村、関係団体及び地域住民等が一体となって地域福祉を推進することを目的として、令和3（2021）年12月に「第二期東京都地域福祉支援計画」を策定しました。
- 第二期計画では、東京都の総合的かつ計画的な福祉施策の推進に資するとともに、広域的な見地から区市町村の地域福祉を支援し、都内における分野横断的な福祉施策の展開を加速させることにより、地域共生社会を実現することを目標にしています。
- また、「地域での包括的な支援体制づくり」、「誰もが安心して地域で暮らせる社会を支える」、「地域福祉を支える基盤を強化する」という3つの施策テーマを設定し、それぞれのテーマに関する課題と、計画期間中に東京都が取り組む方向性を明らかにしています。

(4) コロナ禍において顕在化した新たな課題への対応

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって、これまで地域において行われていた会議や交流の機会は大幅に減少しました。これにより、会議等の開催や面談は、参集によるリアルな面談方式からICTを活用したオンライン形式での実施が増加し、地域では感染防止に努めながら活動するなど、人々の働き方やコミュニケーションの在り方は大きく様変わりしています。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大がデジタル化の進展に拍車をかけていることを踏まえると、今後は誰もが適切なコミュニケーションが取れるよう、デジタルデバイド^{*9}の是正を図ることが求められます。
- 地域福祉分野においても、地域とのつながりの希薄化によって生ずるひきこもり^{*10}への対応や、生活困窮者^{*11}の増加による相談体制の強化など、取り組むべき課題が表面化していることから、今後も関係機関と連携し、コロナ禍による変化に柔軟に対応しながら地域福祉を推進する必要があります。

(5) SDGsへの取組

- 平成27（2015）年9月の国連サミットにおいて、令和12（2030）年に向けた国際目標である「SDGs（持続可能な開発のための2030アジェンダ）」が採択されました。SDGsでは「地球上の誰一人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境に関する様々な問題を総合的に解決し、持続可能な世界を実現するため、17の目標と169のターゲットを掲げています。
- 区では、杉並区総合計画・実行計画において、区の具体的な取組とSDGsとの対応関係を明示し、世界規模の課題と地域の課題が連なっていることを区民と共有した上で、各計画事業を推進していくこととしています。
- このことを踏まえて、本計画においてもSDGsの目標と区の取組との対応関係を明示するとともに、今後とも世界共通の目標として設定されたSDGsの考え方と軌を一にした取組を進めていきます。

*9 デジタルデバイド：インターネットやパソコン等の情報通信技術を利用できる者と利用できない者との間に生じる格差

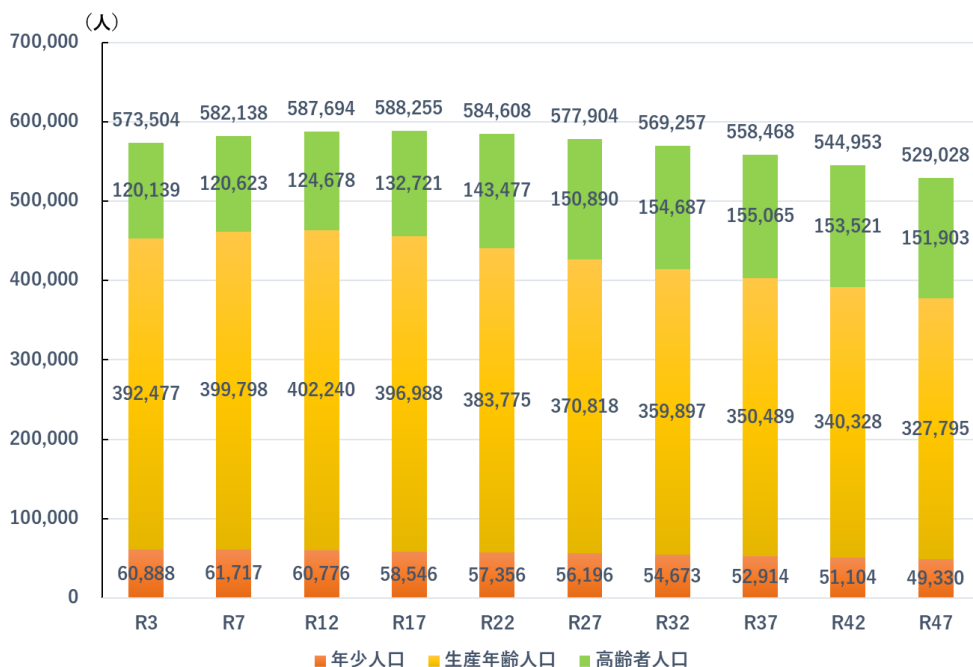
*10 ひきこもり：様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態

*11 生活困窮者：就労の状況、心身の状況、地域社会との関係その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者

2 区の地域福祉を取り巻く現状

(1) 人口の推移

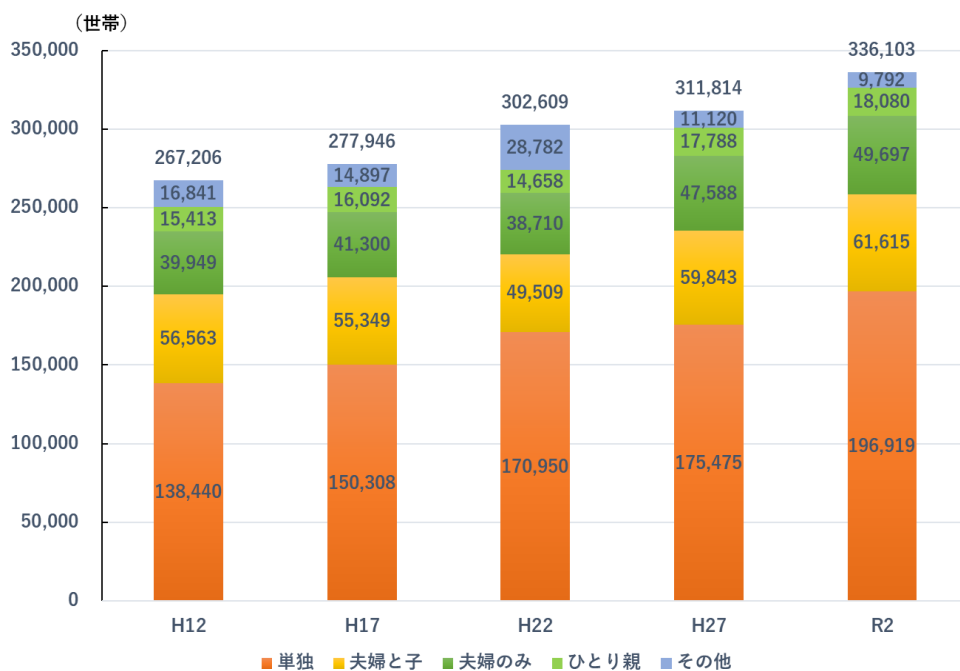
○区の人口は令和3（2021）年に573,504人となっており、令和17（2035）年頃まで微増で推移した後、令和47（2065）年には529,028人になることが見込まれます。



出典：杉並区総合計画・実行計画

(2) 世帯数

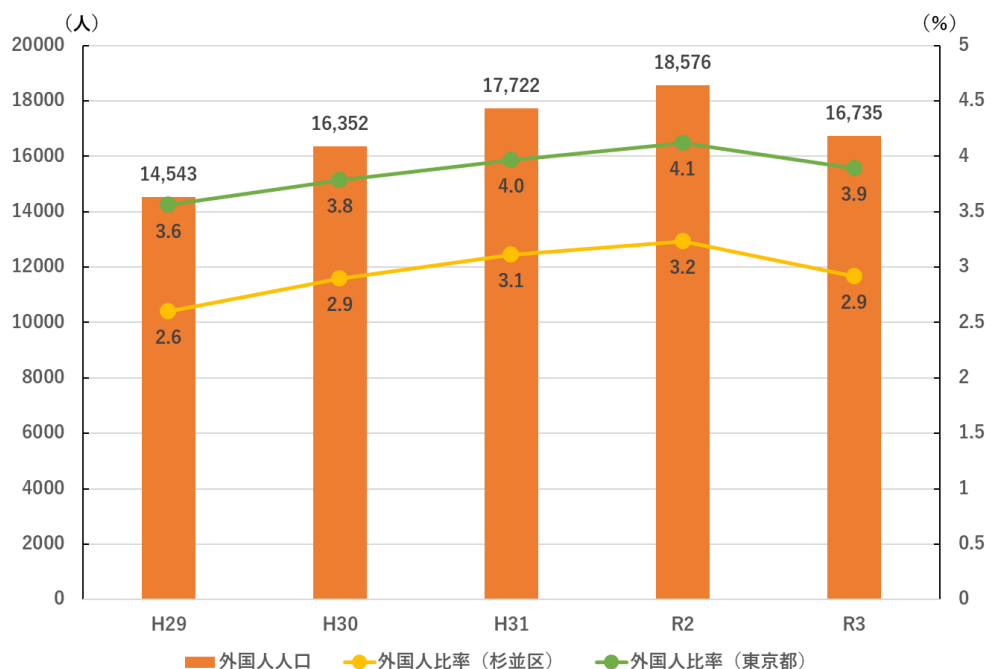
○総世帯数は令和2（2020）年に336,103世帯となっており、単独世帯が全体の約6割を占めています。



出典：杉並区統計書（各年10月1日現在）

(3) 外国人人口

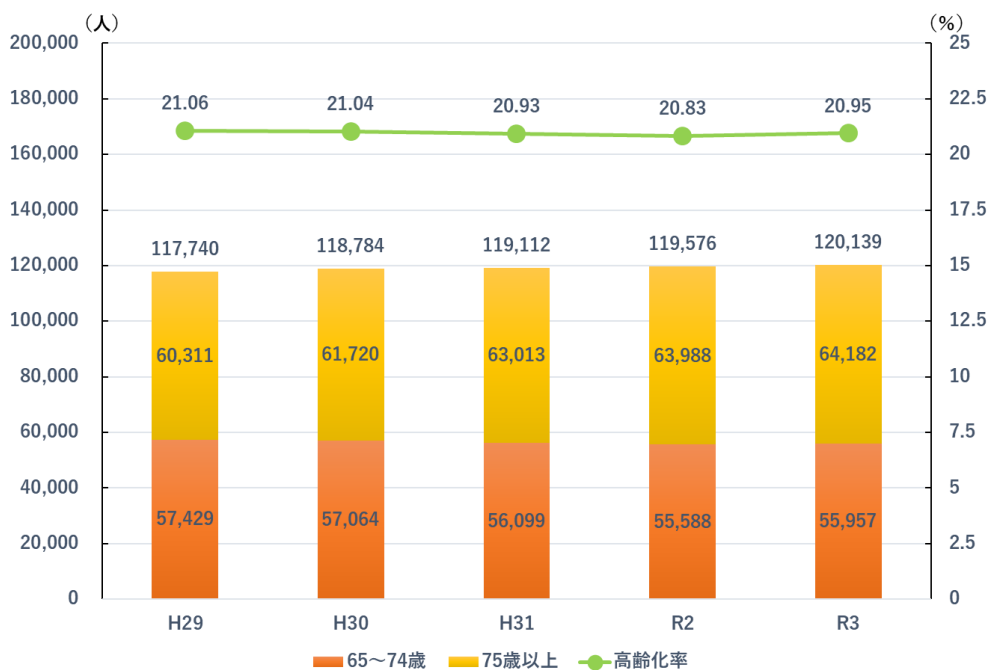
- 在住外国人の人口は増加傾向が続いていましたが、令和3（2021）年は一転して減少しています。
- 総人口に占める在住外国人の割合は2～3%台で推移しており、東京都の比率よりも低くなっています。



出典：東京都—東京都の統計（各年1月1日現在）
杉並区—杉並区統計書（各年1月1日現在）

(4) 高齢者人口

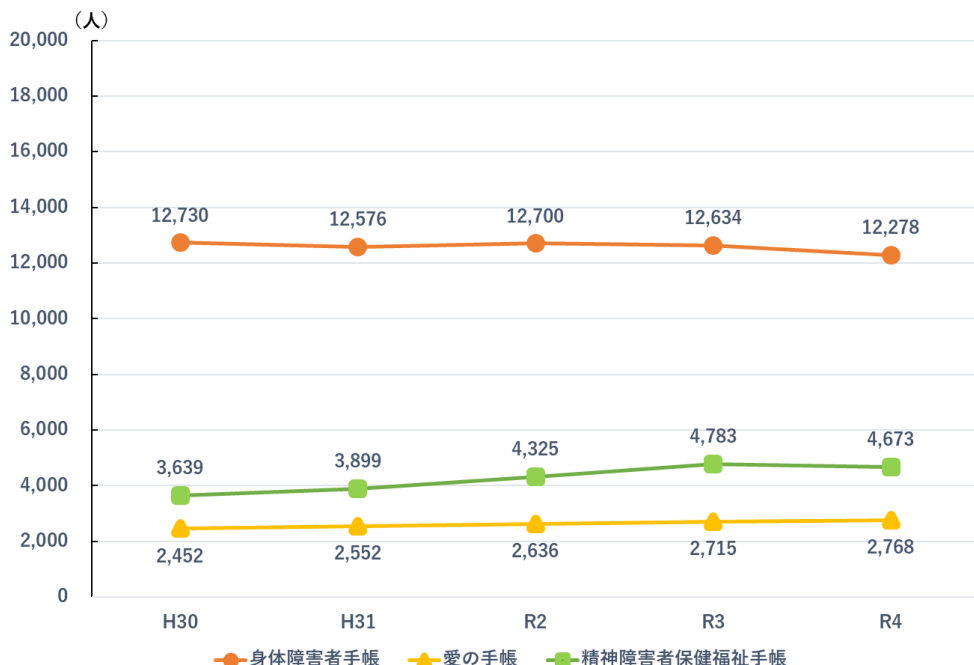
- 高齢者は年々増加し、令和3（2021）年には120,139人となっており、高齢化率（総人口に占める65歳以上の割合）は20.95%となっています。



出典：杉並区統計書（各年1月1日現在）

(5) 障害者手帳所持者数

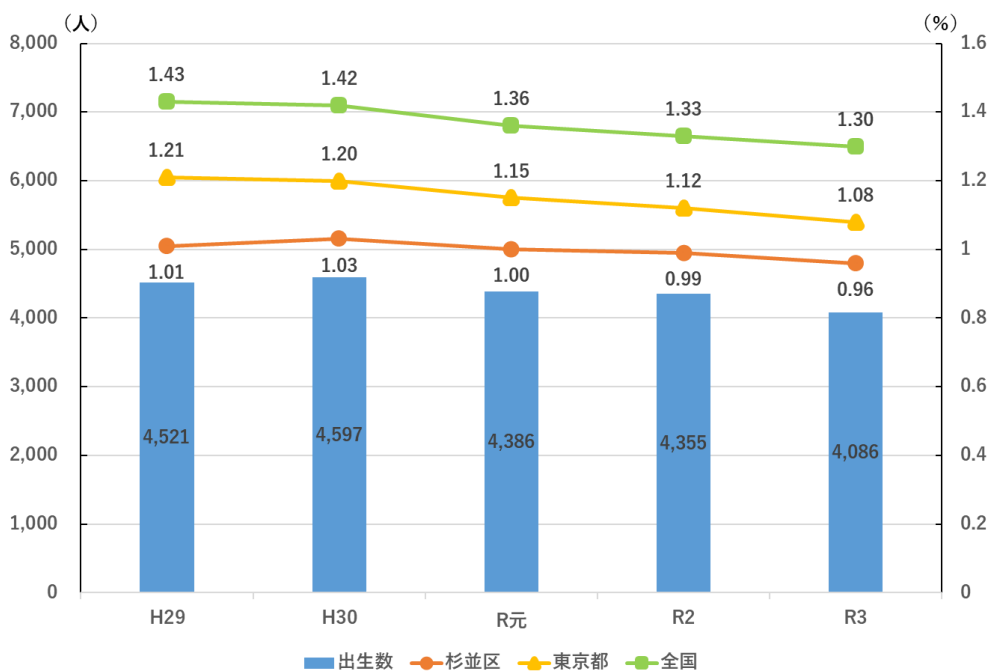
○令和4（2022）年4月1日現在で、身体障害者手帳所持者は12,278人、愛の手帳（知的障害の手帳）所持者は2,768人、精神障害者保健福祉手帳所持者は4,673人となっています。平成30（2018）年度以降、身体障害者手帳所持者は増減を繰り返し、愛の手帳所持者は微増、精神障害者保健福祉手帳所持者は1,000人以上増加しています。



出典：杉並区保健福祉事業概要（各年4月1日現在。ただし、精神障害者保健福祉手帳は3月31日現在を4月1日に読み替えて作成）

(6) 出生数・出生率

○出生数は平成31（2019）年以降減少傾向にあり、令和3（2021）年で4,086人となっています。
○区の合計特殊出生率は、国や東京都に比べて低い状況にあります。

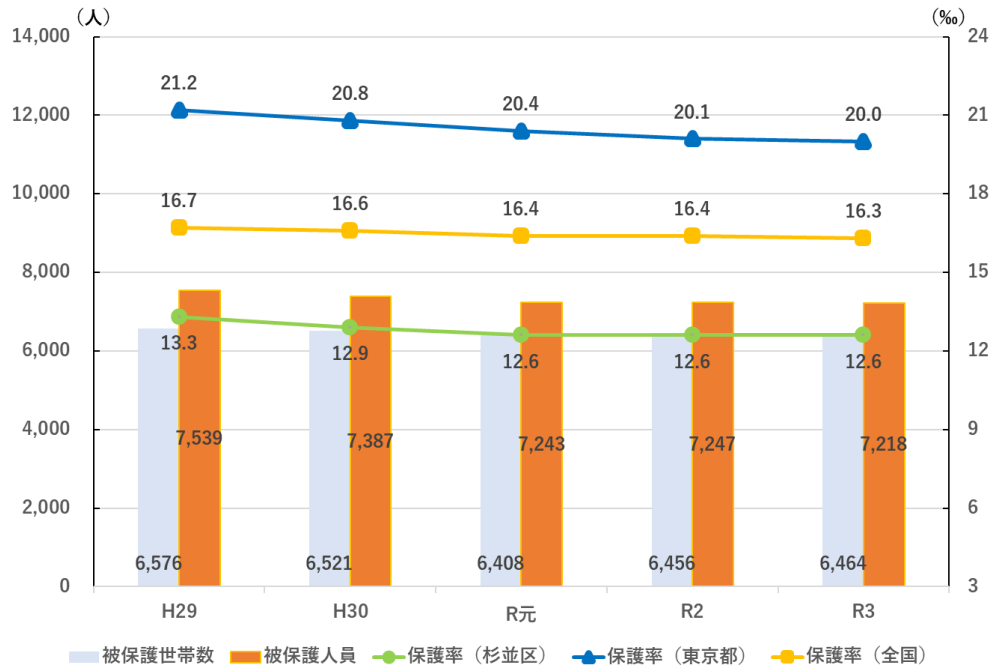


出典：杉並区保健福祉事業概要
※合計特殊出生率：一人の女性が15～49歳の間に産む子どもの数を示す指標

(7) 生活保護世帯数及び保護率の推移

○生活保護の世帯数は減少傾向にありましたが、令和2（2020）年度から微増に転じ、令和3（2021）年度末現在で6,464世帯となっています。

○保護率※は、国や東京都に比べて低い状況にあります。



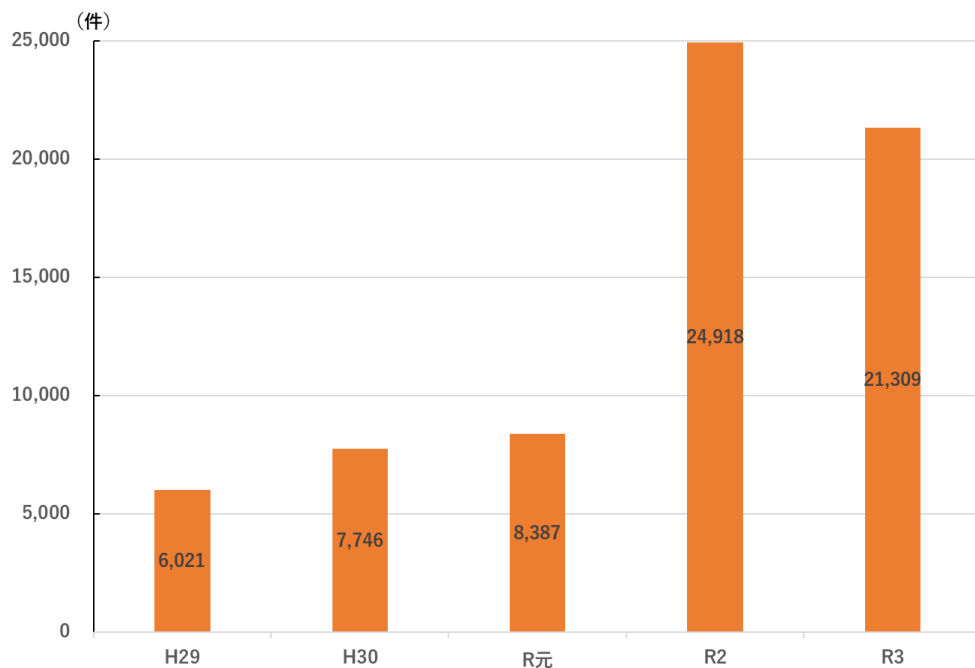
出典：杉並区保健福祉事業概要

※保護率（人口千対）：被保護実人員÷区人口×1,000で算出

(8) 生活困窮者自立支援法に基づく相談件数

○相談件数はコロナ禍の影響により大幅に増加し、令和2（2020）年度は24,918件となっています。

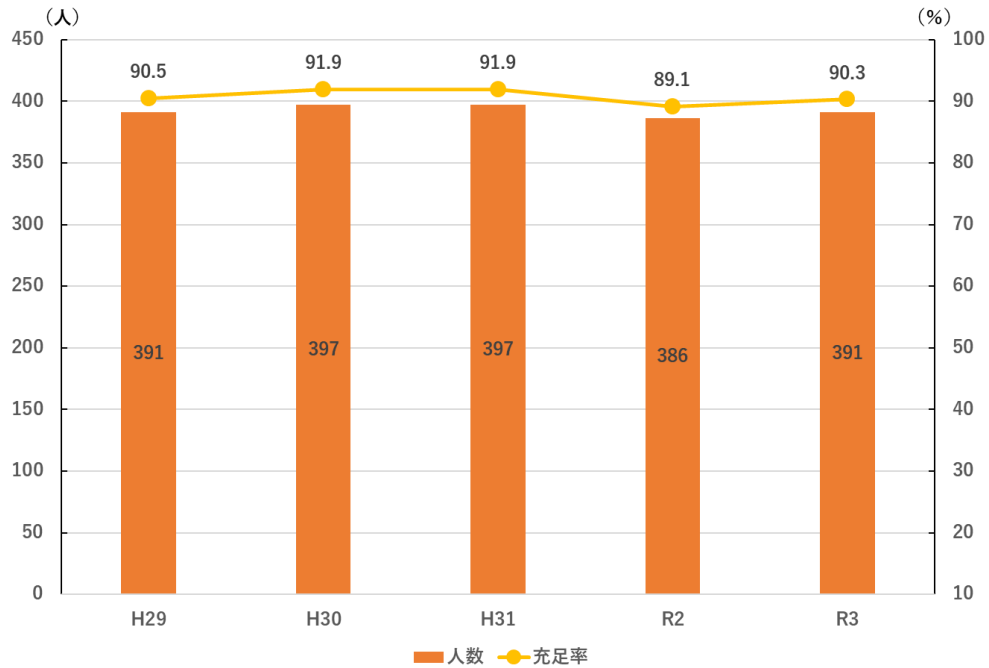
○令和3（2021）年度は、令和元（2019）年度と比べて約2.5倍となっています。



出典：杉並区保健福祉事業概要

(9) 民生委員・児童委員数及び定員充足率の推移

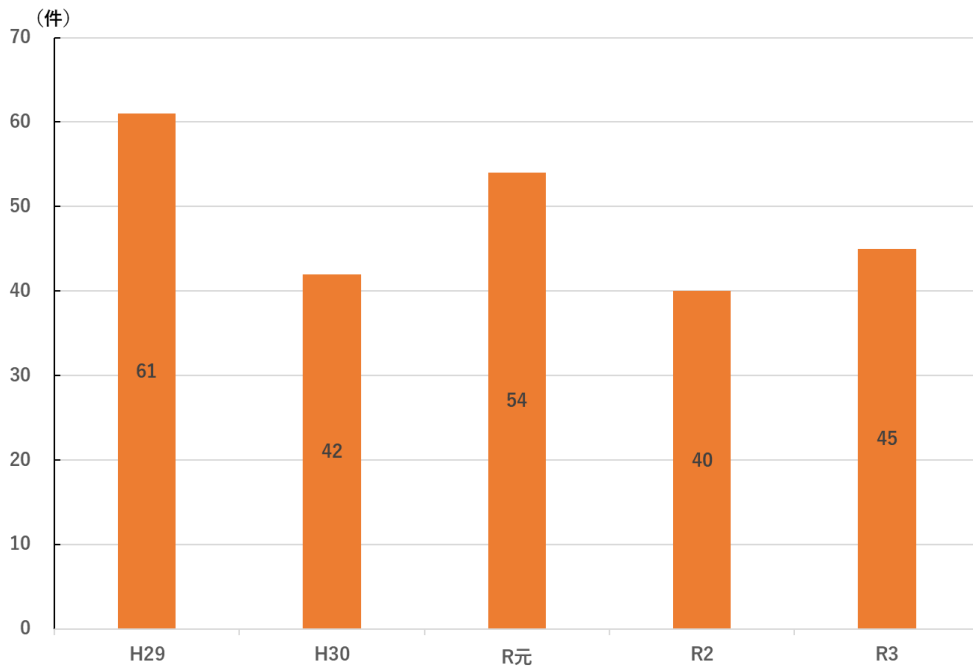
○民生委員・児童委員数と定員に対する充足率は近年横ばいで推移しています。



出典：杉並区資料（各年4月1日現在）

(10) 成年後見制度区長申立て※件数

○成年後見制度における区長申立て件数は増減を繰り返し、令和3（2021）年度では45件となっています。



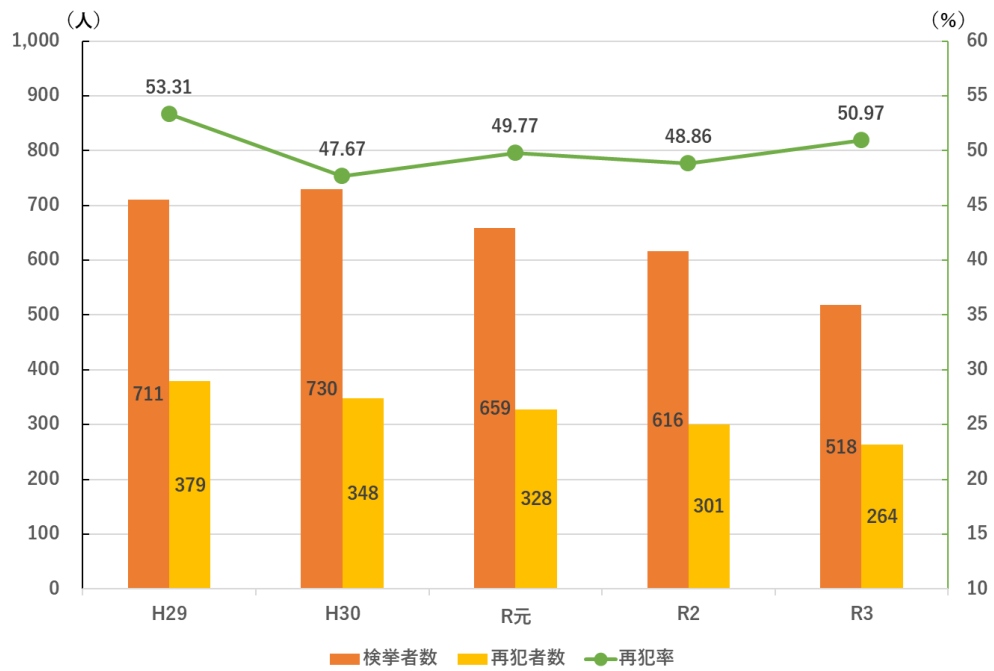
出典：杉並区資料

※区長申立て：成年後見制度の利用が必要にもかかわらず、本人や親族が家庭裁判所に成年後見等の開始の審判の申立てを行うことが難しい場合等、特に必要があるときに区長（市町村長）が申立てを行う仕組み

(11) 刑法犯検挙者・再犯者数・再犯率※

○区内の刑法犯検挙者数及び再犯者数は、ともに減少しています。

○再犯率（刑法犯）は増減を繰り返し、令和3（2021）年は50.97%となっています。



出典：法務省矯正局提供データを基に杉並区作成（20歳未満の対象者を除く）
※再犯率：検挙者数に占める、再犯者数の割合

3 これまでの区の実組と課題

(1) 生活困窮者自立支援制度の実行

○平成27（2015）年「生活困窮者自立支援法」の実行を受け、同年に開設した生活困窮者自立支援窓口（くらしのサポートステーション）では、現に生活に困窮する人だけでなく、将来的に困窮するおそれのあるひきこもり等の若者を対象に、関係機関と連携しながら伴走的に支援を行ってきました。

○新型コロナウイルス感染症の蔓延による経済の低迷から、生活困窮に陥った方への支援プランの作成に力を入れる必要があります。また、効果的に支援を行うため、相談機関につながりにくい方々へのアウトリーチを促進する必要があります。さらに、ひきこもりの方には就労による自立だけでなく、居場所の確保など、その方の意思を尊重した支援が求められています。

(2) 包括的相談支援体制の構築

○平成30（2018）年度に在宅医療・生活支援センター^{*12}を開設し、複合的な課題等に対する相談機関の後方支援や住民が相互に支え合う地域づくりに取り組んできました。「地域支え合いの仕組みづくり事業」では、身近な地域で地域生活課題を受け止め、地域におけるネットワークを構築し、解決に向けてともに考え、関係機関や地域住民の活動へつないできました。

○今後も、区民の複雑化・複合化する課題に対応するため、令和3（2021）年の社会福祉法の改正で創設された「重層的支援体制整備事業」の実施などを検討し、既存の相談支援を生かした包括的な支援体制の整備を進めることが求められています。

(3) 災害時要配慮者^{*13}支援対策

○首都直下地震等の災害に備えるため、災害時に自力での避難が難しい方を対象にした「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」について、制度のPRや積極的な登録勧奨等により、登録者数の増加に向けた取組を行ってきました。

○今後も、少子高齢化の進展に伴い、災害時要配慮者が増加していくことから、計画的に登録者数の増加を図るほか、震災救援所^{*14}での生活が難しい被災者を受け入れる福祉救援所^{*15}について、民間事業者等と協力して、地域における受入・支援体制を強化・拡充することが求められています。

*12 在宅医療・生活支援センター：区内の在宅医療を推進するほか、複合的な生活課題を抱えた世帯を、高齢者や障害者、子ども家庭などの各機関等が連携して支援するための調整や、地域での支え合いの活動を広げるための環境づくりを推進する区の機関

*13 災害時要配慮者：発災前の備え、発災時の避難行動、避難後の生活の各段階において特に配慮を要する高齢者や障害者、乳幼児、妊産婦等

*14 震災救援所：災害によって住居が倒壊した被災者等に対し、救援・救護を実施するための施設で、救援物資の配給や情報が集まる拠点。区内の小・中学校等65か所を指定

*15 福祉救援所：震災救援所や第二次救援所（区内7か所の地域区民センター）では避難生活が困難で、特別な支援を必要とする要配慮者を臨時的・応急的に受け入れ、専門性の高い支援を行うための区立施設及び、区と協定を締結した特養ホームや障害者通所などの民間施設

(4) 成年後見制度の推進

- 杉並区成年後見センターは、平成18（2006）年度に成年後見制度の利用推進機関として事業を開始し、成年後見制度の普及啓発や制度利用に関する総合的な相談・支援など、権利擁護^{*16}の推進を図ってきました。本人や親族が申立てを行うことが難しい場合に行う区長申立件数は増減を繰り返していますが、相談件数や申立て支援件数は**着実に**伸びており、成年後見人や関係機関から寄せられる相談も増えています。
- 今後もより一層、制度の利用推進機関である杉並区成年後見センターが相談から支援まで一貫した支援機能を発揮し、権利擁護支援の地域連携ネットワークの中核機関として関係機関との連携体制を強化するとともに、本人を中心とした**支援活動に取り組み**、地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進を図る必要があります。

*16 **権利擁護**：高齢や障害などにより自分で判断することが不十分な人に代わって、援助者が代理として、財産管理や契約行為などの権利行使や必要なサービスが利用できるよう支援し、本人の権利を擁護すること

第3章

計画の内容

地域福祉推進計画体系図

| 施策 | 推進する事業 |
|---|---|
| 施策 1 地域における 支え合い・助け合い の取組の充実 | 【1】 地域における支え合い・助け合いの推進 P38 |
| | 主な取組 |
| | (1) 地域支え合いの仕組みづくり事業の推進 |
| | (2) 住民参加の助け合い活動の推進 |
| | (3) 地域支援ネットワークの推進 |
| | (4) 生活支援体制整備事業の推進 |
| | (5) 子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進 |
| | 【2】 地域の見守り体制の充実 P42 |
| | 主な取組 |
| | (1) 民生委員・児童委員活動の充実【再掲】 |
| | (2) たすけあいネットワーク（地域の目）の実施 |
| | (3) 高齢者安心コールの実施 |
| | (4) 安心おたっしや訪問の実施 |
| | (5) ICTを活用した高齢者在宅サービスの実施 |
| | 【3】 地域活動団体等との協働 P44 |
| | 主な取組 |
| (1) 地域活動団体への支援 | |
| (2) 社会福祉法人の地域公益事業の推進 | |
| (3) 障害者団体への支援 | |
| (4) ゆうゆう館協働事業の実施 | |
| (5) 地域・団体との連携による青少年健全育成の推進 | |
| (6) 地域子育てネットワーク事業の実施 | |
| 【4】 災害時における地域の支え合いの推進 P46 | |
| 主な取組 | |
| (1) 地域たすけあいネットワーク（地域の手）登録者増に向けた取組の充実 | |
| (2) 震災救護所の要配慮者への対応強化 | |
| (3) 災害ボランティアセンターの機能強化 | |
| (4) 福祉救護所の充実 | |
| (5) 民間事業者との連携強化 | |
| (6) 震災救護所の運営に関するデジタル化 | |
| (7) 災害時要配慮者の避難場所の確保等 | |
| (8) 医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制の充実 | |
| 施策 2 自立し安心して暮らし続けられる支援の推進 | 【1】 成年後見制度等の利用促進 【成年後見制度利用促進計画】 P54 |
| | 主な取組 |
| | (1) 制度を必要とする人をつなぐ相談機能の向上 |
| | (2) 意思決定支援や身上保護を重視した支援体制の構築 |
| | (3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進 |
| | (4) 成年後見人等の担い手の確保と育成・支援 |
| | (5) 成年後見制度等の普及啓発の充実 |
| | (6) 円滑な制度利用に向けた支援の充実 |
| | 【2】 権利擁護の仕組みの充実と虐待防止 P60 |
| | 主な取組 |
| (1) 配偶者・パートナーからの暴力対策の推進 | |
| (2) 障害者の虐待防止の推進 | |
| (3) 共生社会しかけ隊による合理的配慮の推進【再掲】 | |
| (4) 認知症サポーター等による認知症の理解促進【再掲】 | |
| (5) 高齢者虐待防止と権利擁護の充実 | |
| (6) 児童虐待対策等に関する普及啓発 | |
| (7) 子どもの権利擁護の推進 | |

施策 2

自立し安心して暮らし続けられる支援の推進

【3】身近な相談体制の充実 P62

主な取組

- (1) 民生委員・児童委員活動の充実
- (2) 生活困窮者に対する伴走型支援の実施（くらしのサポートステーション）【再掲】
- (3) 福祉なんでも相談の拡充
- (4) 地域支え合いの仕組みづくり事業の推進【再掲】
- (5) ゆうライン相談の実施

【4】包括的相談支援体制の構築 P64

主な取組

- (1) 包括的相談支援の推進
- (2) 生活困窮者に対する伴走型支援の実施（くらしのサポートステーション）【再掲】
- (3) 障害者の相談支援の充実
- (4) 地域ケア会議の実施
- (5) 地域包括支援センター（ケア24）の機能強化
- (6) 子ども家庭支援センターの整備・機能強化

【5】生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実 P67

主な取組

- (1) 生活困窮者に対する伴走型支援の実施（くらしのサポートステーション）
- (2) 子どもの学習等支援事業の実施
- (3) 自立支援センターによる路上生活者等への支援
- (4) 多様な相談者に寄り添った就労支援の展開
- (5) 精神保健に関する相談の充実

【6】生活保護受給者等の支援 P72

主な取組

- (1) 生活保護受給者への自立支援プログラムによる支援
- (2) 福祉事務所における生活相談と適正な保護の実施
- (3) 「ステップアップしごとコーナー」における就労相談

【7】住宅確保要配慮者等の居住支援 P74

主な取組

- (1) 障害者グループホームの整備と居住継続支援
- (2) 高齢者向け住宅確保及び居住継続支援
- (3) 子育て世帯向け住宅確保及び居住継続支援

【8】再犯防止等の推進 P76

主な取組

- (1) 就労・住居確保の支援
- (2) 更生保護団体の活動の促進等
- (3) 更生保護サポートセンターの移転・運営支援
- (4) 再犯防止に関する普及・啓発活動の推進
- (5) 包括的相談支援の推進【再掲】
- (6) 生活困窮者に対する伴走型支援の実施（くらしのサポートステーション）【再掲】
- (7) 保健医療・福祉サービスの利用支援
- (8) 精神保健に関する相談の充実【再掲】

【9】移動のための支援の充実 P80

主な取組

- (1) 外出支援相談センターの運営
- (2) 福祉有償運送団体の支援
- (3) 新たな公共交通サービスによる移動の選択肢の拡充
- (4) 障害者の移動支援事業等の推進

施策 3

地域福祉の基盤整備

【1】気軽に集い交流できる場の充実 P84

主な取組

- (1) コミュニティふらっとの運営
- (2) きずなサロンの支援事業の推進
- (3) 障害者の集える場の充実
- (4) ゆうゆう館の運営
- (5) 子ども・子育てプラザの整備・運営
- (6) 乳幼児親子の居場所の実施
- (7) 児童館の運営
- (8) 小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施
- (9) 児童青少年センター（ゆう杉並）の充実
- (10) 中・高校生の新たな居場所の実施

【2】情報発信の強化及び情報格差の解消 P88

主な取組

- (1) バリアフリーマップの機能充実
- (2) 在宅医療・介護保険サービス事業者・地域の集いの場情報検索システムによる情報提供の充実
- (3) 障害者への情報発信の充実
- (4) 高齢者を対象としたパソコン講座等の開催支援
- (5) すぎなみ子育てサイトの運営

【3】地域福祉の担い手の育成・支援 P91

主な取組

- (1) 民生委員・児童委員の人材確保
- (2) 地域福祉活動を担う人材の育成・支援
- (3) ボランティア人材の育成及び研修事業の推進
- (4) ボランティアコーディネート事業の推進
- (5) 災害ボランティアの養成
- (6) 福祉教育の推進【再掲】
- (7) 認知症サポーター等による認知症の理解促進

【4】保健福祉サービスの質の向上 P94

主な取組

- (1) 福祉サービス第三者評価の推進
- (2) 社会福祉法人の指導・監査
- (3) 苦情調整委員制度の運営
- (4) 障害分野の福祉人材確保・育成の取組の推進
- (5) 地域包括支援センター（ケア24）の機能強化【再掲】
- (6) 介護人材の確保・定着
- (7) 保育士等の処遇改善・人材確保支援
- (8) 在宅医療に関わる人材の育成

【5】ユニバーサルデザインのまちづくりの推進（福祉への理解促進と差別解消） P97

主な取組

- (1) ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進
- (2) 心のバリアフリーの理解・促進
- (3) 福祉教育の推進
- (4) 共生社会しかけ隊による合理的配慮の推進
- (5) 認知症サポーター等による認知症の理解促進【再掲】

【凡例】 第3章の見方

1 地域における支え合い・助け合いの取組の充実

杉並区基本構想で示す将来像を達成するための施策です。

施策を取り巻く現状と課題を記載しています。

施策を推進するに当たり、計画最終年度の状況や目標を記載しています。

現状と課題
 ○超高齢社会の到来や家族化の進行など、社会状況の変化に伴い、人と人とのつながりが弱まってきています。以前は日常的に行われていた地域の相互扶助や周囲の人たちがその人の状況や変化に気づきあえるという関係性を基盤として、支え合いや助け合いの取組が実現されてきました。

目指す姿
 ○区民や事業者、町会等の地域団体などが地域の様々な課題を認識し、話し合いながら解決していく、支え合い・助け合いの仕組み・体制が整っています。
 ○地域の中で支え合いが必要な人や困っている人に対する情報が伝わり、平時の備えから見守りや災害時の支援まで支え合いの取組が実現されています。

施策と関連のある「SDGs」のゴールを示しています。

SDGsのゴールとの関係

施策指標

| 指標名 | 指標の説明 | 令和2年度(2021) (現状) | 令和3年度(2022) (目標) |
|--------------------------------------|---|------------------|------------------|
| 指標① 地域支え合いの仕組みづくり事業活動件数 | 地域福祉コーディネーターが協力を呼び、課題解決に向けて、当事者との関係づくりや関係機関との連携、支援の連携等にかかるすべての行動数 | 822件 | 2,000件 |
| 指標② 災害時要援者 地域のたすけあいネットワーク(地域の平)新規登録数 | 新たに登録申込み、会報に登録された1年間の新規登録数(新規加入・脱会などの減少分は加味しない) | 1,271人 | 1,700人 |

施策を構成する事業

- ① 地域における支え合い・助け合い
- ② 地域の見守り体制の充実
- ③ 地域活動団体等との連携
- ④ 災害時における地域の支え合いの取組

施策指標の現状値と計画最終年度の目標値を記載しています。

計画で掲げる目指す姿を達成するための事業です。

【1】 地域における支え合い・助け合いの推進

事業の方向性

○地域において、目障りな声のかけ合いや助け合いのつながりをつくることにより、住民同士が互いに支え合い、助け合う意識が醸成されます。身近な地域で相談ができる機会や場を増やすとともに、互助の体制や地域の課題についての話し合いに、地域住民が参加しやすくなる仕組みづくりや仕組みの構築に取り組みしていきます。

○地域で準備している人や団体、関係機関など多様な主体と連携しながら、生活に課題を抱えている人に寄り添った課題解決を目指します。

主な取組

| 取組項目 | 所管課 | 担当分野 |
|-------------------------------|---------------|-------|
| (1) 地域支え合いの仕組みづくり事業の推進 | 住宅政策・生活支援センター | 地域福祉 |
| (2) 住民参加型の助け合い活動の促進(さきさきサービス) | 杉並区社会福祉協議会 | |
| (3) 地域支援ネットワークの推進 | 杉並区社会福祉協議会 | |
| (4) 生活支援体制整備事業の推進 | 高齢者在宅支援課 | |
| | 子育て支援課 | 子ども家庭 |

事業を構成する主な取組と実施する所管課を記載しています。また、保健福祉のどの分野の主な取組であるかを示しています。

取組項目の具体的な内容です。

(1) 地域支え合いの仕組みづくり事業の推進 住宅政策・生活支援センター

地域住民自ら生活課題を認識し主体的に解決を図ることができるよう、地域支え合いの仕組みづくり事業を実施します。地域福祉コーディネーターを地区に配置し、身近な地域で分野を超えた相談を受け止め、地域住民や関係機関と協力しながら課題解決に向けた支援を進めます。また、課題解決の取組を通じ、地域における相互の支え合いの活動を促していきます。

(2) 地域支え合いの仕組みづくり事業

区では、地域住民が地域生活課題を認識し、解決を図る仕組みができるよう、地域支え合いの仕組みづくり事業を実施し、地域における住民主体の支え合いの仕組みづくりを推進しています。

地域における支え合いの仕組みづくりや住民、関係機関とのネットワークを構築する協働の専門職「地域福祉コーディネーター」を地区に配置し、地域住民とともに生活課題を考えた、公約サービスや地域活動へつなぐ支援を行います。

令和4(2022)年度からは、2地区(信託区民会館)において事業を実施しています。

地域活動団体

地域活動団体からの協賛により、本人・家族・近所の人、関係機関などから、本人が生活課題を解決するための支援を受けやすくなる仕組みを整えます。

(3) 住民参加型の助け合い活動の促進(さきさきサービス) 杉並区社会福祉協議会

さきさきサービスは、高齢者など日常生活で支援が必要な方、地域の協力により家事育児が軽減される「住民参加型サービス」です。区内離れた地域で暮らし続けることを目的としており、様々な機会や場を活用して、高齢者等の参加が必要なお方(利用会員)へ地域の方々の協力(協力会員)により、家事育児の軽減を行います。また、この活動に対する情報を、住民同士で共有することへの意識を高めています。

地域における支え合い・助け合いの取組の充実

- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちの実現に向け、制度や分野に捉われない生活課題を地域の中で解決する仕組みづくりを進めるとともに、関係団体等との連携のもと、地域における支え合い・助け合いの取組を推進します。
- 大規模災害発生時においても、共助の仕組みが機能するよう、災害時要配慮者支援対策を着実に実施し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを進めます。

現状と課題

- 超高齢社会の到来や核家族化の進行など、社会状況の変化に伴い、人と人とのつながりが弱まっています。以前は日常的に行われていた地域の相互扶助や周囲の人たちがその人の状況や変化に気づき支えるという関係性を失うことにより、子どもや高齢者などへの虐待、社会的孤立やひきこもり、老々介護^{*17}、貧困などの課題が顕在化しています。地域生活における安心感と生きがいを得ることができるよう、人と人、人と社会のつながりの再構築が求められています。
- 区の相談窓口などには、地域住民から分野を問わない相談等が多数寄せられています。こうした地域の困りごとについて、民生委員・児童委員^{*18}や地域住民が相談し合い、課題解決に取り組むことができる環境を整えていく必要があります。
- 地域社会におけるつながりの希薄化は、日常はもとより災害時における共助の取組にも影響を及ぼすと考えられます。平常時から人と人とのつながりを作り、住民相互の連携と協力によって、いざという時に、支え合い助け合える環境を整えておく必要があります。

目指す姿

- 区民や事業者、町会等の地域団体などが地域の様々な課題を把握し、話し合いながら解決していく、支え合い助け合いの仕組み・体制が整っています。
- 地域の中で支援が必要な人や困っている人に対する理解が深められ、平常時の緩やかな見守りや支え合いが地域で自然に行われることで、災害時における支援体制や共助の取組につながっています。

*17 **老々介護**：高齢になった夫婦、親子、兄弟等がそれぞれ介護者・被介護者となる状態で、高齢者の介護を高齢者が行うこと

*18 **民生委員・児童委員**：民生委員法及び児童福祉法に基づき、厚生労働大臣により委嘱された特別職（非常勤）の地方公務員。地域の実情に詳しい人が民生委員・児童委員として委嘱され、住民の立場に寄り添って社会福祉活動を行う地域の身近な相談役

SDGsのゴールとの関係



施策指標

| | 指標名 | 指標の説明 | 令和3年度 (2021) (現状) | 令和9年度 (2027) (最終) |
|-----|---|---|-------------------------|-------------------------|
| 指標① | 地域支え合いの仕組みづくり 事業活動件数 | 地域福祉コーディネーターが 相談を受け、課題解決に向け て、当事者との関係づくりや 関係機関との連絡調整、支援 の連携等にかかるすべての行 動数 | 622件 | 2,000件 |
| 指標② | 災害時要配慮者 地域のたすけあいネットワー ク（地域の手）新規登録者数 | 新たに登録申込み、台帳に登 録された1年間の新規登録者 数（※転出・死亡などの減少 分は加味しない） | 1,272人 | 1,700人 |

施策を構成する事業

- 【1】 地域における支え合い・助け合いの推進
- 【2】 地域の見守り体制の充実
- 【3】 地域活動団体等との協働
- 【4】 災害時における地域の支え合いの推進

【1】地域における支え合い・助け合いの推進

事業の方向性

○地域において、日頃からの声のかけ合いや近所のつながりをつくることにより、住民同士が互いに支え合い、助け合う機運が醸成されます。身近な地域で相談ができる機会や場を増やすとともに、互助の活動や地域の課題についての話し合いに、地域住民が参加しやすくなる環境づくりや仕組みの整備に取り組んでいきます。

○地域で活動している人や団体、関係機関など多様な主体と連携しながら、生活に課題を抱えている人に寄り添った課題解決を目指します。

主な取組

| | 取組項目 | 所管課 | 該当分野 |
|-----|-------------------------------|---------------|-------|
| (1) | 地域支え合いの仕組みづくり事業の推進 | 在宅医療・生活支援センター | 地域福祉 |
| (2) | 住民参加の助け合い活動の推進 (ささえあいサービス) | 杉並区社会福祉協議会 | |
| (3) | 地域支援ネットワークの推進 | 杉並区社会福祉協議会 | |
| (4) | 生活支援体制整備事業の推進 | 高齢者在宅支援課 | 高齢者 |
| (5) | 子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進 | 地域子育て支援課 | 子ども家庭 |

(1) 地域支え合いの仕組みづくり事業の推進

在宅医療・生活支援センター

地域住民自らが生活課題を把握し主体的に解決を図ることができるよう、「地域支え合いの仕組みづくり事業」を実施します。地域福祉コーディネーターを地区に配置し、身近な地域で分野を問わない相談を受け止め、地域住民や関係機関と協力しながら課題解決に向けた支援を進めます。また、課題解決の取組を通じ、地域における相互の支え合いの活動を広げていきます。

コラム 地域支え合いの仕組みづくり事業

区では、地域住民等が地域生活課題を把握し、解決を図る試みができるよう、「地域支え合いの仕組みづくり事業」を実施し、地域における住民主体の支え合いの仕組みづくりを推進しています。

地域における支え合いの仕組みづくりや住民、関係機関とのネットワークを構築する福祉の専門職「地域福祉コーディネーター」を地区に配置し、地域住民等とともに生活課題を考え、公的サービスや地域活動へつなぐ支援を行います。

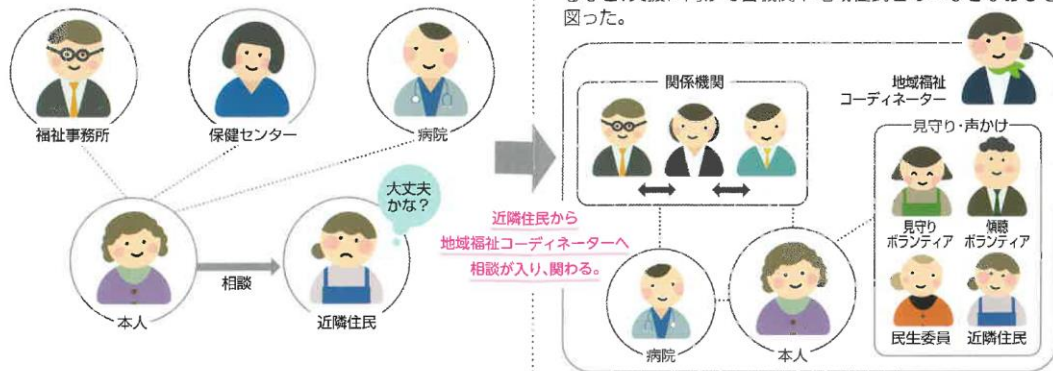
令和4（2022）年度からは、2地区（西荻地区、天沼地区）で事業を行っていますが、今後は順次区内全域において事業を実施していきます。

地域福祉コーディネーターの活動の一例

Case1 近隣住民からの相談により、本人の困り事を整理し、支援のネットワーク化を図ったケース

相談歴があったが、継続的な相談はしておらず、本人は不安感を抱え、近隣住民に悩みを相談する。

地域福祉コーディネーターが本人から不安な気持ちをお聞きし、困り事の整理を行って、必要に応じ、受診同行や関係機関の窓口への同行、本人了承のもと関係機関と情報共有をするなど、支援に向けて各機関や地域住民とのつなぎなおしを図った。



(2) 住民参加の助け合い活動の推進（ささえあいサービス）

杉並区社会福祉協議会

ささえあいサービスは、高齢者など日常生活で支援が必要な方へ、地域の協力により家事及び介護援助をする「住民参加型のサービス」です。住み慣れた地域で暮らし続けることを目的としており、様々な機会や媒体を活用して、高齢者等の援助が必要な方（利用会員）へ地域の方の協力（協力会員）により、家事及び介護援助を行います。また、この活動に対する理解を深め、住民同士で支え合うことへの意識を高めていきます。

| | |
|--|------------|
| (3) 地域支援ネットワークの推進 | 杉並区社会福祉協議会 |
| <p>地域包括支援センター（ケア 24）^{*19}の担当区域よりも小さな、近所のつながりが持てるような町会単位程度で、日頃からの声のかけ合い、支え合い、助け合えるような、地域ネットワークづくりを通して、多世代が交流できる仕組みづくりに取り組んでいきます。</p> <p>そのほか、社会情勢の変化に伴い、子ども食堂（地域食堂）^{*20}や学習支援等、子どもを支える活動が活発になりつつある中、子ども食堂ネットワーク^{*21}の事務局として、連絡会、学習会等の企画・開催の支援を行います。また、区民、各種団体、企業等からの食材等の寄付をとりまとめ、子ども食堂への発信、分配、受渡し等、円滑な支援につながる新たな仕組みづくりを検討し、構築していきます。</p> | |

| | |
|--|----------|
| (4) 生活支援体制整備事業の推進 | 高齢者在宅支援課 |
| <p>高齢者が安心して住み続けられる地域を目指し、住民主体の支え合いによる活動を推進します。区内全域を第1層、地域包括支援センター（ケア 24）の担当区域（日常生活圏域）を第2層とし、それぞれに協議体と生活支援コーディネーター^{*22}を設置し、住民主体の生活支援サービス^{*23}や通いの場等の支え合いによる活動の開発、担い手の養成、多様な活動主体間のネットワークづくり等を推進します。</p> | |

| | |
|--|----------|
| (5) 子育てを地域で支え合う仕組みづくりの推進 | 地域子育て支援課 |
| <p>地域の中で子育ての相互援助を行うファミリー・サポート・センター事業のほか、訪問育児サポーター事業や子育て応援券事業の実施を通して、子育てを地域で支え合う仕組みづくりを推進します。</p> <p>①ファミリー・サポート・センター事業の実施 短時間の子どもの預かりや送迎等の援助を必要とする人（利用会員）と、援助ができる人（協力会員）との相互援助の仕組みであるファミリー・サポート・センター事業を実施します。</p> <p>②訪問育児サポーター事業の実施 0歳児の子育てに不安や悩みをもつ家庭の希望に応じて、育児経験があり区の研修を受けた訪問育児サポーターが訪問し、保護者の育児のサポートや相談・助言等を行います。</p> <p>③子育て応援券事業の実施 地域の子育て支援団体、NPO^{*24}法人等が提供する子育て支援サービスに利用できる「子育て応援券」を妊婦や就学前の子どもがいる家庭に交付し、地域に根差した子育て支援の輪を広げていきます。</p> | |

*19 地域包括支援センター（ケア 24）：保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャー等が配置され、高齢者の保健・福祉・医療の向上、権利擁護等の支援をする総合的な相談窓口

*20 子ども食堂（地域食堂）：子どものいる世帯を主な対象に、無料または低価格で食事を提供し、集まった人と一緒に食事することで地域のつながりを強くしていく個人や地域の団体による自主的な活動

*21 子ども食堂ネットワーク：区内の子ども食堂のバックアップ、相互交流、情報共有のため、杉並区社会福祉協議会が組織化したゆるやかな集まり

*22 生活支援コーディネーター：地域の高齢者支援のニーズと社会資源の状況を把握し、地域の多様な関係機関等への働きかけを行い、生活支援の担い手の養成や資源の開発、ネットワークづくりなど、生活支援の体制づくりを推進する調整役

*23 生活支援サービス：高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送るために、医療と介護という公的（制度的）サービスとともに必要とされる、日常生活を支えるサービス

*24 NPO：Non Profit Organization の略。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称

コラム 生活支援体制整備事業とは

地域包括支援センター（ケア 24）担当区域（第 2 層圏域）に配置された第 2 層生活支援コーディネーターは、地域の様々な活動団体や活動者との橋渡し、支えあいによる活動の開発、ニーズと活動とのマッチング等を行い、その地域ならではの支えあいの仕組みづくりを推進する第 2 層協議体の設置を進めています。

町会、自治会関係者、民生児童委員、NPO 法人、社会福祉法人等から構成される第 1 層協議体は、区内全域を対象とした支えあい活動の普及啓発、関係機関とのネットワーク化を進めています。第 1 層生活支援コーディネーターは、第 1 層協議体の調整、地域資源の把握、第 2 層コーディネーターとの連携・協力等を行い、区内全域の支えあいの仕組みづくりを推進しています。

身近な地域の支え合い活動例

○ケア 24 阿佐谷圏域の「ふらり赤い椅子」

買い物や通院で商店街を歩く時に休憩場所がなく大変という高齢者の声から、優しいまちづくりを目指し、街中の休憩場所の設置に向けて検討をすすめ、「赤い椅子」の活動となりました。不要となった椅子を集め、補修し、赤くペイントを施した「赤い椅子」を、商店の協力を得ながら設置しています。阿佐谷パールセンター商店街を中心に、阿佐谷地域では 30 か所 46 脚が設置されています（令和 4（2022）年 12 月時点）。また、この取組は他の地域にも広がっています。



○ケア 24 上井草圏域の「上井草 結いの会」

町会・自治会、民生委員・児童委員、児童館、地域の民間団体等、多数の活動者が参加する第 2 層協議体では、「みんなが笑顔で暮らせるまちをつくる」をビジョンに検討を進め、地域住民が助けあえる結びつきを広めることを目指すこととしました。児童館での楽焼体験、親子で農業体験、スポーツフェスティバルでバザーの開催など、子どもから大人までみんなが参加できる多世代交流の活動に取り組んでいます。



【2】 地域の見守り体制の充実

事業の方向性

- 区の高齢化率は依然として増加傾向にあり、今後も、高齢化率の更なる上昇とともに介護が必要な方が増加することが予想されることから、高齢者が孤立することなく、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、多様な方法で重層的な見守り体制を強化し、必要なサービスにつなぎます。
- 問題の未然防止、早期発見・早期対応、重度化防止、再発防止等の各段階における日頃からの予防の取組の一つとして、「地域の見守り」を推進・強化します。
- 民生委員・児童委員、町会やNPO等の地域活動団体、民間事業者、地域ボランティア、社会福祉協議会等との連携を強化し、多様な見守り活動を促進するとともに、ICT機器を活用した新たな見守りについて、取組を進めます。

主な取組

| | 取組項目 | 所管課 | 該当分野 |
|-----|----------------------------|----------|------|
| (1) | 民生委員・児童委員活動の充実 【再掲 P63】 | 保健福祉部管理課 | 地域福祉 |
| (2) | たすけあいネットワーク（地域の目）の実施 | 高齢者在宅支援課 | 高齢者 |
| (3) | 高齢者安心コールの実施 | 高齢者在宅支援課 | |
| (4) | 安心おたっしや訪問の実施 | 高齢者在宅支援課 | |
| (5) | ICTを活用した高齢者在宅サービスの実施 | 高齢者在宅支援課 | |

| | |
|--|----------|
| (2) たすけあいネットワーク（地域の目）の実施 | 高齢者在宅支援課 |
| <p>ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、地域のボランティアである「あんしん協力員^{*25}」が定期的な訪問等により個別の見守りを行います。また、「あんしん協力員」及びたすけあいネットワーク（地域の目）事業に賛同した団体である「あんしん協力機関^{*26}」が、地域に暮らす高齢者に対する緩やかな見守りを行います。</p> <p>また、地域の見守り体制を拡充させるため、「あんしん協力員」の登録の促進を図るとともに、民間事業者や各種団体に対し、「あんしん協力機関」への登録の働きかけを行います。</p> | |
| (3) 高齢者安心コールの実施 | 高齢者在宅支援課 |
| <p>ひとり暮らしの高齢者等に対し、区が委託するコールセンターの保健師等が、定期的に電話で安否確認を行うとともに、利用登録者からの健康相談等を実施します。</p> | |
| (4) 安心おたっしや訪問^{*27}の実施 | 高齢者在宅支援課 |
| <p>主に 75 歳以上の介護保険サービスを利用していない高齢者を対象に、地域包括支援センター（ケア 24）職員、民生委員・児童委員及び区職員による訪問を行い安否の確認をするとともに、日常的に相談できる関係をつくります。医療や福祉等の支援が必要と考えられる対象者については、適切な支援につなげます。</p> | |
| (5) ICTを活用した高齢者在宅サービスの実施 | 高齢者在宅支援課 |
| <p>ICTを活用した既存の高齢者在宅サービス（徘徊高齢者探索システム^{*28}、高齢者緊急通報システム^{*29}及びみまもりあいプロジェクト^{*30}）の継続的な運用を行います。また、ICT機器を活用した新たな高齢者在宅サービスについて、民間企業の開発したシステムや他自治体での導入事例などを参考にしつつ、アプリケーションやデジタル機器等の利活用も視野に入れ、導入に向けた検討を進めていきます。</p> | |

- *25 **あんしん協力員**：地域の高齢者の見守りを行うたすけあいネットワーク（地域の目）事業の趣旨に賛同し区に登録した人。見守りを希望する高齢者に対し、定期的な訪問を行うほか、地域に住む高齢者に気を配り、声かけを行うなどの見守りを行う
- *26 **あんしん協力機関**：民間事業者等でたすけあいネットワーク（地域の目）事業の趣旨に賛同し区と覚書を取り交わした団体（新聞販売店、宅配事業者など）。日常業務の中で、その団体の特色を生かし、緩やかな見守りを行う
- *27 **安心おたっしや訪問**：高齢者の孤立を防ぎ、住み慣れた地域でより安心して生活できるように、高齢者宅を訪問して地域の中で日常的に相談できる関係を作るとともに、潜在的なニーズを把握し、必要に応じて適切な支援につなげる事業
- *28 **徘徊高齢者探索システム**：認知症の高齢者が徘徊した時に、GPSを使用し位置情報を探索し、高齢者の早期発見と介護者の負担軽減を支援するサービス
- *29 **高齢者緊急通報システム**：急病時に貸与したペンダント型の救急ボタンを押した場合や、設置したセンサーによる自動通報で委託事業者の受信センターに通報されると、救急車（火災の時は消防車）を要請するとともに、現場派遣員も駆けつけ、救助を行うシステム
- *30 **みまもりあいプロジェクト**：スマートフォンの検索アプリ（みまもりあいアプリ）を利用して、認知症により家に帰れなくなった高齢者の家族等が協力者に捜索を依頼し、早期発見・保護につなげるための見守り活動

【3】 地域活動団体等との協働

事業の方向性

- 町会・自治会やNPOなどの様々な地域活動団体との協働を進め、地域での支え合い・助け合いの仕組みの充実を図ります。
- また、地域課題の解決のため、地域をよく知る区民や地域団体等の多様な主体の活動の活性化を図り、参画と協働による地域社会づくりを進めます。

主な取組

| | 取組項目 | 所管課 | 該当分野 |
|-----|------------------------|------------|-------|
| (1) | 地域活動団体への支援 | 地域課 | 地域福祉 |
| (2) | 社会福祉法人の地域公益事業の推進 | 杉並区社会福祉協議会 | |
| (3) | 障害者団体への支援 | 障害者施策課 | 障害者 |
| (4) | ゆうゆう館協働事業の実施 | 高齢者施策課 | 高齢者 |
| (5) | 地域・団体との連携による青少年健全育成の推進 | 児童青少年課 | 子ども家庭 |
| (6) | 地域子育てネットワーク事業の実施 | 児童青少年課 | |

| | |
|---|-----|
| (1) 地域活動団体への支援 | 地域課 |
| <p>地域の絆を深め、支え合い・助け合いの活動が一層広がるよう、子どもの安全確保等の地域における見守り活動や青少年健全育成対策などに取り組む町会・自治会やNPO法人などの多様な地域団体の活動を支援していきます。</p> | |

| | |
|---|------------|
| (2) 社会福祉法人の地域公益事業の推進 | 杉並区社会福祉協議会 |
| <p>法人の専門性を地域貢献に活用するため、区内にある社会福祉法人^{*31}が連携して「杉並区社会福祉法人地域公益活動連絡会」を立ち上げました。地域の公益活動に提供できる資源の情報を提供するなど、地域ニーズと社会福祉法人とのマッチングが可能となるよう事業推進を行っていきます。</p> | |

| | |
|--|--------|
| (3) 障害者団体への支援 | 障害者施策課 |
| <p>障害者の自立や社会参加の機会を広げるため、心身障害者団体が行う生涯学習・地域活動に係る経費の一部を助成するなど、障害者団体の活動を支援します。</p> | |

| | |
|---|--------|
| (4) ゆうゆう館協働事業の実施 | 高齢者施策課 |
| <p>ゆうゆう館では、運営団体であるNPO法人等が、区との協定に基づき、高齢者のニーズ等に応じた「いきがい学び」「ふれあい交流」「健康づくり」に関する協働事業を実施します。この協働事業を通じて、高齢者の地域活動の活性化を図ります。</p> | |

○ゆうゆう館についてはP84の※参照

| | |
|--|--------|
| (5) 地域・団体との連携による青少年健全育成の推進 | 児童青少年課 |
| <p>青少年の健全育成に取り組む地域団体等の活動を支援するとともに、それらの団体等との協働により、各種事業を実施することを通して地域全体で青少年の健全育成を支える取組を推進します。</p> | |

| | |
|---|--------|
| (6) 地域子育てネットワーク事業の実施 | 児童青少年課 |
| <p>地域で子育て家庭を見守り、支援するネットワークづくりを推進するため、各小学校区域で、地域や学校関係者、子育て支援団体等で構成する連絡会議を開催します。また、子どもたちが地域の中で健やかに成長できるよう、児童館等を事務局に地域の伝統行事等を共催等で実施し、世代を超えた人々との交流を促進します。</p> | |

*31 社会福祉法人：社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人

【4】 災害時における地域の支え合いの推進

事業の方向性

- 災害が発生したときに、自力で避難することが困難な高齢者や障害者等（災害時要配慮者）の安否確認や避難行動等について、震災救援所運営連絡会をはじめとする地域住民やボランティア、民間事業者の協力により支援する仕組みの充実・強化を図っていきます。
- 震災救援所での生活が困難な災害時要配慮者のための避難先となる福祉救援所の拡充を図るとともに、福祉・医療機関と震災救援所との連携強化など、災害時要配慮者の避難体制の充実を図ります。

主な取組

| | 取組項目 | 所管課 | 該当分野 |
|-----|-----------------------------------|-----------------|------|
| (1) | 地域のたすけあいネットワーク（地域の手）登録者増に向けた取組の充実 | 保健福祉部管理課 | 地域福祉 |
| (2) | 震災救援所の要配慮者への対応強化 | 保健福祉部管理課 | |
| (3) | 災害ボランティアセンターの機能強化 | 杉並区社会福祉協議会 | |
| (4) | 福祉救援所の充実 | 保健福祉部管理課 | |
| (5) | 民間事業者との連携強化 | 保健福祉部管理課 | |
| (6) | 震災救援所の運営に関するデジタル化 | 防災課 保健福祉部管理課 | |
| (7) | 災害時要配慮者の避難場所の確保等 | 保健福祉部管理課 防災課 | |
| (8) | 医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制の充実 | 健康推進課 | 健康医療 |

(1) 地域のたすけあいネットワーク（地域の手）
登録者増に向けた取組の充実

保健福祉部管理課

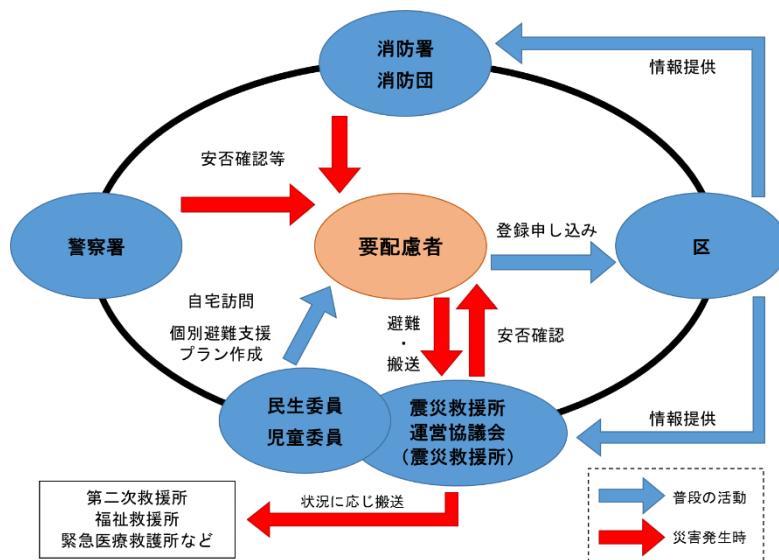
避難行動要支援者名簿^{*32}の登載者のうち、「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」未登録者に対する一斉勧奨と、福祉関係事業者の協力による個別の周知を行うことで必要な方へ情報を届け、登録者増を進めます。また、地域の手の登録者に対しては、災害発生時のより具体的な支援策をまとめた「個別避難支援プラン^{*33}」を作成し、情報の更新を行っていくとともに、緊急時に迅速な対応ができるよう、自宅の所定の場所にプランを保管する「救急情報キット^{*34}」を配布します。

コラム 地域のたすけあいネットワーク（地域の手）

災害時要配慮者の支援の要となるのが、「地域のたすけあいネットワーク（地域の手）」です。高齢や障害などで災害発生時の避難や避難生活に不安がある方にこの制度に登録いただき、その情報は本人の同意のもと、震災救援所運営連絡会、民生委員・児童委員、消防署、警察署などへ「登録者台帳」として提供・共有します。災害発生時にはこの情報を基に、震災救援所運営連絡会やボランティアなどが電話・訪問などの手段による安否確認を行い、状況により震災救援所・緊急医療救護所などへの搬送を行います。

また、平時には民生委員・児童委員等が登録者の自宅を訪問し、登録者それぞれの実情に合った具体的な支援を行うため、「個別避難支援プラン」を作成します。この訪問は普段からの「地域のつながり」にも役立ちます。

震災救援所では、災害発生時に迅速な活動ができるよう、登録者台帳の確認や安否確認の訓練などを行い災害時に備えています。



*32 避難行動要支援者名簿：災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者を記載した名簿

*33 個別避難支援プラン：民生委員・児童委員等が、登録者台帳（地域のたすけあいネットワーク登録申し込みのあった災害時要配慮者の状況や必要な支援内容等が記載された台帳）に基づき、地域のたすけあいネットワーク登録者を訪問し、台帳だけでは把握できない登録者の暮らしぶりや身体状況、避難の際の援助方法等について聞き取りを行い作成する登録者に係る計画

*34 救急情報キット：災害時に迅速な支援を行うため、要配慮者に必要な支援内容や救急医療の情報（個別避難支援プラン）や普段服用している薬の情報などを入れるための容器

| | |
|---|----------|
| (2) 震災救援所の要配慮者への対応強化 | 保健福祉部管理課 |
| <p>災害発生時に、震災救援所運営連絡会が円滑に災害時要配慮者の支援を行えるよう、「地域の手」登録者の情報は、震災救援所運営連絡会の役員等に個人情報保護研修を行った上で、平時から共有できるよう体制を整えます。また、各震災救援所で「地域の手」の登録者台帳確認等の要配慮者対応訓練の実施を促進するとともに、震災救援所と福祉・医療機関との連携強化を図り、地域で助け合うための仕組みづくりを推進します。</p> | |

| | |
|--|------------|
| (3) 災害ボランティアセンターの機能強化 | 杉並区社会福祉協議会 |
| <p>災害発生時、スムーズに災害ボランティアセンターの立ち上げやボランティアコーディネート等が行えるよう、平時から関係機関・団体と連携し、支援体制づくり（災害ボランティアネットワーク）に取り組みます。また、区と社会福祉協議会で締結した「災害時におけるボランティア活動に関する協定」に基づき、発災時に立ち上げる「災害ボランティアセンター」の運営ができるよう、災害ボランティアの講座の修了者や災害支援団体と共に、定期的に立ち上げ・運営訓練を行います。</p> | |

災害ボランティアセンターを ご存知ですか？



杉並区社会福祉協議会では、震度5強の地震など大規模災害時に「杉並区災害ボランティアセンター」を設置するという協定を杉並区と結んでいます。
災害ボランティアセンターでは、被災者の困りごとや支援の要望を受け付け、災害ボランティア活動者を支援活動につなげるというコーディネートを行います。

【災害ボランティアセンターの7つの役割】

- ①被害状況の把握
- ②被災者のニーズ（困りごと）把握
- ③区内外からのボランティア（個人・団体）の受入れ及び調整
- ④被災者支援プログラム作り
- ⑤様々なボランティア団体のコーディネート（つなぎ）
- ⑥情報発信・情報共有
- ⑦行政との連携・調整



【災害に備えた取り組み】

- ◆災害ボランティア入門講座
- ◆災害ボランティアセンター立ち上げ・運営訓練
- ◆災害ボランティアネットワーク連絡会



杉並区社会福祉協議会では、災害ボランティアセンターを区民や団体と連携しながら運営することを想定しています。

災害ボランティアの基礎を学ぶ入門講座や、運営に関わるスタッフを養成する講座を実施しています。

杉並区社会福祉協議会では、災害ボランティアの講座の修了生を中心に訓練を行っています。

区の関係機関、民生委員・児童委員、各震災救援所、近隣町会・自治会にも参加していただき、ボランティア役とスタッフ役に振り分け、実際の災害時における動きを想定した訓練をしています。

区内関係機関・団体等との連携強化を目的として開催し、杉並区社会福祉協議会が事務局を担っています。

定期的に連絡会を行い、平時からの連携を強化しています。

| | |
|--|----------|
| (4) 福祉救援所の充実 | 保健福祉部管理課 |
| <p>福祉救援所の地域的偏在を解消し、災害時要配慮者の状況に対応できるよう、高齢者や障害者の入所施設等に対し、建設の段階から協力を求めるなど、福祉救援所の指定に関する協定の締結を進めていきます。また、福祉救援所連絡会を定期的開催し、福祉救援所間の情報共有・意見交換を行うとともに、マニュアルの整備、立ち上げ・運営訓練等の実施など福祉救援所の機能強化を図ります。さらに、福祉救援所運営職員の震災救援所運営連絡会への参加を促すなど、震災救援所との連携強化を推進します。</p> <p>≪福祉救援所の確保数≫ 38所 [令和4(2022)年度見込み(現状)] ⇒ 53所 [令和9(2027)年度(最終)]</p> | |

| | |
|---|----------|
| (5) 民間事業者との連携強化 | 保健福祉部管理課 |
| <p>災害発生時における災害時要配慮者の安否確認や避難生活支援を円滑に行えるよう、福祉専門職等の人材確保に向けて、民間事業者や区内関係団体等との具体的な連携体制について検討し、震災救援所や福祉救援所における人的な支援体制の整備に取り組みます。また、東京都災害福祉広域支援ネットワーク^{*35}からの福祉専門職の派遣を受け入れるため、東京都災害福祉広域調整センター^{*36}との連携体制を構築します。</p> | |

| | |
|---|-----------------|
| (6) 震災救援所の運営に関するデジタル化 | 防災課 保健福祉部管理課 |
| <p>震災救援所や福祉救援所において、避難者受付時の混雑緩和及び避難者名簿作成業務等の効率化を図るため、あらかじめ避難者自らがWebフォーム等に入力するシステムの導入に向けて検討を行います。併せて、災害時要配慮者の安否確認情報における「災害時要配慮者支援システム^{*37}」への入力作業の効率化等を図るためのデジタル化を進め、震災救援所運営に係るシステムと相互に共有できるよう、システム運用の検討を行います。</p> | |

| | |
|---|-----------------|
| (7) 災害時要配慮者の避難場所の確保等 | 保健福祉部管理課 防災課 |
| <p>特別な支援を必要とする方のための福祉救援所を充実させていくとともに、妊産婦や乳幼児親子などの避難場所について検討し、その確保を図っていきます。また、震災救援所において女性や災害時要配慮者等の視点を踏まえた備蓄品の充実を図ります。</p> | |

*35 東京都災害福祉広域支援ネットワーク：主に東京都内での大規模災害の発生を想定し、平時から、東京都福祉保健局、区市町村、東社協、区市町村社協、東社協施設部会、職能団体が連携して、それぞれの区市町村における要配慮者支援の取組を補完し、災害対策の強化を図ることを目指した団体間のネットワーク

*36 東京都災害福祉広域調整センター：東京都内で大規模かつ広範な災害が発生した場合に、被災地や他道府県の組織等との窓口となり、一定のコーディネートを行う機関として設置される

*37 災害時要配慮者支援システム：災害時に一人で避難できない方（災害時要配慮者）の安否確認や避難を支援するため、災害時要配慮者の住所・氏名や障害等の情報を記録し、災害時要配慮者の避難情報を把握するシステム

(8) 医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制の充実

健康推進課

災害時要配慮者等（人工透析患者、人工呼吸器使用患者、酸素療法患者等）に対し、酸素ポンプの貸出等の支援をするとともに、必要な支援体制の整備に向けて、関係機関と検討を進めます。

自立し安心して暮らし続けられる支援の推進

- 複雑化・複合化する地域課題に適切に対応するため、より包括的な相談支援体制を構築していきます。
- 誰もが住み慣れた地域で、自分らしく自立して暮らし続けられるよう、成年後見制度等の権利擁護の仕組みや身近な地域で相談が受けられる体制の充実などを図ります。

現状と課題

- 社会情勢の変化に伴う福祉制度等の複雑化で相談窓口が細分化され、区民が適切な窓口を選択することが難しい場合があります。また、生活課題を抱えているものの、自ら支援を求めることが困難な方もいます。
- 高齢、障害、子ども、生活困窮等の分野をまたがる複合的な課題を抱えた個人や世帯が増加しており、従来の福祉サービスを整備、充実するだけでは対応が困難になっています。また、ひきこもりや社会的孤立など制度の狭間の問題も顕在化していることから、区民が抱える課題への包括的な相談支援体制の構築が求められています。
- 認知症の症状のある方や親亡き後の知的障害のある方、精神障害のある方など、成年後見制度の利用が必要となる方の増加が見込まれます。支援が必要な方を早期に発見し、適切な支援に結びつけ、安心して暮らし続けることができるよう、関係者を含めた地域全体の支援体制の整備を推進する必要があります。
- 高齢者や障害者、子ども、配偶者等への虐待・暴力に関する相談は増加しています。虐待や権利侵害を未然に防ぐには、早期に発見し、早期に対応することが求められています。

目指す姿

- 複雑化・複合化した相談に対し、どこの相談窓口にも相談があっても、横断的な協力体制で包括的に支援ができるよう、区の関係機関及び地域の団体等との連携体制が構築されています。
- 誰もが住み慣れた地域で自立し安心して暮らし続けられるよう、身近な地域で分野を問わず気軽に相談ができる環境が整備され、必要な支援が受けられています。
- 高齢、障害、認知症等で、判断能力が十分でない方も、人権が損なわれることなく地域で安心して暮らし続けられるよう、権利擁護の充実が図られています。

SDGsのゴールとの関係



施策指標

| | 指標名 | 指標の説明 | 令和3年度 (2021) (現状) | 令和9年度 (2027) (最終) |
|-----|---|----------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 指標① | 地域で支え合い、サービスや医療を受けながら、高齢になっても安心して暮らせる体制が整っていると思う区民の割合 | 区民意向調査より | - | 60% |
| 指標② | 成年後見制度の利用者数 | 家庭裁判所が管理している利用者の数 (12月末時点) | 1,041人 | 1,200人 |

施策を推進する事業

- 【1】 成年後見制度等の利用促進 【成年後見制度利用促進計画】
- 【2】 権利擁護の仕組みの充実と虐待防止
- 【3】 身近な相談体制の充実
- 【4】 包括的相談支援体制の構築
- 【5】 生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実
- 【6】 生活保護受給者等の支援
- 【7】 住宅確保要配慮者等の居住支援
- 【8】 再犯防止等の推進
- 【9】 移動のための支援の充実

【1】 成年後見制度等の利用促進

【杉並区成年後見制度利用促進計画】

事業の方向性

- 判断能力が十分でない方も、本人の人権が損なわれることなく、地域で安心して暮らし続けることができるよう、本人の意思を丁寧にくみとり、本人の意思決定が適切に反映された支援やサービスの充実を図っていきます。
- 杉並区成年後見センターが中核機関として、専門職団体や相談機関・福祉関係団体と地域の関係者が協力・連携する地域連携ネットワークを推進し、地域における成年後見制度の適切な運用を促進します。

主な取組

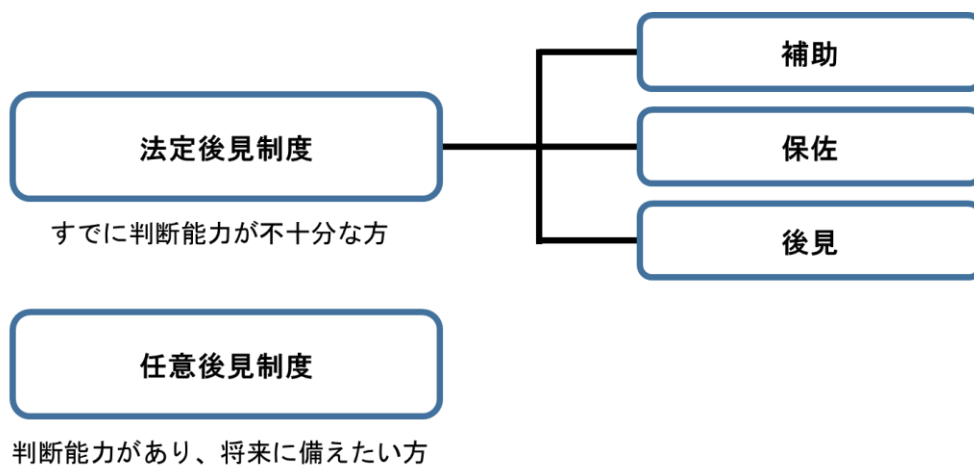
| | 取組項目 | 所管課 | 該当分野 |
|-----|-------------------------|--|----------------------------|
| (1) | 制度を必要とする人をつなぐ相談機能の向上 | 高齢者在宅支援課 在宅医療・生活支援センター 障害者施策課 杉並区成年後見センター 杉並区社会福祉協議会 保健センター | 地域福祉 障害者 高齢者 健康医療 |
| (2) | 意思決定支援や身上保護を重視した支援体制の構築 | 杉並区成年後見センター | 地域福祉 |
| (3) | 権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進 | 杉並区成年後見センター | |
| (4) | 成年後見人等の担い手の確保と育成・支援 | 杉並区成年後見センター | |
| (5) | 成年後見制度等の普及啓発の充実 | 杉並区成年後見センター 杉並区社会福祉協議会 | |
| (6) | 円滑な制度利用に向けた支援の充実 | 杉並区成年後見センター 保健福祉部管理課 | |

コラム 成年後見制度とは

成年後見制度とは、認知症、知的障害、精神障害等によって物事を判断する能力が十分ではない方（本人）について、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法的に支援する制度です。家庭裁判所への申立てによって選任され、法的な権限を与えられた成年後見人等が、本人の思いや生活の状況に応じて、必要なサービスにつなげることや金銭管理等を行います。

成年後見制度には、判断能力が不十分になってから成年後見人等が選ばれる「法定後見制度」と判断能力が十分あるうちに本人が後見人を決める「任意後見制度」があります。

「法定後見制度」には本人の状況に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの類型があります。



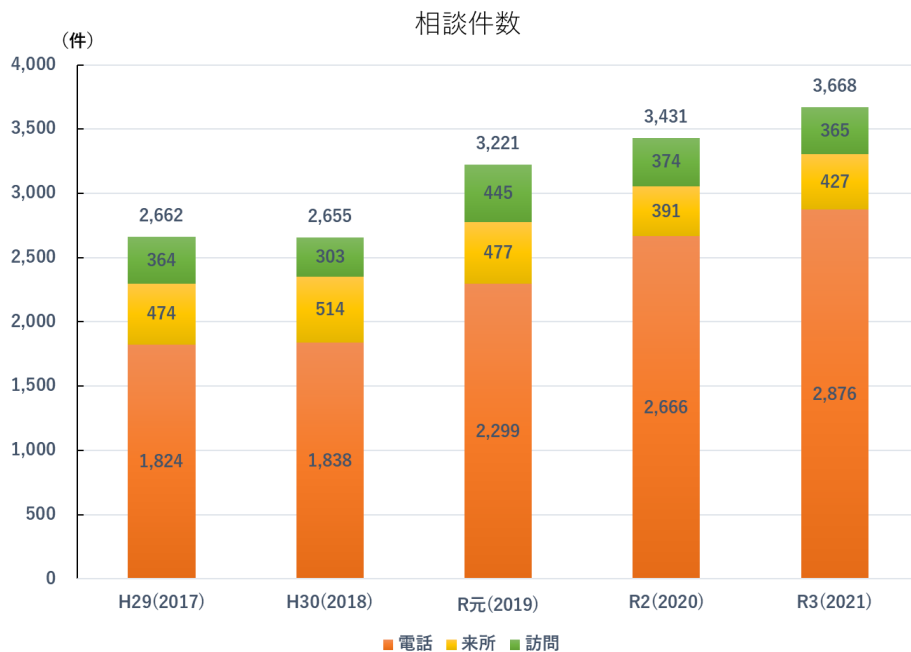
| 区分 | 対象となる方 | 援助者 | |
|------|---|-------|------------------|
| 補助 | 判断能力が不十分な方 | 補助人 | 監督人を選任することがあります。 |
| 保佐 | 判断能力が著しく不十分な方 | 保佐人 | |
| 後見 | 判断能力が欠けているのが通常の状態の方 | 成年後見人 | |
| 任意後見 | 本人の判断能力が不十分になったときに、本人があらかじめ締結した任意後見契約にしたがって任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。 | | |

| | |
|---|--|
| <p>(1) 制度を必要とする人をつなぐ相談機能の向上</p> | <p>高齢者在宅支援課 在宅医療・生活支援センター 障害者施策課 杉並区成年後見センター 杉並区社会福祉協議会 保健センター</p> |
| <p>区民等からの権利擁護に関する相談に対しては、区や地域包括支援センター（ケア 24）、障害者地域相談支援センター（すまいる）^{*38}と、杉並区社会福祉協議会や杉並区成年後見センターが連携し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業^{*39}のほか、その他の区民サービスへの案内について総合的に対応します。また、区民と接する中で、支援が必要な人の様子に気づいた地域の関係機関（民生委員・児童委員、金融機関、医療機関、商店会・町会等）が相談窓口につなぐことができるよう、制度の周知を強化します。</p> | |

コラム 杉並区成年後見センター

平成 18（2006）年 4 月に「杉並区」と「杉並区社会福祉協議会」が出資し、有限責任中間法人として設立され、その後、公益活動を一層充実させるため、平成 27（2015）年 4 月 1 日に公益社団法人に移行しました。

高齢や障害により判断能力が十分でなくなり、財産管理や日常生活を営むことに不安を抱える方が、地域で安心した生活が送れるよう、成年後見制度に関する相談を受け、利用に向けての支援を行います。また、後見人をされている方へのサポートを行っています。



*38 障害者地域相談支援センター（すまいる）：地域での相談の場として、区内3か所（荻窪・高円寺・高井戸）に設置している、社会福祉士などの専門職員が障害者（児）の生活全般の相談に応じる相談支援機関
*39 地域福祉権利擁護事業：判断能力が十分でない高齢者や障害者に、福祉サービスの利用手続きのお手伝いや、日常的な金銭の支払い、通帳の預かりなどを行うサービス

(2) 意思決定支援や身上保護を重視した支援体制の構築

杉並区成年後見センター

成年後見制度を本人らしい生活が送れるための制度として利用できるよう、本人の意向や状況を踏まえた適切な支援を行うことのできる後見人候補者の選任を行います。

また、本人の意思、心身の状態及び生活の状況等を踏まえた運用が可能となるよう、権利擁護の支援チーム等が本人を交えたミーティングや本人の意思決定に沿った支援を展開します。

コラム 意思決定支援とは

加齢や疾病などによる認知機能の低下、障害などにより、判断能力が不十分な状況にある方の中には、日常の支援やサービス利用の決定に際して、専門職などによる意思決定支援が必要な場合があります。本人への支援は、自己決定の尊重に基づき行うことが原則であり、合理的ではないと思われる決定でも、他者への権利を侵害しないのであれば、その選択を尊重します。本人の自己決定や意思確認が困難な場合は、本人を知る関係者が協議し、本人にとっての最善の利益を判断することが意思決定の原則になります。

この基本原則は、障害福祉サービス、保健・医療サービス、介護サービス、成年後見制度などの権利擁護事業に共通するものであり、それぞれの支援を担当する専門職等は、意思決定支援の趣旨を踏まえ、日々の支援を行います。

また、本人の意思や考えを引き出すことが難しい場合は、関係者から得た情報や本人の生活歴から本人らしさを捉え、本人と後見人を含めた関係者で生活のイメージを共有し、それを支援につなげることが重要となります。

コラム 身上保護とは

後見人の職務のうち、生活や療養看護等に関する事務のことで、本人宅への定期訪問を行い医療・介護サービスなどの契約や変更、施設への入退所に係る手続き等を行うことです。身上保護を行う場合には、本人の意思を尊重し、かつ、本人の心身の状態や生活状況に配慮していく必要があります。

後見人は、本人が判断能力の低下によりできない行為（契約や金銭の管理等）を補い、単に生活を支援するということではなく、本人の望む暮らし方、どのように生きたいか、どのような最期を迎えたいかなどの内容を聞き取り、本人の希望に沿った支援を行うことが求められます。

(3) 権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進

杉並区成年後見センター

権利擁護支援の必要な人を発見し適切な支援につなげ、意思決定を尊重した支援を行っていくため、専門職団体や相談機関・福祉関係団体、地域の関係者などが協力・連携する地域連携ネットワークを整えます。

地域連携ネットワークが円滑に機能するために、杉並区成年後見センターが中核機関としてコーディネートや個々のケースの進行管理を行います。また、関係機関・団体、専門職、事業所等が権利擁護支援の課題を協議し連携を強化するため、「杉並区成年後見制度利用促進協議会」を設置・開催することで権利擁護を推進する体制を強化します。

コラム 地域連携ネットワークの仕組み

地域連携ネットワークは、判断能力が十分でなく支援が必要な人が初期の段階で支援に結びつき、本人の意思決定が尊重され、安心して暮らし続けることができるよう、地域全体で発見・つながり・支援・見守りを行う仕組みであり、以下の3つの機能が有機的に連携することにより、構築されています。

○権利擁護支援チーム

権利擁護支援が必要な人を中心に、本人の状況に応じ、本人に身近な親族等や地域、保健・福祉・医療の関係者などが協力して日常的に本人を見守り、本人の意思及び選好や価値観を継続的に把握し、必要な権利擁護支援の対応を行う仕組みです。

○協議会（杉並区成年後見制度利用促進協議会）

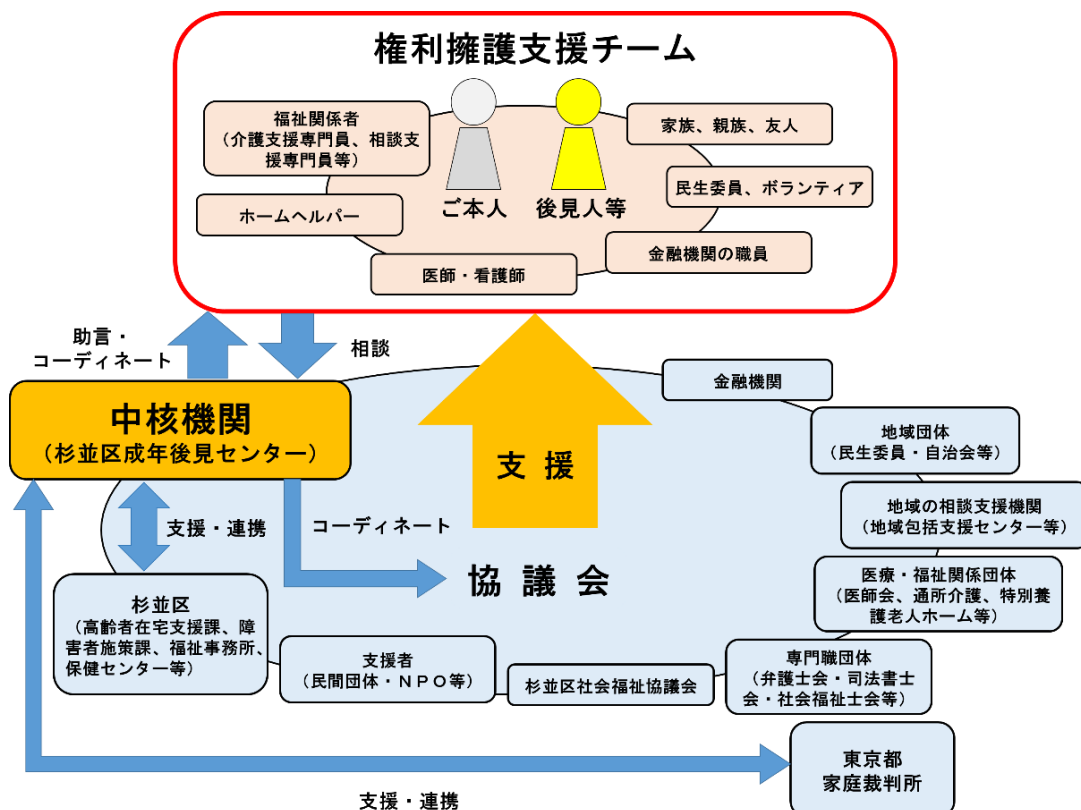
権利擁護支援の地域連携ネットワークが機能するよう、専門職、支援者、地域団体等を含む関係機関が、権利擁護に関する地域課題の解決に向けて検討・協議を行うとともに、連携の強化を図ります。

○中核機関

地域連携ネットワークのコーディネートを担う機関であり、以下のような役割を担います。

- ・本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネーターの役割
- ・専門職団体や関係機関の協力・連携強化を図るために、関係者のコーディネートをを行う役割（協議会の運営、事務局機能等）

地域連携ネットワーク イメージ図



| | |
|--|---------------------------|
| (4) 成年後見人等の担い手の確保と育成・支援 | 杉並区成年後見センター 杉並区社会福祉協議会 |
| <p>認知症高齢者の増加等により、後見人等の担い手の確保・育成等が求められているため、地域の身近な支援者である区民後見人を養成し、人材の確保を図ります。また、適切な後見業務ができるよう、杉並区成年後見センターが区民後見人候補者に対し、法人業務の支援員等の研修を含めた事業を行い、区民後見人を育成・支援します。</p> | |

コラム 区民後見人とは

弁護士や司法書士などの資格を持たない、親族以外の区民による成年後見人等であり、杉並区成年後見センター等の支援を受けて後見業務を適正に担います。主な業務は、ひとりで決めることに不安のある方の金銭管理、介護・福祉サービスの利用の支援などです。

すぎなみ地域大学では3年ごとに区民後見人基礎講座を開催し、修了後には杉並区成年後見センターの実務研修を受講することにより区民後見人候補者として登録され、杉並区成年後見センターの法人後見支援員等の経験を経て、区民後見人として活動します。

| | |
|---|---------------------------|
| (5) 成年後見制度等の普及啓発の充実 | 杉並区成年後見センター 杉並区社会福祉協議会 |
| <p>成年後見制度や権利擁護の取組の重要性を区民一人ひとりが理解し、自身や身近な人の判断能力が十分でなくなった時に必要な支援につながるよう、普及啓発活動に取り組みます。制度の利用が必要と思われる人を発見し支援につなげることの大切さや、制度を利用することが本人の生活を守り権利を擁護する重要な手段であることについて、区民に向けて様々な媒体を活用し、周知活動を行います。また、地域連携ネットワークの関係機関や区民と身近に接する関係職員等に向けた研修の内容を充実させ、地域の権利擁護の対応力を強化します。</p> | |

| | |
|---|-------------------------|
| (6) 円滑な制度利用に向けた支援の充実 | 杉並区成年後見センター 保健福祉部管理課 |
| <p>成年後見制度の利用ができずに適切な支援を受けられないことがないように、親族がいないなどの理由で申立てが困難な方には区長申立て^{*40}を行うとともに、申立て費用の助成や報酬助成を行うことにより、制度の円滑な利用につながるよう支援します。</p> <p>《区長申立て件数（親族がいない方等）》 45件 [令和3（2021）年度（現状）] ⇒ 75件 [令和9（2027）年度（最終）]</p> | |

*40 区長申立て：成年後見制度の利用が必要な状況であるにもかかわらず、本人や親族が家庭裁判所に成年後見等開始の審判の申立てを行うことが難しい場合等、特に必要があるときに区長（市町村長）が申立てを行う仕組み

【2】 権利擁護の仕組みの充実と虐待防止

事業の方向性

- 暴力や虐待、権利侵害を早期に発見し、速やかな対応と必要な支援につなげるため、相談機関や虐待通報窓口等の周知を進め、相談支援体制を充実させていきます。
- 暴力対策や虐待防止には、地域の多様な見守り活動を促進し、地域の目を増やすことが重要なことから、関係機関と密に連携し、早期発見・早期対応につなげる体制づくりを進めます。

主な取組

| | 取組項目 | 所管課 | 該当分野 |
|-----|----------------------------------|---------------------------|-------|
| (1) | 配偶者・パートナーからの暴力対策の推進 | 杉並福祉事務所 区民生活部管理課 | 地域福祉 |
| (2) | 障害者の虐待防止の推進 | 障害者施策課 | 障害者 |
| (3) | 共生社会しかけ隊による合理的配慮の推進 【再掲 P98】 | 障害者施策課 | |
| (4) | 認知症サポーター等による認知症の理解促進 【再掲 P93】 | 高齢者在宅支援課 | 高齢者 |
| (5) | 高齢者虐待防止と権利擁護の充実 | 在宅医療・生活支援センター 高齢者在宅支援課 | |
| (6) | 児童虐待対策等に関する普及啓発 | 子ども家庭支援課 | 子ども家庭 |
| (7) | 子どもの権利擁護の推進 | 子ども家庭部管理課 | |

| | |
|---|---------------------------|
| (1) 配偶者・パートナーからの暴力対策の推進 | 杉並福祉事務所 区民生活部管理課 |
| <p>配偶者・パートナー間の暴力を未然に防止するほか、被害者を早期に発見し迅速な対応につなげるため、相談窓口や関係機関との連携を強化します。</p> | |
| (2) 障害者の虐待防止の推進 | 障害者施策課 |
| <p>区民やサービス提供事業者に対して、パンフレットの配布や研修の機会などを通じて障害者虐待の未然防止を図るとともに、虐待の通報や相談に対しては、関係機関と連携して迅速かつ適切に対応するなど、障害者の虐待防止を推進します。</p> | |
| (5) 高齢者虐待防止と権利擁護の充実 | 在宅医療・生活支援センター 高齢者在宅支援課 |
| <p>虐待の未然防止や早期対応を行うため、関係機関との連携を強化するとともに、専門支援員による助言や支援者に対する研修等により、高齢者の虐待防止及び権利擁護を担当する職員等の対応能力の向上を図ります。</p> | |
| (6) 児童虐待対策等に関する普及啓発 | 子ども家庭支援課 |
| <p>児童虐待防止講演会の開催や区広報・区ホームページ等を通して、児童虐待の防止に社会全体で取り組むための普及啓発を進めます。</p> | |
| (7) 子どもの権利擁護の推進 | 子ども家庭部管理課 |
| <p>子どもの最善の利益を考える地域社会の実現に向けて、「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」に定められた子どもの権利の理念に基づく、「子どもの権利に関する条例」の制定を目指します。</p> | |

【3】身近な相談体制の充実

事業の方向性

- 窓口等へ相談に行くことができない人や地域の課題等を相談したい区民の話を受け止めることができるよう、身近な地域で相談できる機会や場を増やしていきます。
- 相談内容を丁寧に聴き取り、相談者との関係を築きながら、伴走型支援^{*41}による課題解決に取り組みます。

主な取組

| | 取組項目 | 所管課 | 該当分野 |
|-----|---|---------------|-------|
| (1) | 民生委員・児童委員活動の充実 | 保健福祉部管理課 | 地域福祉 |
| (2) | 生活困窮者に対する伴走型支援の実施 (くらしのサポートステーション) 【再掲 P68】 | 杉並福祉事務所 | |
| (3) | 福祉なんでも相談の拡充 | 杉並区社会福祉協議会 | |
| (4) | 地域支え合いの仕組みづくり事業の推進 【再掲 P39】 | 在宅医療・生活支援センター | |
| (5) | ゆうライン相談の実施 | 子ども家庭支援課 | 子ども家庭 |

*41 伴走型支援：本人・世帯の暮らしの全体を捉え、伴走し寄り添いながら、継続的に関わること。本人・世帯に支援を届け、つながりや信頼関係を築いていく

| | |
|--|----------|
| (1) 民生委員・児童委員活動の充実 | 保健福祉部管理課 |
| <p>民生委員・児童委員は、地域の身近な相談相手として、行政や関係機関と区民との間に立ち、支援をつなぐ橋渡し役を担っています。委員はそれぞれ担当地域を持って活動していますが、自主的な活動だけでなく、安心おたっしや訪問や地域のたすけあいネットワークなど、区の事業と連携することで地域のつながりをつくっています。</p> <p>民生委員・児童委員を対象に行う研修について、社会の変化や地域の福祉課題に即したものとなるよう留意するとともに、委員の希望が反映されるように民生委員・児童委員協議会の意見を聞きながら、委員活動の充実を図ります。</p> <p>また、それぞれの委員が活動しやすい環境づくりを進めるために、行政や関係機関との連携だけでなく、地区協議会間や委員同士の交流や連携を深め、情報共有が図られるように支援します。</p> | |

| | |
|---|------------|
| (3) 福祉なんでも相談の拡充 | 杉並区社会福祉協議会 |
| <p>生活上の福祉課題を抱える区民の課題解決や困りごとの軽減に向けて、適切な窓口に分けるための総合相談窓口として「福祉なんでも相談」を実施していきます。杉並区社会福祉協議会内の様々な事業を通じ、全職員が地域に出向く機会を捉えて、相談を受けつけ、課題の解決に結びつけていきます。また、相談当事者の状況を見定め、伴走型支援を継続していきます。</p> | |

| | |
|---|----------|
| (5) ゆうライン相談の実施 | 子ども家庭支援課 |
| <p>大人だけではなく、子ども自身からも相談を受ける身近な相談窓口として、電話や面接等により、子育て相談・児童虐待等の相談にきめ細かく対応するとともに、状況に応じて関係機関との連携による効果的な支援を行います。</p> | |

【4】 包括的相談支援体制の構築

事業の方向性

- 各分野の相談支援機関が持つ制度やサービスを互いに理解した上で、多機関が協働し、世帯や個人が抱える複合的な課題に取り組む相談支援体制を整備します。
- 各相談支援機関に相談があった際は、まずは受け止め、適切な機関等へつなぎ、支援を届けられるよう、相談支援機関を支える仕組みづくりを検討します。
- 複合化した課題を整理した上で分析し、その結果を相談支援機関が共有できるように、研修等を通じて相談支援を担う人材の育成に活用します。

主な取組

| | 取組項目 | 所管課 | 該当分野 |
|-----|---|---------------|-------|
| (1) | 包括的相談支援の推進 | 在宅医療・生活支援センター | 地域福祉 |
| (2) | 生活困窮者に対する伴走型支援の実施 (くらしのサポートステーション) 【再掲 P68】 | 杉並福祉事務所 | |
| (3) | 障害者の相談支援の充実 | 障害者施策課 | 障害者 |
| (4) | 地域ケア会議の実施 | 高齢者在宅支援課 | 高齢者 |
| (5) | 地域包括支援センター（ケア24）の機能強化 | 高齢者在宅支援課 | |
| (6) | 子ども家庭支援センターの整備・機能強化 | 子ども家庭支援課 | 子ども家庭 |

| | |
|--|---------------|
| (1) 包括的相談支援の推進 | 在宅医療・生活支援センター |
| <p>高齢、障害、子ども、生活困窮等における、各分野の相談支援体制だけでは対応が困難な課題を抱えた個人や世帯に対して、相談を受け止め、支援につないでいくために、各分野の相談支援機関が連携して対応していきます。他分野の相談を受けた場合でも、機関同士で相談をつなぎ、支援を行います。</p> <p>また、地域の相談支援機関では対応が難しいケースについては、在宅医療・生活支援センターの調整のもと、支援会議^{*42}を開催し、支援の役割分担や専門支援員（精神科医や弁護士等）による助言を受けることで相談支援機関の後方支援を行い、区民の課題解決を図ります。</p> <p>在宅医療・生活支援センターは、相談支援機関の後方支援を行う中で把握した複合的な課題の整理や支援方針を相談支援機関と共有を図り、専門職への研修等を通して相談支援を担う人材の育成を行い、区民の生活を支える相談支援体制の更なる強化を進めていきます。</p> | |

○主な取組の(2)～(6)については、分野の相談支援の機能強化等について示し、分野が複合的、複雑化した際には(1)の包括的相談支援につながっていくものです。また、(1)に記載のとおり、分野を越えた支援を行うために、他分野を理解した上で、連携する相談支援を進め、区民の生活を支えていきます。

| | |
|---|--------|
| (3) 障害者の相談支援の充実 | 障害者施策課 |
| <p>障害者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、基幹相談支援センター^{*43}が地域の相談支援の中核的な役割を担い、相談支援事業所のバックアップを行うとともに、相談支援のネットワークの構築を進めます。また、区内3か所に設置する障害者地域相談支援センター（すまいる）は、広く生活全般に関する様々な相談を受けとめ、特定相談支援事業所^{*44}は、障害福祉サービスを利用している方が、地域で生活していくために必要なサービス等をコーディネートするなど、地域における相談支援の充実を図ります。</p> | |

| | |
|--|----------|
| (4) 地域ケア会議の実施 | 高齢者在宅支援課 |
| <p>高齢者が地域で安心して住み続けられるよう、地域包括支援センター（ケア24）または区が主催し、行政職員及び地域の関係者で構成する地域ケア会議において、地域生活課題を把握・共有し、様々な分野が連携して役割分担をしながら、解決に向けた取組を進めていきます。</p> | |

*42 支援会議：高齢者や障害者、子ども分野などの各相談機関や精神科医・弁護士などの専門家により構成される、複合的な生活課題を抱えた世帯への支援内容を調整・検討するための会議

*43 基幹相談支援センター：障害のある方が住み慣れた地域で安心して暮らせるように相談支援のネットワークの構築をすすめる、相談支援体制の強化に取り組むとともに、地域の相談支援の拠点として相談機関等のバックアップを行う部署

*44 特定相談支援事業所：障害福祉サービスを利用するためのサービス等利用計画の作成や基本相談を行う事業所

| | |
|---|----------|
| (5) 地域包括支援センター（ケア24）の機能強化 | 高齢者在宅支援課 |
| <p>地域包括ケアシステム^{*45}の中心的役割を果たす地域包括支援センター（ケア24）の事業評価を実施し、総合相談や認知症支援、生活支援体制整備等、様々な業務の改善を図ることで機能を強化します。</p> | |

| | |
|--|----------|
| (6) 子ども家庭支援センターの整備・機能強化 | 子ども家庭支援課 |
| <p>身近な地域における、より機動的できめ細やかな相談・支援体制の構築に向け、平成31（2019）年4月に高円寺地域、令和4（2022）年4月に荻窪地域に子ども家庭支援センター^{*46}を開設しました。今後、令和5（2023）年4月に高井戸地域に開設するとともに、現在の杉並子ども家庭支援センターは、各地域型センターを統括マネジメントする基幹型センターとして位置付け、機能強化を図っていきます。</p> | |

-
- *45 **地域包括ケアシステム**：高齢者等が尊厳を保ちながら、可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活が続けられるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制
- *46 **子ども家庭支援センター**：子どもと家族の困りごとに対する総合的相談窓口として、各種子育て支援サービスの提供・調整を行う。また、保健センターや児童相談所等と連携しながら、要保護児童のいる家庭に対して児童虐待の未然防止と早期発見・早期対応による重篤化予防を図る

【5】生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実

事業の方向性

- 「くらしのサポートステーション」では、丁寧な相談活動をベースに就労支援センターとも連携を深め、支援プランの策定や就労支援の取組を推進していきます。これまで支援につながっていない人に対しても、アウトリーチによる支援を行います。
- ひきこもりの方の高齢化に応じて、世代を問わずに相談を受け止める場として「くらしのサポートステーション」の認知度を高めていきます。また、ひきこもりの方やその家族に対して、就労自立のみにとらわれず本人の考えを尊重するとともに、家族会とも連携し、家族が安心できる居場所を確保していきます。

主な取組

| | 取組項目 | 所管課 | 該当分野 |
|-----|---------------------------------------|------------------|------|
| (1) | 生活困窮者に対する伴走型支援の実施 (くらしのサポートステーション) | 杉並福祉事務所 | 地域福祉 |
| (2) | 子どもの学習等支援事業の実施 | 杉並福祉事務所 | |
| (3) | 自立支援センターによる路上生活者等への支援 | 杉並福祉事務所 | |
| (4) | 多様な相談者に寄り添った就労支援の展開 | 産業振興センター | |
| (5) | 精神保健に関する相談の充実 | 保健予防課 保健サービス課 | 健康医療 |

(1) 生活困窮者に対する伴走型支援の実施
(くらしのサポートステーション)

杉並福祉事務所

生活に困窮している方について、「くらしのサポートステーション」で専門の支援員が相談を受け、相談者に寄り添った伴走型支援を行うため、支援プランの作成に取り組みます。

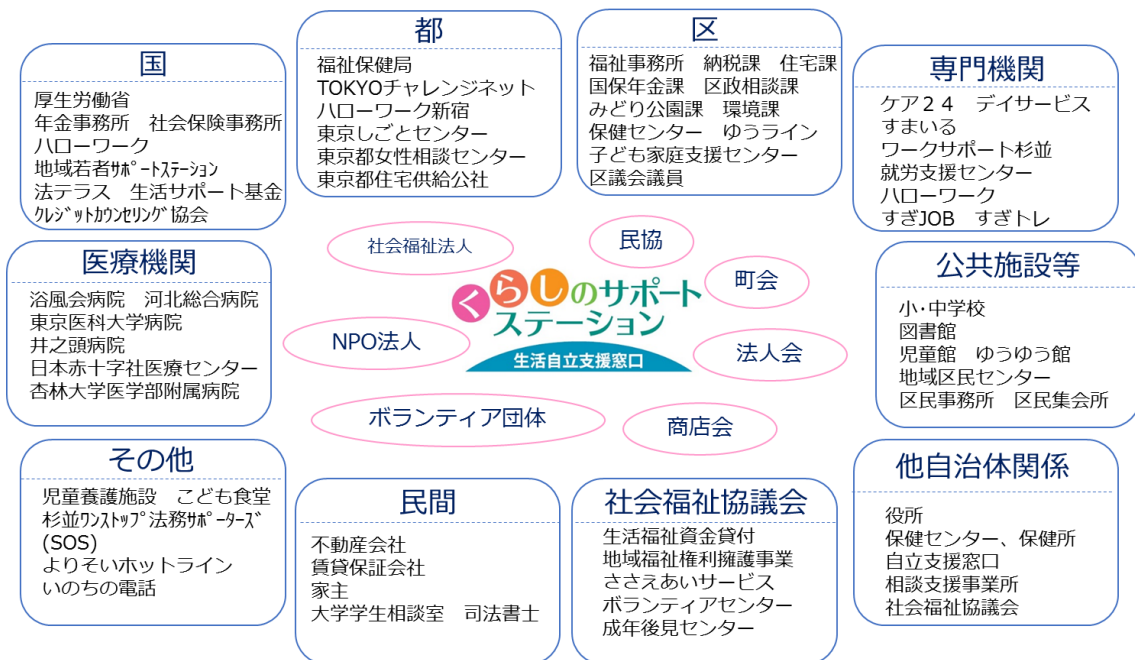
また、支援が必要であるにも関わらず、相談機関につながりにくい人たちの支援が適切に行えるよう、地域のNPOや民生委員・児童委員との連携を図り、訪問や同行支援などアウトリーチの充実を図ります。

また、ひきこもりの状態にある人には、就労による自立だけではない社会参加を促すとともに、孤立しがちな家族の方へのアプローチとして家族会の開催を支援していきます。

コラム くらしのサポートステーション

現に生活に困窮している方や、ひきこもりなど、そのおそれのある方の相談支援窓口です。専門の支援員が相談を受け、伴走型支援を行います。「失業した」「再就職がうまくいかない」「住むところを失くしそう」など様々なケースについて、関係部署と連携して対応します。状況にあったプランを作成し、相談者に寄り添いながら、生活の立て直しを図っていきます。

関係機関との連携 ネットワークで早期発見、包括的な支援を



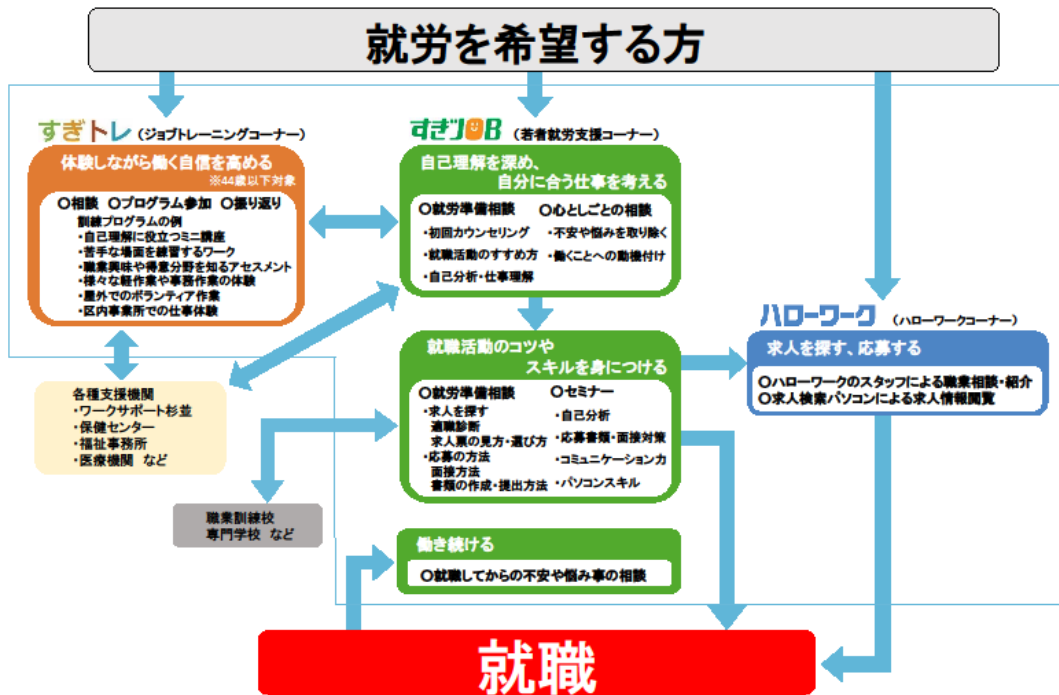
| | |
|--|---------|
| (2) 子どもの学習等支援事業の実施 | 杉並福祉事務所 |
| <p>生活困窮世帯で、学習環境や他者との関係性構築に課題がある子どもたちを対象に、学習習慣の定着支援と社会性の獲得に向けた支援を行います。</p> <p>今後も、学習環境の定着と社会性獲得の支援を行うことで、世帯が生活困窮状態にあっても、子どもたちの生きる力を育み、貧困の連鎖を断ち切ることができるよう支援していきます。</p> | |

| | |
|--|---------|
| (3) 自立支援センターによる路上生活者等への支援 | 杉並福祉事務所 |
| <p>自立支援センターは、路上生活を余儀なくされている方及びそのおそれのある方等を一時的に保護し、宿泊援護をすることで心身の回復を図り、その後の就労や自立、円滑な地域生活への移行を支援する施設です。施設の相談員が地域を巡回し、支援事業のあっせんや健康相談を実施しており、今後も、安定的な雇用先の確保や生活上の諸問題の解決に向けた取組を継続することで、路上生活等からの早期社会復帰を支援していきます。</p> <p>センターの設置運営は、都区共同の事業であり、施設の設置後5年を経た後に次の区へ移転する輪番制となっていることから、令和8(2026)年に現在の板橋区から杉並区に移転する予定となっています。このため、区は、センターの設置に向けた用地調整や施設の設備、設置後の運営などについて、都及び特別区人事厚生事務組合と連携し、地域への十分な情報提供と理解促進に向けた取組を進めていきます。</p> | |

| | |
|--|----------|
| (4) 多様な相談者に寄り添った就労支援の展開 | 産業振興センター |
| <p>就労支援センターの若者就労支援コーナーでは、就労について様々な不安や問題を抱えている方に対して、年齢や性別にかかわらず、相談者の状況に応じた支援プログラムを作成し、就労準備相談、職業紹介から就職後の定着支援まで、相談者に寄り添った専門相談員による伴走型の支援を行います。また、特に女性や高齢者に関しては、家庭や健康状態など一人ひとりの状況に応じて、その能力を十分に発揮できるよう、関係団体等と連携したセミナーの開催や、提供する求人情報の充実を図るなどの就労支援に取り組みます。</p> <p>就労支援センターのジョブトレーニングコーナーでは、身体的・精神的な要因などにより就労に困難を抱え、直ちに一般就労に結び付かない人に対して、若者就労支援コーナーや生活自立支援窓口(くらしのサポートステーション)、福祉部門等と連携して利用者情報を共有しつつ、就労準備訓練・社会適応力訓練を実施します。</p> <p>≪就労支援センターの利用により就職が決定した人数≫ 530人 [令和3(2021)年度(現状)] ⇒ 850人以上 [令和9(2027)年度(最終)]</p> | |

コラム 関係各所が連携した就労支援の取り組み

杉並区就労支援センター 支援の流れ



(5) 精神保健に関する相談の充実

保健予防課
保健サービス課

心の健康について区民が気軽に、かつ早期に相談ができるよう保健センター、医療機関及び関係機関等の相談窓口の周知に努めます。保健センターで実施する「心の健康相談」では、うつ、幻聴幻覚、もの忘れ、依存症^{*47}、思春期問題、ひきこもり、PTSD^{*48}及び発達障害^{*49}など多様化する問題に対応します。

また、家族の心の健康に関し、同じような悩みを抱える方に向けた講演会の開催や交流の場を作ります。

さらに、心の健康相談等を行う区職員及び関係機関職員の対応力の向上や関係機関との連携強化を図ります。

*47 依存症：人が「依存」する対象は様々で、代表的なものに、アルコール・薬物・ギャンブル等があり、このような特定の物質や行為・過程に対して、やめたくてもやめられない、ほどほどにできない状態

*48 PTSD：Post Traumatic Stress Disorder の略。災害などの命の危険にさらされるような事件や衝撃・喪失体験のあと、その場を再体験する感覚や不眠、過度の緊張状態、感情マヒなどの症状が出ること

*49 発達障害：脳の機能障害であり、物事の見方、感じ方、理解の仕方、人との関わり方や行動の仕方に偏りがある障害

コラム 「困りごとフローチャート」を活用した相談支援の周知

ウェルファーム杉並^{*50}の1階にあるくらしのサポートステーション（くらサポ）や、就労支援センターの若者就労支援コーナー（すぎJOB）・ジョブトレーニングコーナー（すぎトレ）・ハローワークコーナーは、生活自立支援と就労支援の相談機関です。

- ・仕事がなかなか見つからない。
- ・生活に困っている。
- ・（いずれは）就労を考えなくては…でも何をすればいいの？

このような不安や悩みを抱えている方や家族への支援を行っています。

4つの相談機関はそれぞれの窓口や支援メニューで連携をしながら、就労や社会とのつながりへの第一歩をお手伝いしています。

また、区の生活自立支援、就労支援を一人でも多くの方に利用してもらえるよう、「困りごとフローチャート」を作成しました。本人や家族が相談につながりやすくなるよう、困りごとと相談機関をフローチャートに示し、記載しています。「困りごとフローチャート」は、地域の相談役である民生委員・児童委員等をとおして、地域でお困りの方へ案内しています。今後、区の施設など誰でも手に取りやすい場所に順次配置していきます。

困りごととは

ウェルファーム杉並1階

なんですか？

あなたや、あなたの周りの方が抱えている困りごとをウェルファーム杉並1階の4つの窓口が解決します！



*50 ウェルファーム杉並：「誰もが気軽に利用できる福祉と暮らしのサポート拠点」をコンセプトに、生活相談、就労支援、自立支援、子育て支援、権利擁護等の機能を集約し、区民の生活を幅広く支える複合施設

【6】生活保護受給者等の支援

事業の方向性

- 生活保護制度は困窮の程度に応じて必要な保護を行い、健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であるため、生活保護制度を周知し、丁寧な生活相談により保護の適用が必要な方へは保護の申請を勧め、一人ひとりの実態に合わせた、よりきめ細やかな生活上の支援を行っていきます。また、自立を助長するため、自立支援プログラムを有効に活用し、就労による生活の自立や健康の維持・増進、次世代の**学力向上や健全育成などを**支援していきます。一方で、生活保護の適正な支給と不正支給の防止を図っていきます。
- 生活保護受給者の就労について、ハローワーク新宿と連携を図るとともに、専門支援員による本人の特性に合わせた相談支援によって、将来的な見通しを立て、自信をもって就労できるよう支援を行っていきます。

主な取組

| | 取組項目 | 所管課 | 該当分野 |
|-----|--------------------------|---------|------|
| (1) | 生活保護受給者への自立支援プログラムによる支援 | 杉並福祉事務所 | 地域福祉 |
| (2) | 福祉事務所における生活相談と適正な保護の実施 | 杉並福祉事務所 | |
| (3) | 「ステップアップしごとコーナー」における就労相談 | 杉並福祉事務所 | |

| | |
|--|---------|
| (1) 生活保護受給者への自立支援プログラムによる支援 | 杉並福祉事務所 |
| <p>稼働年齢層やひとり親家庭に対し、専門支援員等による就労支援や子育て支援などの各プログラムを組み合わせることで、就労・生活の自立に向けた支援を行っていきます。</p> <p>また、高齢者や傷病・障害者等の要援護世帯や精神障害者、アルコール依存症等の自立が難しい世帯に対しては、健康面や精神面での日常生活上の基本的な支援を実施します。</p> <p>《自立支援プログラム作成件数》 983 件 [令和 3 (2021) 年度(現状)] ⇒ 1,100 件 [令和 9 (2027) 年度 (最終)]</p> | |

| | |
|--|---------|
| (2) 福祉事務所における生活相談と適正な保護の実施 | 杉並福祉事務所 |
| <p>病気や高齢、働き手の死亡、失業等で生活や医療費に困っている方の相談を受け、生活保護制度を丁寧に説明し、保護の適用が必要な方に対して、漏れのない保護申請を進めていきます。</p> <p>また、生活保護の適正な実施に向け、医療扶助の適正化、資産等の活用のための預貯金等や収入状況の調査の実施、過大に支給された保護費の弁償金等の徴収強化など、適正支給と不正受給防止を図ります。</p> | |

| | |
|---|---------|
| (3) 「ステップアップしごとコーナー」における就労相談 | 杉並福祉事務所 |
| <p>ウェルファーム杉並内に就労支援窓口「ステップアップしごとコーナー」を設置し、ハローワーク新宿から就労相談専門員の派遣を受け、生活保護受給者や生活困窮者等を対象として、職業検索や就労までの支援を行い、就労自立を進めていきます。</p> <p>《就労支援者数※》 138 件 [令和 3 (2021) 年度(現状)] ⇒ 150 件 [令和 9 (2027) 年度 (最終)]</p> | |

※ (ステップアップしごとコーナーにて就労した者の数)

【7】住宅確保要配慮者等の居住支援

事業の方向性

- 住宅確保要配慮者^{*51}に対する民間賃貸住宅への円滑な入居促進等を図るために設置した杉並区居住支援協議会^{*52}において、高齢者等アパートあっせん事業や見守りサービスなど、住宅確保要配慮者への居住支援を行います。
- 障害者が住み慣れた地域で継続して生活できるよう、グループホーム^{*53}の整備を推進するとともに、多様な住まいの確保に向けた支援等を検討します。さらに、地域のネットワークを強化し、地域で住み続けるための支援を行います。
- 高齢者が住み慣れた地域で自立して生活するため、安心して住み続けられる住まいの確保を図るなど、居住継続のために各種支援を行います。

主な取組

| | 取組項目 | 所管課 | 該当分野 |
|-----|----------------------|---------------------------|-------|
| (1) | 障害者グループホームの整備と居住継続支援 | 障害者生活支援課 障害者施策課 住宅課 | 障害者 |
| (2) | 高齢者向け住宅確保及び居住継続支援 | 住宅課 | 高齢者 |
| (3) | 子育て世帯向け住宅確保及び居住継続支援 | 住宅課 | 子ども家庭 |

*51 住宅確保要配慮者：住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律で定義されている、低所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他の住宅の確保に特に配慮を要する者

*52 杉並区居住支援協議会：住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき設置され、杉並区、不動産関連団体、社会福祉協議会等で構成された団体

*53 グループホーム：障害者が食事、排泄、入浴等の援助を受けながら、共同生活を営む住まい

| | |
|---|---------------------------|
| (1) 障害者グループホームの整備と居住継続支援 | 障害者生活支援課 障害者施策課 住宅課 |
| <p>障害者の住まいの確保のため、施設開設の相談から運営開始までを一貫して支援するマッチング・コーディネート事業を行い、障害者グループホームの開設を促進します。また、入居する障害者への支援について、事業者間で意見交換などを行うグループホーム地域ネットワーク事業を通して、施設開設後のサービスの質の向上を図り、障害者の安心した暮らしを支援します。</p> <p>さらに、障害者が住み慣れた地域で継続して生活を送れるようにするため、引き続き区営住宅の一部を障害者用として活用します。</p> | |

| | |
|--|-----|
| (2) 高齢者向け住宅の確保及び居住継続支援 | 住宅課 |
| <p>高齢者住宅「みどりの里」の運営のほか、杉並区居住支援協議会が行う高齢者等アパートあっせん事業や家賃等債務保証等により高齢者の居住支援を実施します。</p> | |

| | |
|---|-----|
| (3) 子育て世帯向け住宅確保及び居住継続支援 | 住宅課 |
| <p>区営住宅では、ひとり親世帯、多子世帯等が入居しやすくなるよう、使用期間を定めた優遇抽選を実施します。</p> <p>また、民間賃貸住宅については、ひとり親家庭を含む子育て世帯やDV^{*54}被害者に対して、杉並区居住支援協議会で行っている高齢者等アパートあっせん事業により、入居支援制度に協力している不動産店の紹介、住宅に関する情報提供、仲介手数料や家賃債務保証料の助成も行います。</p> | |

*54 DV : Domestic Violence の略。配偶者や事実婚のパートナーまたは恋人などからの暴力

【8】再犯防止等の推進

事業の方向性

- 犯罪をした人等が地域で社会を構成する一員となり、再び犯罪に手を染めることのないよう、関係機関が連携し、各種サービスにつなげるなど、その立ち直りを支援します。
- 犯罪をした人等が地域で孤立することなく、社会復帰に向けて支え・支えられる地域づくりを目指して、更生保護^{*55}活動の中心となる保護司会との連携を強化します。また、再犯防止の取組の大切さについて、広く区民の理解を得られるよう、わかりやすく効果的に広報するなど、普及・啓発活動に取り組みます。

主な取組

| | 取組項目 | 所管課 | 該当分野 |
|-----|---|-------------------------------|--------------------|
| (1) | 就労・住居確保の支援 | 杉並福祉事務所 産業振興センター | 地域福祉 |
| (2) | 更生保護団体 ^{*56} の活動の促進等 | 保健福祉部管理課 | |
| (3) | 更生保護サポートセンターの移転・運営支援 | 保健福祉部管理課 | |
| (4) | 再犯防止に関する普及・啓発活動の推進 | 保健福祉部管理課 | |
| (5) | 包括的相談支援の推進【再掲 P65】 | 在宅医療・生活支援センター | |
| (6) | 生活困窮者に対する伴走型支援の実施 (くらしのサポートステーション)【再掲 P68】 | 杉並福祉事務所 | |
| (7) | 保健医療・福祉サービスの利用支援 | 高齢者在宅支援課 障害者施策課 保健サービス課 | 高齢者 障害者 健康医療 |
| (8) | 精神保健に関する相談の充実 【再掲 P70】 | 保健予防課 保健サービス課 | 健康医療 |

*55 更生保護：犯罪をした人や非行のある少年を社会の中で適切に処遇することにより、その再犯を防ぎ、非行をなくし、これらの人たちが自立し改善更生することを助けること

*56 更生保護団体：保護司会のほか、更生保護の活動を行っている組織・団体のこと。杉並区では、杉並区保護司会・杉並区更生保護女性会・杉並区保護観察協会を指す

| | |
|---|---------------------|
| (1) 就労・住居確保の支援 | 杉並福祉事務所 産業振興センター |
| <p>収入や住居が安定しないことが原因で、生活のために再び犯罪に手を染めてしまうことのないよう、福祉事務所において、生活保護の受給や更生保護施設への入所など、社会生活への復帰に向けた支援を行います。また、産業振興センターでは、本人の収入基盤の安定に向けて、協力雇用主^{*57}の確保に向けた広報活動を実施するとともに、東京しごとセンター^{*58}及び都立職業能力開発センター^{*59}と連携して、就職に向けた相談・支援等を行います。</p> | |

| | |
|---|----------|
| (2) 更生保護団体の活動の促進等 | 保健福祉部管理課 |
| <p>現在、再犯防止の活動の中心を担う保護司は、高齢化が進んでいることや、成り手不足等の課題があります。今後の活動につなげるためには、若い世代に更生保護活動の理解を深めることが重要です。青少年の非行防止や様々な事情を抱える青少年の身近な存在として、健全な成長を支援する活動を行う青少年ボランティア団体であるBBS^{*60}会の区内での発足を視野に入れている保護司会等の更生保護団体の取組を支援します。また、更生保護活動にかかわる組織・団体が再犯防止活動についての共通した認識と理解を図り、地域の中で再犯防止の取組を推進するための場の設置に向けて、保護司会等の更生保護団体との協議・検討を進めます。</p> | |

- *57 **協力雇用主**：犯罪や非行をした人（刑務所出所者等）の自立及び社会復帰を支援することを目的として、犯罪や非行をした人を雇用し、又は雇用しようとする事業主
- *58 **東京しごとセンター**：東京都が都民の雇用や就業を支援するために設置した、しごとに関するワンストップサービスセンター
- *59 **都立職業能力開発センター**：新たに職業に就く人、求職中の人、転職を希望している人を対象に、就職を目指し、職業に必要な知識・技能を習得するための施設
- *60 **BBS**：Big Brothers and Sisters Movement の略。青少年少女たちに、同世代の、いわば兄や姉のような存在として、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむボランティア活動

コラム 保護司とは

犯罪をした人等の立ち直りを地域で支えるボランティアで非常勤の国家公務員です。

<保護司の仕事>

①保護観察

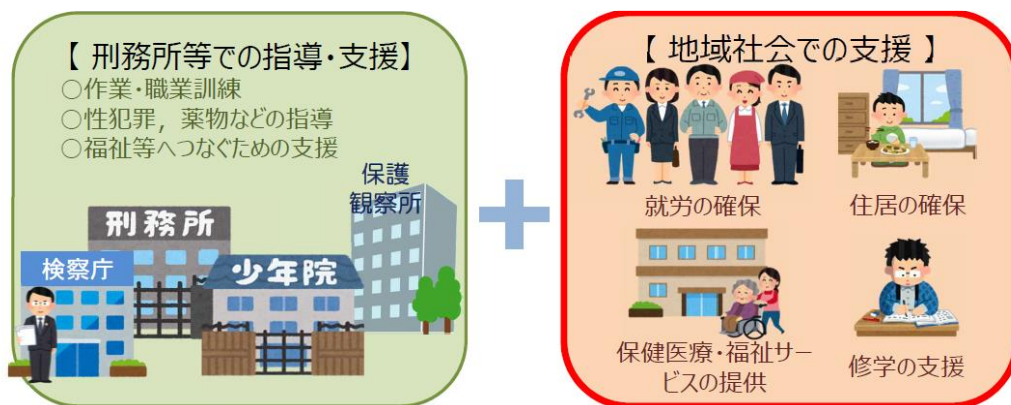
犯罪をした人等に対して、更生を図るための約束ごと（遵守事項）を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の援助などを行い、その立ち直りを助け**ます**。

②生活環境調整

少年院や刑務所に収容されている人が、仮釈放後にスムーズに社会復帰を果たせるよう、帰り先の調査、引受人との話し合い、就労の確保などを行って受入態勢を**整えます**。

③犯罪予防活動

犯罪をした人等の改善更生について地域社会の理解を求めるとともに、犯罪や非行を未然に防ぐ活動です。毎年7月の「社会を明るくする運動」強調月間などの機会を通じて、「講演会」「区民集会」「学校との連携事業」などの犯罪予防活動を促進しています。



(3) 更生保護サポートセンターの移転・運営支援

保健福祉部管理課

現在、区の職員会館内で運営している更生保護サポートセンター^{*61}について、施設の老朽化等により職員会館を廃止することに伴い、同センターを令和5（2023）年度末にウェルファーム杉並内に移転します。

移転後においても、保護司会等が主催・実施する研修や、保護司や保護観察官^{*62}が保護観察対象者との面接を行う際の会議室や相談場所を提供するなど、その活動を支援します。

*61 更生保護サポートセンター：保護司・保護司会が、地域の関係機関・団体と連携しながら、地域で更生保護活動を行うための拠点

*62 保護観察官：犯罪をした人や非行のある少年に対して、通常の社会生活を送らせながら、その円滑な社会復帰のために指導・監督を行う社会内処遇の専門家。社会内処遇とは、刑務所等の矯正施設で行われる施設内での処遇に対し、施設外（社会の中）で処遇を行うもの

| | |
|---|----------|
| (4) 再犯防止に関する普及・啓発活動の推進 | 保健福祉部管理課 |
| <p>更生保護活動についての地域の理解を深めるため、保護司会等の更生保護団体、地域で活動する方や区内小中学校と連携して啓発活動を実施するなど、社会を明るくする運動を推進します。また、区ホームページをはじめ、あらゆる機会・媒体を通じて再犯防止に関する普及・啓発活動を行い、犯罪をした人等の立ち直り支援について、区民に広く周知します。</p> | |

| | |
|---|-------------------------------|
| (7) 保健医療・福祉サービスの利用支援 | 高齢者在宅支援課 障害者施策課 保健サービス課 |
| <p>犯罪をした高齢者や障害のある方等のうち、保健医療・福祉の支援が必要であるにもかかわらず、十分な支援が行き届かないために再犯に至るケースがあることから、保護司等の支援者と地域包括支援センター（ケア24）や障害者地域相談支援センター（すまいる）などとの連携強化を図り、適切な支援につなげます。また、薬物依存症等のある人の立ち直りに向けて、保健センターが窓口となって相談業務を行い、適切な機関へつなぐなどの回復に向けた支援を行います。</p> | |

コラム 社会を明るくする運動 ～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

社会を明るくする運動とは、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。（法務省主唱）

区では、7月の強調月間に、更生保護活動への理解をより深めるため、区と保護司会をはじめとする更生保護団体を中心となって、啓発イベント「ひまわりフェスタ」等を開催しています。



令和4(2022)年度 区役所ロビーにおける啓発事業「ひまわりフェスタ」の様子

【9】 移動のための支援の充実

事業の方向性

○高齢や障害により移動が困難な人（移動困難者）が外出しやすい環境を整え、日常生活や社会参加を支えるために、外出に関する相談・支援の充実や、移動サービスを担うNPO等と連携を図っていきます。

○外出したいにも関わらず移動に困っている人の移動の選択肢を広げるため、グリーンスローモビリティ^{*63}などの新たな公共交通サービスについて検討します。

主な取組

| | 取組項目 | 所管課 | 該当分野 |
|-----|-------------------------|----------|------|
| (1) | 外出支援相談センターの運営 | 保健福祉部管理課 | 地域福祉 |
| (2) | 福祉有償運送団体の支援 | 保健福祉部管理課 | |
| (3) | 新たな公共交通サービスによる移動の選択肢の拡充 | 都市整備部管理課 | |
| (4) | 障害者の移動支援事業等の推進 | 障害者施策課 | 障害者 |

*63 グリーンスローモビリティ：時速 20km 未満で公道を走ることができる、電動車を活用した移動サービスで、その車両も含めた総称

| | |
|--|----------|
| (1) 外出支援相談センターの運営 | 保健福祉部管理課 |
| <p>外出支援相談センター^{*64}は、移動困難者が「出かけたいときに出かけられるまち」の実現を目指して設置した相談支援機関です。移動サービスに関する情報を把握・収集・提供して移動困難者の利便性向上を図るとともに、関係者間の協力体制を構築するための拠点として、各種講座や連絡会を実施していきます。</p> <p>《外出支援相談センター相談受付数》 1,085件 [令和3(2021)年度(現状)] ⇒ 1,175件 [令和9(2027)年度(最終)]</p> | |

| | |
|--|----------|
| (2) 福祉有償運送団体の支援 | 保健福祉部管理課 |
| <p>移動困難者の活動の場を広げ、自由な社会参加を促進するため、福祉有償運送団体に対して安全運行や利便性向上を図るために必要な経費の補助を行います。</p> <p>また、福祉有償運送^{*65}に必要な運転手資格が取得できる「福祉車両運転協力員講座」をすぎなみ地域大学で実施し、運転協力員を育成していきます。</p> <p>《福祉有償運送団体輸送回数》 26,113回 [令和3(2021)年度(現状)] ⇒ 29,200回 [令和9(2027)年度(最終)]</p> <p>《福祉車両運転協力員講座修了者》 11人 [令和3(2021)年度(現状)] ⇒ 18人 [令和9(2027)年度(最終)]</p> | |

| | |
|--|----------|
| (3) 新たな公共交通サービスによる移動の選択肢の拡充 | 都市整備部管理課 |
| <p>誰もが気軽に快適に移動できる地域社会の実現に向け、区民一人ひとりの移動の選択肢を拡充することが求められています。公共交通を利用して外出したいにも関わらず移動に困っている区民への対応として、グリーンスローモビリティなどの新たな公共交通サービスの活用を検討・実施していきます。</p> <p>また、公共交通での移動が困難な方には、福祉交通をスムーズに案内して利用できるよう、区の交通部門と福祉部門が連携した取組を検討していきます。</p> | |

| | |
|--|--------|
| (4) 障害者の移動支援事業等の推進 | 障害者施策課 |
| <p>外出時にガイドヘルパーを派遣する移動支援事業^{*66}や福祉タクシー券の交付などにより、個々の障害や能力に応じた適切な外出支援を行い、障害者の社会参加を促進します。</p> | |

*64 外出支援相談センター：高齢や障害などにより、ひとりで外出することが困難な方の日常生活や社会参加を支えるために、外出に関する相談や情報提供、必要な支援サービスへの案内などを行う施設

*65 福祉有償運送：障害者や要介護者等を対象に、NPO等の非営利法人が会員に対し自家用車等により非営利対価で行う、ドア・ツー・ドアの個別輸送サービス

*66 移動支援事業：屋外での移動に困難がある障害者（児）に対し、外出時に付き添いのガイドヘルパーを派遣することで、障害者の余暇・社会活動への参加を支援する事業

地域福祉の基盤整備

- 地域福祉を推進するための環境を整えるため、誰もが気軽に集える場の整備をはじめ、地域福祉における担い手の育成や福祉サービスの質の向上を図るなどの取組を推進します。
- 国籍や性別、年齢の違いや障害の有無などに関わらず、誰もが暮らしやすい社会を実現するため、人と人の相互理解と支え合いによる、ユニバーサルデザイン^{*67}のまちづくりを推進します。

現状と課題

- 地域におけるつながりが希薄になる中、世代や分野を問わず地域住民同士が気軽に立ち寄り、交流を図ることができる拠点や居場所を整備する必要があります。
- 福祉や介護サービスの利用が増加する中、質の高いサービスの提供が求められています。福祉サービスの内容や評価についての情報公開などを進め、事業運営の透明性を確保するとともに、保健福祉に携わる人材の確保と専門研修などを通して、サービスの質の向上を図る必要があります。
- 誰もがより安全に外出や移動ができるよう、道路・公園・建築物などの施設等のバリアフリー化やユニバーサルデザインの視点に基づく各施設の整備や移動手段の確保等がより一層求められています。また、ハード面だけでなく、ソフト面のバリアフリー化も併せて推進し、地域に暮らすすべての人が互いに認め合いながら共生できる環境の整備が必要です。

目指す姿

- 乳幼児から高齢者まで、多様な世代が地域で気軽に集える場が整備されるとともに、住民同士が交流できる環境が整っています。
- 地域活動の担い手となる人材が育ち、地域福祉活動への参加が促進されています。
- 保健福祉にかかる専門職の人材が確保・育成され、サービスの質の確保及び向上につながっています。
- 国籍や性別、年齢の違いや障害の有無に関わらず、誰もが安心して生活ができるよう、地域における様々な障壁（バリア）が解消され、安心して暮らせる環境が整っています。

*67 ユニバーサルデザイン：年齢・性別・能力・国籍等の違いにかかわらず、すべての人が使いやすいように建築物、製品、環境及び制度やサービスなどをあらかじめデザインすること

SDGsのゴールとの関係



施策指標

| | 指標名 | 指標の説明 | 令和3年度 (2021) (現状) | 令和9年度 (2027) (最終) |
|-----|--------------------|---------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 指標① | 第三者評価受審件数 | 区立施設の受審件数 民間施設の受審件数の合計 | 99件 | 128件 |
| 指標② | 地域の集いの場等の実施 団体数 | 地域の集いの場情報検索シス テム掲載団体数等 | 310 団体 | 400 団体 |

施策を推進する事業

- 【1】気軽に集い交流できる場の充実
- 【2】情報発信の強化及び情報格差の解消
- 【3】地域福祉の担い手の育成・支援
- 【4】保健福祉サービスの質の向上
- 【5】ユニバーサルデザインのまちづくりの推進（福祉への理解促進と差別解消）

【1】気軽に集い交流できる場の充実

事業の方向性

○地域住民の交流拠点として、国籍・性別・年齢の違いや障害の有無などの属性を問わず、誰もが気軽に立ち寄ることができる居場所や区民が主体的に活動・交流ができる場の充実を図ります。

○また、多様な交流をきっかけにして、地域福祉活動の活性化につなげる取組を進めます。

※以下の取組のうち、杉並区区立施設再編整備計画（第2期）・第1次実施プラン（令和4(2022)年度一部修正）で計画化された内容の一部については、これまでの再編整備の取組の検証等を踏まえ、今後の方針を決定するとしていることから、本計画においても歩調を合わせ取り組んでいきます。

- ・コミュニティふらっとの運営
- ・ゆうゆう館の運営
- ・子ども・子育てプラザの整備・運営
- ・児童館の運営
- ・小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施
- ・中・高校生の新たな居場所の実施

主な取組

| | 取組項目 | 所管課 | 該当分野 |
|------|------------------------|--------------------|-------|
| (1) | コミュニティふらっとの運営 | 地域課 | 地域福祉 |
| (2) | きずなサロンの支援事業の推進 | 杉並区社会福祉協議会 | |
| (3) | 障害者の集える場の充実 | 障害者施策課 | 障害者 |
| (4) | ゆうゆう館の運営 | 高齢者施策課 | 高齢者 |
| (5) | 子ども・子育てプラザの整備・運営 | 児童青少年課 | 子ども家庭 |
| (6) | 乳幼児親子の居場所の実施 | 地域子育て支援課 児童青少年課 | |
| (7) | 児童館の運営 | 児童青少年課 | |
| (8) | 小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 | 児童青少年課 | |
| (9) | 児童青少年センター（ゆう杉並）の充実 | 児童青少年課 | |
| (10) | 中・高校生の新たな居場所の実施 | 児童青少年課 | |

| | |
|--|-----|
| (1) コミュニティふらっとの運営 | 地域課 |
| <p>乳幼児親子を含む子どもから高齢者までの誰もが身近な地域で気軽に利用できる「コミュニティふらっと」の運営を通して、区民・団体の様々な活動や世代を超えた交流・つながりを支援していきます。</p> | |

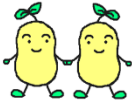
| | |
|--|------------|
| (2) きずなサロンの支援事業の推進 | 杉並区社会福祉協議会 |
| <p>地域住民が身近なところで気軽に立ち寄れる交流の場として、サロン活動の立ち上げや運営の支援を行います。また、サロン活動を通して、地域住民が主体となり身近な課題を拾い上げ、地域の特性にあった活動を行い、共助の礎となるような住民相互の地域活動による顔の見える関係づくりを強化していきます。</p> | |

コラム

あなたのまちの「きずなサロン」

「きずなサロン」とは…

誰もが気軽に立ち寄れる集いの場です。
お茶を飲みながらおしゃべりをするサロン、子育て中のママ達を応援するサロン、手芸や折り紙を楽しむサロンなど、様々な内容で活動しています。
サロンを通じて交流し、仲間づくり、生きがいつくりの活動に参加することができます。



| | |
|---|--------|
| (3) 障害者の集える場の充実 | 障害者施策課 |
| <p>障害者の社会参加を促進するため、身近な地域で様々な人と集える場や講座・イベントを拡充するとともに、バリアフリーの設備が整備されている店舗・施設などの周知啓発を図ります。また、障害に理解のある従業員やサポーターがいる店舗、場を増やす取組を行うなど、障害者の集える場を充実します。</p> | |

| | |
|--|--------|
| (4) ゆうゆう館の運営 | 高齢者施策課 |
| <p>高齢者の社会参加や交流、いきがい活動の拠点として、高齢者の自主グループ活動を活性化するとともに、地域で高齢者を支え合うコミュニティづくりにつながる、地域に密着した多世代交流拠点となるよう運営を行います。</p> | |

| | |
|---|--------|
| (5) 子ども・子育てプラザの整備・運営 | 児童青少年課 |
| <p>子ども・子育てプラザは、乳幼児親子やこれから子育てを始める方（妊娠中の方とそのパートナー）を対象とした地域の子育て支援拠点です。親子でゆっくり過ごせる居場所であるとともに、子育てサービスの利用相談や情報提供（利用者支援事業）、一時預かり事業^{*68}（一部の子ども・子育てプラザを除く）を行います。</p> | |

| | |
|---|--------------------|
| (6) 乳幼児親子の居場所の実施 | 地域子育て支援課 児童青少年課 |
| <p>妊婦や乳幼児親子が気軽に立ち寄り安心して過ごせる交流の場とその関係団体を支援し、居場所の充実を図ります。</p> <p>①つどいの広場の運営支援 子育て経験豊かなスタッフや子ども同士・親同士との交流により、子育て中の気付きや楽しさを実感できる場である「つどいの広場」を運営する地域のNPO団体や事業者の運営費用を助成します。</p> <p>②ゆうキッズ事業の実施 すべての児童館において、乳幼児親子が気軽に集い、交流ができる場の提供や、乳幼児親子向けプログラム等を実施します。</p> <p>③子育て応援券事業の実施 妊婦や就学前の子どもがいる家庭に、親子で楽しむ交流事業などの子育て支援サービスに利用できる「子育て応援券」を交付します。</p> <p>④子どもプレーパーク事業の実施 区内の公園において、子どもたちがたき火・泥遊び・ロープワーク等を通じて、自らのアイデアや想像力を生かし、自由に遊びを創り出すことができる「プレーパーク事業」を実施します。</p> | |

| | |
|---|--------|
| (7) 児童館の運営 | 児童青少年課 |
| <p>児童館は、0歳から18歳未満の子どもが気軽に利用できる身近な居場所です。運動、工作、読書、音楽等の自由遊びの支援や、料理、野外活動、異世代交流等の体験を広げるプログラム、地域の伝統行事への参加や、自主的な活動等を通して、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう支援します。</p> | |

| | |
|---|--------|
| (8) 小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 | 児童青少年課 |
| <p>放課後等に学校施設を活用し、小学生の安全・安心な居場所を提供する放課後等居場所事業^{*69}を実施し、子どもの健全育成支援の充実を図ります。実施にあたっては、既存の放課後子ども教室や学校・地域関係者、子育て支援団体との連携・協働による事業運営を進めます。</p> | |

*68 一時預かり事業：保護者の通院、就労、育児疲れの解消などのため、乳幼児を短時間預かる事業

*69 放課後等居場所事業：放課後等に学校施設を活用し、小学生の安全・安心な居場所を提供し、保護者や地域住民の参画を得て、遊びや学習、スポーツ、文化・創作活動、交流活動などの取組を通して、児童の自主性や社会性、創造性を育むとともに、児童が地域社会の中で健やかに成長できる環境づくりを推進する事業

| | |
|--|--------|
| (9) 児童青少年センター（ゆう杉並）の充実 | 児童青少年課 |
| <p>児童青少年センター（ゆう杉並）は、中・高校生を主な利用者として、多様なニーズに応えるとともに、自主的な活動への支援を行うことを目的として、平成9（1997）年に設置しました。今後も、中・高校生世代がより利用しやすく、魅力ある居場所となるよう、中・高校生運営委員会をはじめとする利用者等の意見を聴きながら、運営の充実を図ります。</p> | |
| (10) 中・高校生の新たな居場所の実施 | 児童青少年課 |
| <p>永福図書館とコミュニティふらっと永福との複合施設において、ラウンジ内に中・高校生優先利用スペースを設けるなど、地域の中での中・高校生の居場所の一つとなるよう取り組みます。</p> | |

【2】 情報発信の強化及び情報格差の解消

事業の方向性

- 障害者や高齢者、子育て中の世帯など、各世代のニーズや個々の状況に合わせたSNS^{*70}を活用することで、必要な情報を迅速かつ容易に取得できるよう、効果的な情報発信に努めます。
- 音声コードの導入やウェブアクセシビリティ^{*71}にも配慮し、誰でもアクセスしやすい情報の提供を目指します。
- 誰もが必要な情報やサービスを受けることができるよう、ICTの利活用を促進するとともに、広報紙やチラシを活用するなど、デジタル化の恩恵を受けられない人にも配慮した情報発信を行います。

主な取組

| | 取組項目 | 所管課 | 該当分野 |
|-----|--|------------------------------------|-------|
| (1) | バリアフリーマップの機能充実 | 保健福祉部管理課 都市整備部管理課 | 地域福祉 |
| (2) | 在宅医療・介護保険サービス事業者・地域の集いの場情報検索システムによる情報提供の充実 | 在宅医療・生活支援センター 介護保険課 高齢者在宅支援課 | 高齢者 |
| (3) | 障害者への情報発信の充実 | 障害者施策課 | 障害者 |
| (4) | 高齢者を対象としたパソコン講座等の開催支援 | 高齢者施策課 | 高齢者 |
| (5) | すぎなみ子育てサイトの運営 | 子ども家庭部管理課 | 子ども家庭 |

*70 SNS：Social Networking Service の略。人と人との社会的ネットワークをインターネット上で構築するサービス

*71 ウェブアクセシビリティ：高齢者や障害者など心身の機能に制約のある人でも、年齢的・身体的条件に関わらず、ウェブで提供されている情報にアクセスし利用できること

| | |
|---|------------------------------------|
| (1) バリアフリーマップの機能充実 | 保健福祉部管理課 都市整備部管理課 |
| <p>公開型GIS「すぎナビ」*72のバリアフリーマップで提供している心のバリアフリー協力店*73の位置やバリアフリー設備、道路における視覚障害者誘導用ブロック等の情報提供について、利用者がより使いやすい情報発信に努めるとともに、今後、区立施設や鉄道駅などを含めた総合的なバリアフリー情報の提供を目指します。</p> <p>また、東京都が運営する「とうきょうユニバーサルデザインナビ*74」など、バリアフリー情報を掲載したマップやホームページ等と連携し、区立施設のバリアフリー設備の整備や変更があった場合には、速やかに情報修正を行うなど、よりわかりやすい情報提供に努めるとともに、区内のバリアフリー対応状況の周知を図っていきます。</p> | |
| (2) 在宅医療・介護保険サービス事業者・地域の集いの場 情報検索システムによる情報提供の充実 | 在宅医療・生活支援センター 介護保険課 高齢者在宅支援課 |
| <p>在宅療養者やその家族が必要とする在宅医療・介護保険サービスの情報や、高齢者が様々な活動を通してつながり、支え合いながら一緒に楽しめる地域交流の場（地域の集いの場）の情報を提供している情報検索システムについて、今後も提供する情報の充実を図ります。</p> <p>また、在宅医療・介護保険サービスの情報については、関連冊子でもわかりやすく掲載するなど、情報提供の充実を図っていきます。</p> | |
| (3) 障害者への情報発信の充実 | 障害者施策課 |
| <p>障害者の日常生活を支援するため、障害福祉に関するサービス等の情報をまとめた「障害福祉のしおり」（冊子形式及びデジタルブック版）の発行や、障害者の生活支援サイト「のーまらいふ杉並」の運用により、生活に必要な情報を発信します。また、日ごろ情報を得にくい障害者の情報収集を支援するため、障害特性に応じたデジタルデバインド対策を推進します。</p> | |
| (4) 高齢者を対象としたパソコン講座等の開催支援 | 高齢者施策課 |
| <p>ゆうゆう館協働事業のNPO法人や杉並区シルバー人材センター*75等による、高齢者を対象とした初心者向けのパソコンやスマートフォン講座の開催を支援します。また、高齢者自身がデジタル機器などを活用してコミュニケーションを広げたり社会参加を進めることができるよう、杉の樹大学*76でデジタルデバインド解消のためのICT関連講座を実施します。</p> | |

- *72 公開型GIS「すぎナビ」：地図や画像を利用して区の行政情報等を、インターネットを通じて分かりやすく公開・提供する区の公式電子地図サービス
- *73 心のバリアフリー協力店：高齢者や障害者、子ども連れの方などに配慮した対応を行う店舗に対して認定している事業。協力店の増加を促進し、誰もが安心して買い物や外出ができる環境の整備に努める
- *74 とうきょうユニバーサルデザインナビ：高齢者や障害者を含めたすべての人が、外出時に必要な情報を容易に入手できるよう、都内の施設や交通機関等に関するユニバーサルデザイン情報及びバリアフリー情報を集約したポータルサイト
- *75 杉並区シルバー人材センター：区内に居住する概ね60歳以上の方で、定年などで勤めをやめた方、高齢のため一般雇用を希望しない方、経験や能力を生かし何か仕事をしたい、何らかの収入を得たいという方が、臨時的・短期的な仕事を通じて社会参加をしていくための団体
- *76 杉の樹大学：60歳以上の区民を対象とした講座を開催し、学びを通じたいきがいの発見、地域参加等を支援する事業

(5) すぎなみ子育てサイトの運営

子ども家庭部管理課

区ホームページ内の「すぎなみ子育てサイト」において、子育てに役立つ様々な情報を掲載し、子育て家庭を支援します。

【3】 地域福祉の担い手の育成・支援

事業の方向性

- 各種ボランティア養成講座の実施を通して、様々な分野で活動できる人材を育成していきます。
- ボランティア養成講座受講者で、現在、地域で活動している方に向けては、複雑化するニーズに対応できるよう、研修等の充実を図ります。
- ボランティアや地域活動に興味がある人たちに活動の場を提供するとともに、活動している団体とのマッチングや横のつながりが生み出せるような機会の提供を進めていきます。

主な取組

| | 取組項目 | 所管課 | 該当分野 |
|-----|----------------------|--------------|------|
| (1) | 民生委員・児童委員の人材確保 | 保健福祉部管理課 | 地域福祉 |
| (2) | 地域福祉活動を担う人材の育成・支援 | 地域課 関係所管課 | |
| (3) | ボランティア人材の育成及び研修事業の推進 | 杉並区社会福祉協議会 | |
| (4) | ボランティアコーディネート事業の推進 | 杉並区社会福祉協議会 | |
| (5) | 災害ボランティアの養成 | 杉並区社会福祉協議会 | |
| (6) | 福祉教育の推進【再掲 P98】 | 杉並区社会福祉協議会 | |
| (7) | 認知症サポーター等による認知症の理解促進 | 高齢者在宅支援課 | 高齢者 |

| | |
|--|----------|
| (1) 民生委員・児童委員の人材確保 | 保健福祉部管理課 |
| <p>地域における身近な相談役を担っている民生委員・児童委員の存在やその活動のPRに取り組みます。また、人材の確保に向けて、他の自治体の取組を調査し、民生委員児童委員協議会の意見を聞きながら、新たな担い手確保の取組の検討を進めます。</p> | |

| | |
|---|--------------|
| (2) 地域福祉活動を担う人材の育成・支援 | 地域課 関係所管課 |
| <p>すぎなみ地域大学では、区民を対象に、地域活動やボランティア活動に必要な知識・技術を学ぶとともに仲間を助け、区民自らが地域社会に貢献する人材となるよう、その育成・支援を図ります。</p> <p>保健福祉分野でも、関係する所管課と連携し、各種ボランティア養成の講座を行い、地域の中で活躍する人材を育成し、それぞれの活動の場を提供していきます。</p> <p>《保健福祉分野の人材育成講座》 ゲートキーパー、救急協力員、介護予防サポーター、知的障害者ガイドヘルパー、福祉車両運転協力員、認知症高齢者家族安らぎ支援員、区民後見人、健康づくりリーダー、食育推進ボランティア、杉並どうぶつ相談員 など</p> | |

| | |
|--|------------|
| (3) ボランティア人材の育成及び研修事業の推進 | 杉並区社会福祉協議会 |
| <p>杉並区社会福祉協議会が運営している杉並ボランティアセンターでは、各種講座の実施、ボランティアに関する相談や区民ボランティア活動の促進を行うなど、自ら積極的に地域活動を担う人材の育成・支援を進めていきます。ボランティア人材の育成講座では、すべての世代を対象に、「障害」「災害」等をテーマにした研修を企画し、地域共生社会について考えるきっかけをつくることで助け合いの心の醸成を図っていきます。</p> <p>また、次世代を担う若年層の社会参加の促進を図るために、中学生から青年層を対象とした「夏のボランティア体験学習」を通じ、多様な存在、生き方があることへの気づきや、それを受け入れる意識の醸成を目指していきます。</p> | |

| | |
|---|------------|
| (4) ボランティアコーディネーター事業の推進 | 杉並区社会福祉協議会 |
| <p>区と杉並区社会福祉協議会との連携協力のもと、ボランティア、地域活動に興味関心がある方を対象に、「チャレンジボランティア」として年4回の講座を実施することに併せて、ボランティアや地域活動に興味がある人達とボランティア活動団体とのマッチングや横のつながりを生み出すための交流会を実施していきます。</p> | |

| | |
|--|------------|
| (5) 災害ボランティアの養成 | 杉並区社会福祉協議会 |
| <p>首都直下地震の発生が懸念される中、災害時の備えとして災害ボランティアセンターのスムーズな立ち上げと運営ができるよう、災害ボランティアの養成を進めていきます。</p> <p>また、養成講座の修了生を対象にスキルアップを図るための講座も実施し、災害ボランティアの育成に取り組みます。</p> | |

(7) 認知症サポーター等による認知症の理解促進

高齢者在宅支援課

認知症サポーター^{*77}の養成については、引き続きサポーター養成講座を開催し認知症の理解を地域全体に広げるとともに、サポート事業所^{*78}の増加にも取り組みます。さらに、認知症サポーターを対象にステップアップ講座を開催し、認知症の方やその家族のニーズに合わせた支援ができるよう「チームオレンジ^{*79}」の育成に取り組みます。

*77 認知症サポーター：認知症について正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支援する応援者

*78 サポート事業所：認知症サポーター養成講座を受講し、認知症の方が安心して暮らすことができるやさしいまちづくりに協力している店舗や事業所

*79 チームオレンジ：認知症サポーター等がチームとなって活動し、認知症の人や家族が安心して暮らせるように支援を行う

【4】 保健福祉サービスの質の向上

事業の方向性

- 保健福祉サービスの質の確保及び向上に向け、福祉の専門職である福祉人材を確保・育成するとともに、サービス事業者の東京都福祉サービス第三者評価の受審を促進し、事業者が自ら福祉サービスの質の向上を図ることにより、利用者本位の適切なサービスの提供につながるよう支援します。
- 公益性の高い社会福祉法人の指導・監査を適切に実施し、事業所の経営やサービスの適正化を図ります。また、保健福祉サービスを提供する事業所とサービスに不満がある利用者間の問題について、公正・中立な立場で解決を図る苦情調整委員制度の運用を通じて、区民の権利と利益の保護及び福祉サービスの質の向上を図ります。

主な取組

| | 取組項目 | 所管課 | 該当分野 |
|-----|-----------------------------------|--|-----------------------------|
| (1) | 福祉サービス第三者評価の推進 | 保健福祉部管理課 介護保険課 障害者施策課 障害者生活支援課 保育課 | 地域福祉 障害者 高齢者 子ども家庭 |
| (2) | 社会福祉法人の指導・監査 | 保健福祉部管理課 | |
| (3) | 苦情調整委員制度の運営 | 保健福祉部管理課 | |
| (4) | 障害分野の福祉人材確保・育成の取組の推進 | 障害者施策課 | 障害者 |
| (5) | 地域包括支援センター（ケア24）の機能強化 【再掲 P66】 | 高齢者在宅支援課 | 高齢者 |
| (6) | 介護人材の確保・定着 | 高齢者施策課 介護保険課 | |
| (7) | 保育士等の処遇改善・人材確保支援 | 保育課 | 子ども家庭 |
| (8) | 在宅医療に関わる人材の育成 | 在宅医療・生活支援センター | 健康医療 |

| | |
|--|---|
| <p>(1) 福祉サービス第三者評価の推進</p> | <p>保健福祉部管理課 介護保険課 障害者施策課 障害者生活支援課 保育課</p> |
| <p>福祉サービス利用者等のサービス選択のための情報提供を行うとともに、福祉サービスの透明性と質の向上に向けた事業者の取組を促進するため、都の福祉サービス第三者評価の受審を推進します。</p> <p>民間サービス事業者については、第三者評価の受審費補助を行い受審の促進を図ります。区立施設については、第三者評価受審を定期的に行うことで、利用者本位の福祉の実現に向けた取組を進めていきます。</p> | |
| <p>(2) 社会福祉法人の指導・監査</p> | <p>保健福祉部管理課</p> |
| <p>福祉サービスの利用形態が「行政による措置」から「事業者と利用者との契約」へと移行が進んだことに伴い、社会福祉法人には事業の創意工夫と自主的に経営基盤の強化を図ることが求められています。社会福祉法人の自主性及び自律性を尊重しつつ、引き続き、適切な指導・監査を実施していきます。</p> | |
| <p>(3) 苦情調整委員制度の運営</p> | <p>保健福祉部管理課</p> |
| <p>苦情調整委員制度は、保健福祉サービスに不満を感じた利用者等からの相談や苦情の申立て苦情調整委員が受け、問題の解決に向けて対応しています。</p> <p>苦情調整委員の調整の結果、保健福祉サービス提供者と利用者等の互いの状況が理解でき、関係改善につながっていることから、今後も公正・中立な立場から問題解決を図り、利用者の権利利益の保護と福祉サービスの質の向上を支援していきます。</p> | |
| <p>(4) 障害分野の福祉人材確保・育成の取組の推進</p> | <p>障害者施策課</p> |
| <p>障害者の地域生活を支える福祉人材の確保に当たり、地域の障害福祉サービス事業者等が連携して大学生の実習の受け入れや、仕事の魅力発信などの取組を行うとともに、ハローワークと連携した就職相談・面接会を開催するなど、人材確保に向けた取組を推進します。</p> <p>また、事業者間の垣根を越えての研修、多職種の職員がキャリア別に共に学ぶ交流研修など、地域全体で人材育成に取り組んでいきます。</p> <p>さらに、支援者の専門性を高めるため、スーパーバイザーを招いた「行動障害」「高齢障害」などの困難ケースの支援を考えるテーマ別研修を実施します。</p> | |

| | |
|---|-----------------|
| (6) 介護人材の確保・定着 | 高齢者施策課 介護保険課 |
| <p>介護保険サービスを安定的に提供するため、ハローワーク等との協力により、就職相談会等を開催し、区内事業者の介護従事者確保に努めます。</p> <p>また、介護職員初任者研修等の受講料助成を更に充実するとともに、区内事業者に勤務する非常勤職員の健康診断費用の一部助成を引き続き行い、介護従事者の処遇改善を図り、定着を支援します。</p> <p>さらに、介護現場における従事者の負担軽減と作業効率の向上を図るため、特別養護老人ホーム^{*80}等への介護ロボット^{*81}の導入を支援します。</p> | |

| | |
|---|-----|
| (7) 保育士等の処遇改善・人材確保支援 | 保育課 |
| <p>安定した保育環境の確保のため、保育士等の処遇改善や人材確保に資する支援を継続して実施します。</p> <p>①保育士等の処遇改善 国の処遇改善等加算金や都のキャリアアップ補助金を活用した、保育士等の給与アップを図ります。</p> <p>②宿舍の借り上げ補助 保育士等の人材確保のために宿舍の借り上げを行っている事業者に対して補助を行います。</p> <p>③ハローワークと連携した就職相談・面接会の実施等 保育士を目指している新卒者や有資格者を対象に、就職相談・面接会を年2回実施します。また、保育士募集や保育の仕事の魅力を伝えるポスター・リーフレットを作成し、養成学校等における周知を行います。</p> | |

| | |
|--|---------------|
| (8) 在宅医療に関わる人材の育成 | 在宅医療・生活支援センター |
| <p>医療や介護に関わる多様な職種に対し、事例検討やグループワーク等を交えた研修を行うことにより、相談対応力の向上、医療・介護関係者間の相互理解や連携の強化を図ります。</p> | |

*80 特別養護老人ホーム：常時介護を必要とし、在宅での生活が困難な高齢者に対して、生活全般の介護を提供する施設

*81 介護ロボット：日常生活支援における、①移乗支援、②排泄支援、③見守り、④入浴支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のあるロボット

【5】ユニバーサルデザインのまちづくりの推進

(福祉への理解促進と差別解消)

事業の方向性

- 誰もが安心して暮らせるユニバーサルデザインに基づいたまちづくりを実現するため、施設や建物等のハードの整備と心のバリアフリー^{*82}などのソフト面の取組の両面から、区内のバリアフリー化に取り組んでいきます。
- 高齢者や障害者などが抱える生活の困難さや不自由さを区民一人ひとりが理解し、お互いが尊重し合い支え合う「心」をはぐくむため、バリアフリー等に関連する情報提供や広報啓発活動など、心のバリアフリーを推進していきます。
- 誰もが分け隔てられることなく、地域の一員として力を発揮できる共生社会の実現に向けて、障害や個性の違いを理由とした不当な差別や虐待を解消し、合理的配慮^{*83}の提供等に必要な取組を進めることで、誰にでもやさしいまちづくりを進めます。

主な取組

| | 取組項目 | 所管課 | 該当分野 |
|-----|----------------------------------|--------------------|------|
| (1) | ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進 | 都市整備部管理課 | 地域福祉 |
| (2) | 心のバリアフリーの理解・促進 | 保健福祉部管理課 障害者施策課 | |
| (3) | 福祉教育の推進 | 杉並区社会福祉協議会 | |
| (4) | 共生社会しかけ隊による合理的配慮の推進 | 障害者施策課 | 障害者 |
| (5) | 認知症サポーター等による認知症の理解促進 【再掲 P93】 | 高齢者在宅支援課 | 高齢者 |

*82 心のバリアフリー：障害者や高齢者等が自立した日常生活や社会生活を送ることの重要性について理解を深め、誰もが自然に支え合えること

*83 合理的配慮：障害者が日常生活や社会生活を送る上での不便さや困難さや困難を改善するために、周囲ができる範囲（過重な負担にならない）で行う目的に沿った心配り

| | |
|---|----------|
| (1) ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進 | 都市整備部管理課 |
| <p>高齢者や障害者等をはじめ、誰もが安全に利用できる施設とするため、区立施設等のユニバーサルデザインによる整備やバリアフリー化を推進します。また、誰もが安全に安心して区内の駅を利用することができるよう、京王井の頭線久我山駅とJR中央線各駅における鉄道事業者によるホームドアの設置を支援します。</p> <p>杉並区バリアフリー基本構想に基づき、4つの重点整備地区（荻窪駅周辺地区、阿佐ヶ谷駅周辺地区、富士見ヶ丘駅・高井戸駅周辺地区、方南町駅周辺地区）を中心に区内全域のバリアフリー化を推進します。</p> <p>≪区内鉄道駅のホームドア設置助成≫ 0 駅 [令和3 (2021) 年度(現状)] ⇒ 3 駅 [令和9 (2027) 年度 (最終)]</p> | |

| | |
|---|--------------------|
| (2) 心のバリアフリーの理解・促進 | 保健福祉部管理課 障害者施策課 |
| <p>高齢者や障害者などが抱える日常生活における困難さや不自由さを誰もが理解し、駅や施設など様々な場所で支え合えるよう、ポスター等による啓発やヘルプマーク^{*84}の配布など、「心のバリアフリー」の啓発を行います。</p> <p>また、高齢者や障害者、子ども連れの方などへの配慮した店舗を「心のバリアフリー協力店」として認定し、ステッカーを掲示するなど、広く区民に周知します。また、協力店の増加を促進し、誰もが安心して買い物や外出ができる環境の整備を進めます。</p> | |

| | |
|--|------------|
| (3) 福祉教育の推進 | 杉並区社会福祉協議会 |
| <p>福祉教育は「子どもたちの福祉の学びを支援する取組」と「住民主体の『地域福祉』を進める取組」の2つの視点で進めていく必要があります。子どもたちに福祉教育の目的を理解してもらうために、学校（教職員、学校支援本部等）との連携を図っていきます。また、この取組を通じて、多くの区民の自発的な地域活動やボランティア活動への参加につなげていきます。</p> | |

| | |
|--|--------|
| (4) 共生社会しかけ隊による合理的配慮の推進 | 障害者施策課 |
| <p>共生社会の実現に向け、障害当事者、支援者、民間事業者等からなる「共生社会しかけ隊」を結成し、障害者が地域で生活する上で関わる様々な場所に出向き、障害者と出向いた場所の職員それぞれが感じている困りごとを共に解決する取組を推進します。また、対話型の意見交換の中で出された障害者の不便さを無理なく解決する合理的配慮の取組は、アイデア集としてまとめて広く周知し、誰もが暮らしやすいまちづくりを進めます。</p> | |

*84 ヘルプマーク：外見からわからなくても援助や配慮を必要としている方が、そのことを周囲に知らせるためのマーク

第4章

計画の推進に当たって

計画の推進に当たって

- 本計画の進行管理に当たっては、社会福祉法107条第3項の規定に基づき、毎年、事業等の進捗状況の把握と効果検証を行い、PDCAサイクル^{*85}による計画の推進を図っていきます。
- 計画の進捗状況等の検証・評価は、学識経験者や区内福祉関係者、区民等で構成する「(仮称) 杉並区地域福祉施策推進連絡会」を設置し実施していきます。また、専門家や地域住民との対話を通じて意見を集約し、今後の計画の見直し等に反映していきます。
- 複雑化・多様化する福祉ニーズに対して迅速かつ的確に対応し、着実に実施できるよう、執行体制を不断に見直します。

<社会福祉法における計画の進行管理・評価(抜粋)>

社会福祉法 第107条第3項(市町村地域福祉計画)

市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

*85 PDCAサイクル：PDCAはPlan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の略。生産・品質などの管理を円滑に進めるため、企業活動において業務を継続的に改善していく手法の一つ

資料編

1 保健福祉施策において分野横断的に実施する事業

| 推進する事業 | 事業実現のための主な取組 | |
|--------------------|-----------------------------------|----------------------------|
| 地域における支え合い・助け合いの推進 | 地域支え合いの仕組みづくり事業の推進 | 地域福祉 |
| | 住民参加の助け合い活動の推進（ささえあいサービス） | |
| | 地域支援ネットワークの推進 | |
| | 生活支援体制整備事業の推進 | 高齢者 |
| | 子育てを支え合う仕組みづくりの推進 | 子ども家庭 |
| 地域の見守り体制の充実 | 民生委員・児童委員活動の充実 | 地域福祉 |
| | たすけあいネットワーク（地域の手）の実施 | 高齢者 |
| | 高齢者安心コールの実施 | |
| | 安心おたっしや訪問の実施 | |
| | ICTを活用した高齢者在宅サービスの実施 | |
| 災害時における地域の支え合いの推進 | 地域のたすけあいネットワーク（地域の手）登録者増に向けた取組の充実 | 地域福祉 |
| | 震災救援所の要配慮者への対応強化 | |
| | 災害ボランティアセンターの機能強化 | |
| | 福祉救援所の充実 | |
| | 民間事業者との連携強化 | |
| | 震災救援所の運営に関するデジタル化 | |
| | 災害時要配慮者の避難場所の確保 | |
| | 医療救護が必要な災害時要配慮者等の支援体制の充実 | 健康医療 |
| 成年後見制度等の利用促進 | 制度を必要とする人をつなぐ相談機能の向上 | 地域福祉 障害者 高齢者 健康医療 |
| | 意思決定支援や身上保護を重視した支援体制の構築 | 地域福祉 |
| | 権利擁護支援の地域連携ネットワークの推進 | |
| | 成年後見人等の担い手の確保と育成・支援 | |
| | 成年後見制度等の普及啓発の充実 | |
| | 円滑な制度利用に向けた支援の充実 | |
| 権利擁護の仕組みの充実と虐待防止 | 配偶者・パートナーからの暴力対策の推進 | 地域福祉 |
| | 障害者の虐待防止の推進 | 障害者 |
| | 共生社会しかけ隊による合理的配慮の推進 | 高齢者 |
| | 認知症サポーター等による認知症の理解促進 | |
| | 高齢者虐待防止と権利擁護の充実 | |
| | 児童虐待対策等に関する普及啓発 | 子ども家庭 |
| | 子どもの権利擁護の推進 | |

| 推進する事業 | 事業実現のための主な取組 | |
|-------------------------|---------------------------------------|--------------------|
| 身近な相談体制の充実 | 民生委員・児童委員活動の充実 | 地域福祉 |
| | 生活困窮者に対する伴走型支援の実施 (くらしのサポートステーション) | |
| | 福祉なんでも相談の推進 | |
| | 地域支え合いの仕組みづくり事業の推進 | |
| | ゆうライン相談の実施 | 子ども家庭 |
| 包括的相談支援体制の構築 | 包括的相談支援の推進 | 地域福祉 |
| | 生活困窮者に対する伴走型支援の実施 (くらしのサポートステーション) | |
| | 障害者の相談支援の充実 | 障害者 |
| | 地域ケア会議の実施 | 高齢者 |
| | 地域包括支援センター(ケア24)の機能強化 | |
| | 子ども家庭支援センターの整備・機能強化 | 子ども家庭 |
| 生活困窮者やひきこもり等への自立支援体制の充実 | 生活困窮者に対する伴走型支援の実施 (くらしのサポートステーション) | 地域福祉 |
| | 子どもの学習等支援事業の実施 | |
| | 自立支援センターによる路上生活者等への支援 | |
| | 多様な相談者に寄り添った就労支援の展開 | |
| | 精神保健に関する相談の充実 | 健康医療 |
| 住宅確保要配慮者等への居住支援 | 障害者グループホームの整備と居住継続支援 | 障害者 |
| | 高齢者向け住宅確保及び居住継続支援 | 高齢者 |
| | 子育て世帯向け住宅確保及び居住継続支援 | 子ども家庭 |
| 再犯防止等の推進 | 就労・住宅確保の支援 | 地域福祉 |
| | 更生保護団体の活動の促進等 | |
| | 更生保護サポートセンターの移転・運営支援 | |
| | 再犯防止に関する普及・啓発活動の推進 | |
| | 包括的相談支援の推進 | |
| | 保健医療・福祉サービスの利用支援 | 障害者 高齢者 健康医療 |
| | 精神保健に関する相談の充実 | 健康医療 |
| 移動のための支援の充実 | 外出支援相談センターの運営 | 地域福祉 |
| | 福祉有償運送団体の支援 | |
| | 新たな公共交通サービスによる移動の選択肢の拡充 | |
| | 障害者の移動支援事業の充実 | 障害者 |

| 推進する事業 | 事業実現のための主な取組 | |
|------------------|--|-------|
| 気軽に集い交流できる場の充実 | コミュニティふらっとの運営 | 地域福祉 |
| | きずなサロンの支援事業の推進 | |
| | 障害者の集える場の充実 | 障害者 |
| | ゆうゆう館の運営 | 高齢者 |
| | 子ども・子育てプラザの整備・運営 | 子ども家庭 |
| | 乳幼児親子の居場所の実施 | |
| | 児童館の運営 | |
| | 小学生の放課後等居場所事業の小学校内での実施 | |
| | 児童青少年センター（ゆう杉並）の充実 | |
| | 中・高校生の新たな居場所の実施 | |
| 情報発信の強化及び情報格差の解消 | バリアフリーマップの機能充実 | 地域福祉 |
| | 在宅医療・介護保険サービス事業者・地域の集いの場情報検索システムによる情報提供の充実 | 高齢者 |
| | 障害者への情報発信の充実 | 障害者 |
| | 高齢者を対象としたパソコン講座等の開催支援 | 高齢者 |
| | すぎなみ子育てサイトの運営 | 子ども家庭 |
| 地域福祉の担い手の育成・支援 | 民生委員・児童委員の人材確保 | 地域福祉 |
| | 地域福祉活動を担う人材の育成・支援 | |
| | ボランティア人材の育成及び研修事業の推進 | |
| | ボランティアコーディネート事業の推進 | |
| | 災害ボランティアの養成 | |
| | 福祉教育の推進 | |
| | 認知症サポーター等による認知症の理解促進 | 高齢者 |
| 保健福祉サービスの質の向上 | 福祉サービス第三者評価の推進 | 地域福祉 |
| | 社会福祉法人の指導・監査 | 障害者 |
| | 苦情調整委員制度の運営 | 高齢者 |
| | 障害分野の福祉人材確保・育成の取組の推進 | 子ども家庭 |
| | 地域包括支援センター（ケア 24）の機能強化 | 障害者 |
| | 介護人材の確保・定着 | 高齢者 |
| | 保育士等の処遇改善・人材確保支援 | 子ども家庭 |
| | 在宅医療に関わる人材の育成 | 健康医療 |

| 推進する事業 | 事業実現のための主な取組 | |
|--|--|-----------------------------|
| ユニバーサルデザインのまちづくりの推進 (福祉への理解促進と差別解消) | ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進 | 地域福祉 障害者 高齢者 |
| | 心のバリアフリーの理解・促進 | |
| | 福祉教育の推進 | |
| | 共生社会しかけ隊による合理的配慮の推進 | |
| | 認知症サポーター等による認知症の理解促進 | |
| ヤングケアラー支援の推進 | ヤングケアラー支援体制の強化 | 子ども家庭 地域福祉 高齢者 障害者 |
| | ヤングケアラー実態調査の実施 | |
| | ヤングケアラー支援事業の実施 | |
| 未就学児の療育体制の充実 | 障害児の発達相談 | 障害者 子ども家庭 |
| | 療育支援の充実 | |
| | 地域支援の充実 | |
| | 障害児保育の充実 | |
| 学齢期の障害児支援の充実 | 学齢期の児童の発達相談 | 障害者 子ども家庭 健康医療 |
| | 学齢期の児童への発達支援の充実 | |
| | 放課後等デイサービス事業所 ^{*86} への開設促進と運営支援 | |
| | こども発達支援センターの療育支援の実施 | |
| 地域における医療的ケア児 ^{*87} の支援体制の整備 | 医療的ケア児の受入れ体制の充実 | 障害者 子ども家庭 健康医療 |
| | 関係機関との連携強化による相談支援の充実 | |
| | 重症心身障害児の短期入所先の確保 | |
| 食育活動の推進 | 食育の普及啓発 | 高齢者 子ども家庭 健康医療 |
| | ライフステージに応じた食育の推進 | |
| | 健康的な食生活への環境整備 | |
| | 食育推進ネットワークの強化 | |
| 高齢期における健康づくり | 介護予防・フレイル予防 ^{*88} ・認知症予防の推進 | 高齢者 健康医療 |
| | 地域介護予防活動の支援 | |
| | 地域介護予防活動支援者の育成・支援 | |
| 障害者の地域医療体制の整備 | 移行期医療支援の促進 | 障害者 健康医療 |
| | 移行期医療に対する保護者等への普及啓発 | |
| | 重症心身障害児の短期入所先の確保 | |

- *86 放課後等デイサービス事業所：学校教育法に定める学校（幼稚園及び大学を除く。）に就学している障害児に、授業の終了後又は学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う事業所
- *87 医療的ケア児：日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他医療行為）受けることが不可欠である児童（18歳以上の高校生等を含む）
- *88 フレイル予防：フレイルとは、加齢等により心身の活力（筋力、認知機能、社会とのつながりなど）が低下した状態のこと。健康な状態からフレイルの段階を経て要介護状態に陥る。兆候を早期に発見し、適切に対処することで、進行を抑制したり、健康な状態に戻すことができる

